

令和6年度 賀茂地域大規模氾濫減災協議会

令和6年8月7日（水）
14時00分～15時20分

議 事 次 第

（Web 開催）

議 事

- （1）取組方針の進捗状況と各機関の主な取組・・・資料1、資料1-1、資料2
参考資料1、参考資料3
- （2）流域治水プロジェクトの取組状況と主な取組・・・資料3、資料4
参考資料2
- （3）今後の予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料5

その他

- （1）情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料4

<配布資料>

・議事次第、出席者名簿、賀茂地域大規模氾濫減災協議会規約、

- ・資料1 概ね5年間（令和4年度から令和8年度まで）で実施する取組方針（星取表）
- ・資料1-1 過去5年間（令和4年度から令和8年度まで）の各機関の取組結果
- ・資料2 （市町別）令和5年度・令和6年度の主な取組
- ・資料3 （賀茂地区）流域治水プロジェクトの取組状況
- ・資料4 （流プロ）令和5年度の取組報告と令和6年度取組み予定
- ・資料5 今後の予定について

- ・参考資料1 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく賀茂地域の豪雨災害減災に係る取組方針（令和4年9月22日）
- ・参考資料2 水系別の流域治水プロジェクト（9水系）
- ・参考資料3 協議会設立の背景と取組
- ・参考資料4 水管理・国土保全局行政に関する最近の話題（中部地方整備局）

令和6年度 賀茂地域大規模氾濫減災協議会
出席者名簿

	役 職	氏 名	備考
下田市	市長	松木 正一郎	Web
東伊豆町	副町長	鈴木嘉久	Web・代理出席
河津町	町長	岸 重宏	Web
南伊豆町	町長	岡部 克仁	Web
松崎町	町長	深澤 準弥	Web
西伊豆町	副町長	高木 光一	Web・代理出席
気象庁 静岡地方気象台	台長	北田 繁樹	Web
国土交通省 中部地方整備局 河川部 地域河川課	課長	堀 智幸	Web
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 静岡水源林整備事務所	所長	栗山 喬行	Web
静岡県 危機管理部	危機管理部参事 (政策調整担当)	森 統彦	Web
静岡県 経営管理部 賀茂地域局	副局長兼 賀茂危機管理監	山梨 義之	対面による参加
静岡県 健康福祉部 政策管理局	局長	山下 英作	Web
静岡県 交通基盤部 河川砂防局	局長	山田 真史	対面による参加 随行：植松(土木防災課)
静岡県 交通基盤部 下田土木事務所	所長	佐藤 雅史	

2024/8/2 9:36

賀茂地域大規模氾濫減災協議会規約

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「賀茂地域大規模氾濫減災協議会」（以下「減災協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、昨今の豪雨の激化による甚大な水害等の頻発を踏まえ、施設では防ぎきれない大洪水等は必ず発生するとの考えに立ち、関係市町と国、県等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

2 近年の豪雨や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、賀茂地域において、あらゆる関係者が主体的に水害対策に取り組む「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象河川・海岸）

第3条 協議会は、稻生沢川、那賀川、仁科川、青野川、河津川、その他下田土木事務所管内における二級河川及び海岸を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の招集、進行及び運営は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることが出来る。

（幹事会の構成）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の招集、進行及び運営は事務局が行う。

4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることが出来る。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

1 水害による被害の軽減として実施する事項

（1）現況の水害リスク情報等と減災に係る取組状況の共有

（2）減災目標の共有と目標達成に向けて各構成員が取り組む事項をまとめた「取組方針」の協議・共有

（3）「取組方針」にもとづく対策の実施とフォローアップ

（4）水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組

（5）その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

2 流域治水として実施する事項

- (1) 賀茂地域で行う流域治水の全体像を共有・検討
- (2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表
- (3) 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施とフォローアップ
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表が適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(書面による議事)

第9条 やむを得ない理由により協議会を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に回禄し、その意見を徹し、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、静岡県交通基盤部河川砂防局上木防災課、静岡県交通基盤部河川砂防局砂防課、静岡県交通基盤部下川上木事務所、静岡県危機管理部危機対策課、静岡県経営管理部賀茂地域局、静岡県健康福祉部政策管理局健康福祉政策課が務める。
- 3 代表事務局は、静岡県交通基盤部下川上木事務所が務める。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年2月3日から施行する。

(附則)

本改正は、平成30年2月16日から施行する。

(附則)

本改正は、令和元年6月7日から施行する。

(附則)

本改正は、令和2年5月29日から施行する。

(附則)

本改正は、令和3年8月10日から施行する。

(附則)

本改正は、令和4年9月22日から施行する。

別表－1 賀茂地域大規模氾濫減災協議会 構成員

関係機関名	役職名
下田市	市長
東伊豆町	町長
河津町	町長
南伊豆町	町長
松崎町	町長
西伊豆町	町長
気象庁 静岡地方気象台	台長
国土交通省 中部地方整備局 河川部 地域河川課	課長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 静岡水源林整備事務所	所長
静岡県 危機管理部	参事（政策調整担当）
静岡県 経営管理部 賀茂地域局	副局長兼 賀茂危機管理監
静岡県 健康福祉部 政策管理局	局長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局	局長
静岡県 交通基盤部 下田土木事務所	所長

別表－２ 賀茂地域大規模氾濫減災協議会（幹事会） 構成員

関係機関名	役職名
下田市 防災安全課	課長
下田市 建設課	課長
下田市 福祉事務所	所長
東伊豆町 防災課	課長
東伊豆町 建設整備課	課長
東伊豆町 健康づくり課	課長
河津町 防災課	課長
河津町 建設課	課長
河津町 福祉介護課	課長
南伊豆町 総務課防災室	課長
南伊豆町 地域整備課	課長
南伊豆町 福祉介護課	課長
松崎町 総務課	課長
松崎町 産業建設課	課長
松崎町 健康福祉課	課長
西伊豆町 防災課	課長
西伊豆町 建設課	課長
西伊豆町 健康福祉課	課長
気象庁 静岡地方気象台	防災管理官
国土交通省 中部地方整備局 河川部 地域河川課	河川保全専門官
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 静岡水源林整備事務所	所長
静岡県 危機管理部 危機対策課	課長
静岡県 経営管理部 賀茂地域局	参事兼危機管理課長
静岡県 健康福祉部 政策管理局 企画政策課	課長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川企画課	課長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 上木防災課	課長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 砂防課	参事兼課長
静岡県 交通基盤部 下田土木事務所	次長兼企画検査課長

過去5年間の各機関の取組結果

具体的な取組の柱 取組の中項目 具体的取組	対応 する 課題	主な内容	実施主体	実績	予定
				R5(令和6年出水期まで)	R6(令和7年出水期まで)
水害リスク情報の共有による確実な避難の確保					
■要配慮者施設における確実な避難に向けた取組					
1) 施設管理者等への理解促進					
要配慮者利用 施設の管理者 等を対象とした 防災情報等の 提供	k	県(健康福祉部 局、教育委員会) 及び市町が主催 する防災研修会 等の場を活用し、 関係者への制度 周知と情報提供 を実施する。	下田市	●戸別受信機の貸与 ●同報無線以外の広報手段として、登録制市民向けメールの普及促進 ●防災アプリ「静岡県防災」の周知	○戸別受信機の貸与 ○同報無線以外の広報手段として、登録制市民向けメールの普及促進 ○対象施設との連絡体制の構築・整備 ○防災アプリ「静岡県防災」の周知
			東伊豆町	●土砂:特養「湯ヶ岡の郷」地域の避難訓練に施設職員参加 水害:区域指定なし 対象施設なし	●土砂:特養「湯ヶ岡の郷」地域の避難訓練に施設職員参加 水害:区域指定なし 対象施設なし
			河津町	大雨警報発令に伴い、電話で情報提供(4回)	警報等の気象情報の発令を情報提供
			南伊豆町	●継続実施	●継続実施
			松崎町	●随時、情報提供 町広報誌にて、防災アプリ「静岡県防災」について周知	○随時、情報提供 町広報誌にて、防災アプリ「静岡県防災」について周知
			西伊豆町	実績なし	気象台等が発表する情報について、メールなどを活用し情報提供を実施
			静岡地方気象台	防災研修会等の場を利用し、気象台が発表する防災気象情報の利活用についての説明を継続する。	防災研修会等の場を利用し、気象台が発表する防災気象情報の利活用についての説明を継続する。
			危機対策課	関係機関が主催する研修会等に参加し、必要に応じて施設管理者等への説明を実施。	関係機関が主催する研修会等に参加し、必要に応じて施設管理者等への説明を実施。
			賀茂地域局	静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の周知・普及促進	地域防災計画への掲載助言を継続 国や県の関係部局と連携して、防災アプリ「静岡県防災」の周知・普及を促進
			健康福祉部	・社会福祉施設に対する指導監査において、防災管理体制や防災訓練実施状況を確認・指導 ・高齢者福祉施設向け災害対応マニュアルによる社会福祉施設の取組促進 ・研修会を活用し、講師を招いて防災情報を提供	・社会福祉施設に対する指導監査において、防災管理体制や防災訓練実施状況を確認・指導 ・高齢者福祉施設向け災害対応マニュアルによる社会福祉施設の取組促進 ・研修会を活用し、講師を招いて防災情報を提供
			河川企画課	-	-
			土木防災課	●関係機関が主催する研修会等で施設管理者等への説明を実施。	●関係機関が主催する研修会等で施設管理者等への説明を継続する。
			砂防課	関係機関が主催する研修会等で施設管理者等への説明を実施。	関係機関が主催する研修会等で施設管理者等への説明を継続する。
			下田土木	-	-

具体的な取組みの柱 取組の中項目 具体的取組	対応 する 課題	主な内容	実施主体	実績	
				予定	
				R5(令和6年出水期まで)	R6(令和7年出水期まで)
2) 避難確保計画の作成促進					
確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進	k	市町は、地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練実施の支援を実施する	下田市	■地域防災計画への対象施設の掲載 ●水位周知河川の洪水最大被害想定を反映したハザードマップの配布 ■特養「梓の里」防災訓練に立会	○避難確保計画の作成支援 ○水位周知河川の洪水最大被害想定を反映したハザードマップの配布 ○避難訓練の立会 ○避難行動要支援者個別支援計画の策定に向けた啓発 ○令和4年度末に新たに発表された河川の被害想定を反映したハザードマップの作成
			東伊豆町	■土砂:特養「湯ヶ岡の郷」水害:対象施設なし	■土砂:特養「湯ヶ岡の郷」水害:対象施設なし
			河津町	地域防災計画へ対象施設掲載を検討	地域防災計画への対象施設掲載を検討
			南伊豆町	●未作成施設・新規対象施設に個別指導を実施	●未作成施設・新規対象施設に個別指導を実施
			松崎町	●要配慮者利用施設の避難計画作成支援・避難訓練支援(※計画作成済:3事業所)	○要配慮者利用施設の避難計画作成支援・避難訓練支援
			西伊豆町	地域防災計画の更新	地域防災計画掲載の対象施設の更新を行うと共に避難確保計画の作成を支援する
			静岡地方気象台	—	—
			危機対策課	—	—
			賀茂地域局	風水害、土砂災害訓練の支援	訓練に関する技術的助言を継続
			健康福祉部	・社会福祉施設に対する指導監査において、防災管理体制や防災訓練実施状況を確認・指導 ・研修会や市町との意見交換会を活用し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について説明 ・洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に立地する社会福祉施設が行う避難確保計画の策定を支援	・社会福祉施設に対する指導監査において、防災管理体制や防災訓練実施状況を確認・指導 ・研修会や市町との意見交換会を活用し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について説明 ・洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に立地する社会福祉施設が行う避難確保計画の策定を支援
			河川企画課	—	—
			土木防災課	●関係機関が主催する研修会等で施設管理者等への説明を実施。	●関係機関が主催する研修会等で施設管理者等への説明を継続する。
			砂防課	関係機関が主催する研修会等で施設管理者等への説明を実施。	関係機関が主催する研修会等で施設管理者等への説明を継続する。
			下田土木	—	—
■確実な避難指示の発令に向けた取組					
避難指示の発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	lj	避難指示の発令を想定した水害版図上訓練等を実施し、発令基準の点検及び見直しを図る。土砂災害・全国防災訓練において、土砂災害防止講習会を実施する。	下田市	■モデル地区を選定し、土砂災害防災訓練を実施(加増野区)	○土砂災害・全国防災訓練に合わせた県主体の土砂災害防止講習会への参加を推進 ○モデル地区を選定し、土砂災害防災訓練を実施
			東伊豆町	●土砂災害防止講習会への参加を推進	●土砂災害防止講習会への参加を推進
			河津町	土砂災害防止講習会への参加を推進。	土砂災害防止講習会への参加を推進。
			南伊豆町	■湊地区において実施。防災室職員による土砂災害説明を実施。	●土砂災害訓練(6月)で実施予定
			松崎町	●要配慮者利用施設の避難計画作成支援・避難訓練支援(※計画作成済:3事業所)	○要配慮者利用施設の避難計画作成支援・避難訓練支援
			西伊豆町	土砂災害防止講習会を実施	土砂災害防止講習会への参加を促進
			静岡地方気象台	必要に応じて、市町と合同で発令基の見直しを図る。	必要に応じて、市町と合同で発令基の見直しを図る。
			危機対策課	風水害対処訓練を実施し、タイムラインを用いた情報トリアージ等の情報整理、関係機関との連絡調整、迅速かつ的確な情報伝達等について確認を行う。	風水害対処訓練を実施し、タイムラインを用いた情報トリアージ等の情報整理、関係機関との連絡調整、迅速かつ的確な情報伝達等について確認を行う。
			賀茂地域局	気象防災ワークショップ(土砂災害編)を静岡地方気象台協力を得て開催し、管内市町職員の気象情報や避難情報発表の基礎知識を習得(R5.6.5) 風水害対処研修を実施し、防災体制を強化(松崎町、西伊豆町、下田土木事務所、下田財務事務所、R5.6.14)	気象防災ワークショップ(風水害編)を静岡地方気象台の協力を得て開催し、管内市町職員の気象情報や避難情報発表の基礎知識を習得(R6.6.4) 風水害対処研修を実施し、防災体制を強化(東伊豆町、河津町、下田土木事務所、下田財務事務所、R6.6.21)

具体的な取組の柱 取組の中項目 具体的取組	対応 する 課題	主な内容	実施主体	実績	
				予定	
				R5(令和6年出水期まで)	R6(令和7年出水期まで)
ホットライン体制の構築・運用	j	洪水時における情報伝達手段として、関係市長と下田土木事務所長とのホットライン体制を構築・運用する。	健康福祉部	—	—
			河川企画課	—	—
			土木防災課	—	—
			砂防課	土砂災害・全国防災訓練等において土砂災害防止講習会を実施。	土砂災害・全国防災訓練等において土砂災害防止講習会を継続する。
			下田土木	訓練に参加講習会の実施	訓練に参加講習会の実施
			下田市	—	—
			東伊豆町	—	—
			河津町	—	—
			南伊豆町	—	—
			松崎町	—	—
			西伊豆町	—	—
			静岡地方気象台	台長と市町長とのホットラインを構築済み。	台長と市町長とのホットラインを構築済み。
			危機対策課	—	—
			賀茂地域局	—	—
			健康福祉部	—	—
			河川企画課	—	—
			土木防災課	—	—
			砂防課	—	—
			下田土木	—	—
ホットラインや洪水対応演習などの情報伝達訓練の充実	d,i	洪水対応演習等において関係機関を対象とした情報伝達訓練を毎年実施し、関係市町とのホットライン体制を確認する。土砂災害・全国防災訓練において、土砂災害防止講習会を実施する。	下田市	●土砂災害・全国防災訓練に合わせた県主体の土砂災害防止講習会への参加を推進。	○土砂災害・全国防災訓練に合わせた県主体の土砂災害防止講習会への参加を推進。
			東伊豆町	●土砂災害・全国防災訓練に合わせた県主体の土砂災害防止講習会への参加を推進。	●土砂災害・全国防災訓練に合わせた県主体の土砂災害防止講習会への参加を推進。
			河津町	防災メールによる情報伝達訓練の実施(9月)	土砂災害・全国防災訓練に合わせた県主体の土砂災害防止講習会への参加を推進
			南伊豆町	●土砂災害・全国防災訓練に合わせた県主体の土砂災害防止講習会への参加を推進。	●土砂災害・全国防災訓練に合わせた県主体の土砂災害防止講習会への参加を推進。
			松崎町	●土砂災害・全国防災訓練に合わせた県主体の土砂災害防止講習会への参加を推進。 ●継続して、訓練及び連絡体制の確認	○土砂災害・全国防災訓練に合わせた県主体の土砂災害防止講習会への参加を推進。 ○継続して、訓練及び連絡体制の確認
			西伊豆町	土砂災害・全国防災訓練に合わせた県主体の土砂災害防止講習会を実施	土砂災害・全国防災訓練に合わせた県主体の土砂災害防止講習会への参加を促進
			静岡地方気象台	—	—
			危機対策課	—	—
			賀茂地域局	—	—
			健康福祉部	—	—
			河川企画課	—	—
			土木防災課	●洪水対応演習にて、関係機関を対象に伝達訓練を実施。 県河川：R5.5.31	●洪水対応演習にて、関係機関を対象に伝達訓練を継続する。 県河川：R6.6.13
			砂防課	土砂災害・全国防災訓練において、関係機関にて情報伝達訓練を実施。	土砂災害・全国防災訓練において、関係機関にて情報伝達訓練を継続する。
			下田土木	・訓練の実施 ・連絡先の更新	・訓練の実施 ・訓練実施に伴い、課題点があれば改善

具体的な取組みの柱 取組の中項目 具体的取組	対応 する 課題	主な内容	実施主体	実績		予定	
				R5(令和6年出水期まで)		R6(令和7年出水期まで)	
危険度レベル の統一化等による災害情報 の充実と整理	c.g	洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しと運用 土砂災害警戒情報の発表文の見直しと運用	下田市	●警戒レベルや避難指示等の避難情報に関する周知及び啓発	○警戒レベルや避難指示等の避難情報に関する周知及び啓発		
			東伊豆町	対象となる周知河川なし	対象となる周知河川なし		
			河津町	サイボスレーダーから河津川の水位情報を取得し、避難情報の検討	迅速な避難に向けた河津川の水位周知情報の取得		
			南伊豆町	■サイボスレーダーから青野川の水位情報を取得し、避難情報の検討。	○サイボスレーダーから青野川の水位情報を取得し、避難情報の検討。		
			松崎町	○那賀川の水位周知情報の発表形式について、再度検討 ○警戒レベルや避難情報に関する周知及び啓発	○那賀川の水位周知情報の発表形式について、再度検討 ○警戒レベルや避難情報に関する周知及び啓発		
			西伊豆町	仁科川の水位周知情報の発表形式について、再度検討	仁科川の水位周知情報の発表形式について、再度検討		
			静岡地方気象台	●内閣府の定める5段階の警戒レベルを明記した防災情報の提供を継続する。	●内閣府の定める5段階の警戒レベルを明記した防災情報の提供を継続する。		
			危機対策課	—	—		
			賀茂地域局	管内河川の水位情報と避難判断との関係性を研修等で周知	管内河川の水位情報と避難判断との関係性を研修等で周知継続		
			健康福祉部	—	—		
			河川企画課	—	—		
			土木防災課	●洪水予報及び水位周知情報の新発表形式の運用	●洪水予報及び水位周知情報の新発表形式の運用		
			砂防課	土砂災害警戒情報の発表基準を見直。	土砂災害警戒情報の発表基準を変更し、新基準にて運用。		
			下田土木	—	—		
■水害リスク情報等の共有に向けた取組							
1) 洪水予報河川、水位周知河川、土砂災害警戒区域等における取組							
・最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図への見直しと周知 ・土砂災害警戒区域等の見直し	a.b.e	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等を平成30年度末までに作成する。 ・土砂災害警戒区域等を指定・公表する。	下田市	—	—		
			東伊豆町	—	—		
			河津町	—	—		
			南伊豆町	—	—		
			松崎町	—	—		
			西伊豆町	—	—		
			静岡地方気象台	—	—		
			危機対策課	—	—		
			賀茂地域局	—	—		
			健康福祉部	—	—		
			河川企画課	賀茂地域38河川のうち、38河川すべての浸水想定区域図を作成・公表した。	—		
			土木防災課	■完了	■完了		
			砂防課	・全ての土砂災害危険箇所において基礎調査及び土砂災害警戒区域の指定を完了。 ・航空レーザ測量による高精度の地図を活用した土砂災害警戒区域等の候補箇所の抽出完了及び公表。 ・地形改変等、土地の利用状況に応じた土砂災害警戒区域等の見直し	・土砂災害警戒区域等の候補箇所における基礎調査実施優先順位付けを行う。 ・地形改変等、土地の利用状況に応じた土砂災害警戒区域等の見直し		
			下田土木	土砂災害警戒区域等の見直しを実施	土砂災害警戒区域等の見直しを実施予定		
最大クラスの高潮を対象とした浸水想定区域図の作成と周知	b	想定最大規模の高潮に係る浸水想定区域図の作成を行い、公表する。	下田市	—	—		
			東伊豆町	—	—		
			河津町	—	—		
			南伊豆町	—	—		
			松崎町	—	—		
			西伊豆町	—	—		
			静岡地方気象台	—	—		
			危機対策課	—	—		
			賀茂地域局	—	—		
			健康福祉部	—	—		
			河川企画課	令和4年10月19日に伊豆半島沿岸の高潮浸水想定区域図を公表した。	家屋倒壊等氾濫想定区域図の作成を行い、公表する。		
			土木防災課	●静岡県高潮浸水想定等検討委員会(第5回)において、高潮特別警戒水位の設定について検討。	●引き続き、静岡県高潮浸水想定等検討委員会が高潮特別警戒水位の設定について検討。 ○国交省と国総研が共同で開発している「波浪のうちあげ高予測技術」の実証実験の結果から利活用を検討。		
			砂防課	—	—		
			下田土木	—	—		

具体的な取組の柱 取組の中項目 具体的取組	対応 する 課題	主な内容	実施主体	実績	
				予定	
				R5(令和6年出水期まで)	R6(令和7年出水期まで)
洪水・高潮浸水 想定区域の指 定に伴う洪水 ハザードマップ の作成と周知 土砂災害ハ ザードマップの 作成と周知	d,q	洪水・高潮浸水想 定区域の指定に 伴いハザードマ ップを作成・周知す る。 指定・公表された 土砂災害警戒区 域図等に基づき ハザードマップを 作成する。	下田市	●対象河川の拡大など新たな想定が出 された場合の被害想定の見直し及び洪 水ハザードマップの更新、配布及び周 知	○対象河川の拡大など新たな想定が出 された場合の被害想定の見直し及び洪 水ハザードマップの更新、配布及び周 知
			東伊豆町	○洪水ハザードマップの配布及び周知	○洪水ハザードマップの配布及び周知
			河津町	土砂災害、洪水・高潮浸水想定マップ作 成(A3) 各戸配布	—
			南伊豆町	■ホームページ上に掲載する	○ホームページ上に掲載する
			松崎町	○洪水、土砂ハザードマップの見直し (河川追加)	○洪水、土砂ハザードマップの見直し (河川追加)
			西伊豆町	作成したハザードマップの活用について 周知を実施	作成したハザードマップの活用について 周知する
			静岡地方気象台	—	—
			危機対策課	—	—
			賀茂地域局	—	ハザードマップの更新に関する助言を 継続
			健康福祉部	—	—
			河川企画課	—	—
			土木防災課	●対象市町に対する交付金(効果促進) 制度の活用に関する調整を実施。	●対象市町に対する交付金(効果促進) 制度の活用に関する調整を継続。
			砂防課	市町に対し、土砂災害警戒区域等に関 する情報提供等の作成支援を実施	市町に対し、土砂災害警戒区域等に関 する情報提供等の作成支援を継続
			下田土木	・洪水 必要に応じて順次更新 ・土砂 指定済市町の各地区におけるHMを更新 (掲載率90.1%)	・洪水 洪水予報河川、水位周知河川を除く「そ のほか河川」の指定を進める ・土砂 指定済市町の各地区におけるHMを更新 予定
タイムラインの 導入の推進	d,q	対象河川毎に「避 難指示発令型タイ ムライン」を国・県 と協同して作成す る。	下田市	●危機管理型水位計による稲生沢川を 除く兼県管理河川の水位情報を収集	○危機管理型水位計による稲生沢川を 除く兼県管理河川の水位情報を収集
			東伊豆町	○洪水浸水区域設定に併せ、検討	○洪水浸水区域設定に併せ、検討
			河津町	—	タイムライン導入の検討
			南伊豆町	■災害発生時に活用予定していたが、 大型台風等がなかった。	○災害発生時に活用予定
			松崎町	○地区タイムライン作成の推進	○地区タイムライン作成の推進
			西伊豆町	コミュニティタイムラインの活用について 周知を実施	コミュニティタイムラインの活用について 周知する
			静岡地方気象台	タイムラインの作成に関する支援を継続 する。	タイムラインの作成に関する支援を継続 する。
			危機対策課	—	—
			賀茂地域局	市町のタイムライン作成の技術的助言	市町のタイムライン作成の技術的助言 の継続
			健康福祉部	—	—
			河川企画課	—	—
			土木防災課	■完了	■完了
			砂防課	—	—
			下田土木	—	—
住民一人ひとりの避難計画・情 報マップの作成 促進	d,f,g,l	避難行動判定フ ローによる避難行 動確認の住民へ の周知 マイ・タイムライン 作成等の推進 (県) 市町職員や地域 の防災リーダーへ の研修会等を実 施。 また、市町が実施 するマイ・タイムラ インワークショップ 等を支援。 (市町) 県が行う研修会 等への参加により マイ・タイムライン ワークショップ等 の進め方を習熟。 住民がマイ・タイ ムラインの作成に	下田市	●「わたしの避難計画」の作成等を推進	○「わたしの避難計画」の作成等を推進
			東伊豆町	○マイタイムライン作成の推進	○マイタイムライン作成の推進
			河津町	わたしの避難計画作成の推進	わたしの避難計画作成の推進
			南伊豆町	■町内20地区において、わたしの避難 計画作成を促し、防災委員研修会でも 活用した	○わたしの避難計画の周知
			松崎町	○マイタイムライン作成の推進	○マイタイムライン作成の推進
			西伊豆町	防災ハザードマップを活用した、わたし の避難計画の作成等を実施	引き続き、防災ハザードマップを活用し た、わたしの避難計画の作成等を推進
			静岡地方気象台	—	—
			危機対策課	・避難行動判定フローやマイ・タイムラ インの周知を行い、ワークショップ開催に あたっては、必要に応じ資料提供や助 言を行う。 ・「わたしの避難計画」の普及を図るた め、ワークショップの開催支援等、市町 主体の取組を支援する。	・避難行動判定フローやマイ・タイムラ インの周知を行い、ワークショップ開催に あたっては、必要に応じ資料提供や助 言を行う。 ・「わたしの避難計画」の普及を図るた め、ワークショップの開催支援等、市町 主体の取組を支援する。
			賀茂地域局	市町が進める「マイ・タイムライン」「わた しの避難計画」の作成に対する助言や 支援	市町が進める「マイ・タイムライン」「わた しの避難計画」の作成に対する助言や 支援の継続
			健康福祉部	—	—

具体的な取組の柱 取組の中項目 具体的取組	対応 する 課題	主な内容	実施主体	実績		予定	
				R5(令和6年出水期まで)		R6(令和7年出水期まで)	
		ムラインを作成する ためのワーク ショップ等を実 施。	河川企画課	対象市町に対するマイタイムライン作成 に関する支援を継続する	対象市町に対するマイタイムライン作成 に関する支援を継続する		
			土木防災課	●対象市町に対するマイ・タイムライン 作成に関する支援を実施。	●対象市町に対するマイタイムライン作 成に関する支援を継続する		
			砂防課	-	-		
			下田土木	順次各市町で作成検討	順次各市町で作成検討		
2) その他河川における取組							
水位周知河川 の拡大の検討	e	新たに水位周知 河川に指定する 候補河川を選定 しその拡大を検討 する。	下田市	-	-		
			東伊豆町	-	-		
			河津町	-	-		
			南伊豆町	-	-		
			松崎町	-	-		
			西伊豆町	-	-		
			静岡地方気象台	-	-		
			危機対策課	-	-		
			賀茂地域局	-	-		
			健康福祉部	-	-		
河川企画課	-	-					
土木防災課	●危機管理型水位計の水位の監視及 び観測データの蓄積。 対象: 稲取大川・宇久須川	●危機管理型水位計の水位の監視及 び観測データの蓄積を継続する。 対象: 稲取大川・宇久須川					
砂防課	-	-					
下田土木	-	-					
水害リスク情報 の収集、周知 方策の充実	a, c	・「地域の水害危 険性周知方策ガ イドライン」に基 づき水害危険性の 周知河川を選定 し、地域住民に対 する水害リスクの 周知を図る。 対象河川: 稲取大 川(東伊豆町)、 宇久須川(西伊豆 町) 国土地理院の浸 水ナビへ登録、周 知。 新たな啓発手段 を活用した住民等 への周知啓発。 (防災アプリ)	下田市		○対象河川の拡大など新たな想定が出 された場合の被害想定周知並びに洪水 ハザードマップの更新、配布及び周 知 ○令和4年度末に新たに発表された河 川の被害想定を反映したハザードマップ の作成の為に地域説明会		
			東伊豆町	○分析するまでのデータ集積なし 住民への情報提供が困難 データ蓄積後利活用が可能となるた め、その間の周知方法を検討	○分析するまでのデータ集積なし 住民への情報提供が困難 データ蓄積後利活用が可能となるた め、その間の周知方法を検討		
			河津町	-	-		
			南伊豆町	-	-		
			松崎町	-	-		
			西伊豆町	必要に応じて水位情報周知河川に指定	必要に応じて水位情報周知河川に指定		
			静岡地方気象台	顕著な大雨に関する気象情報の新運用 とその情報を補足する図情報の更新が 行われた。	線状降水帯による大雨の半日程度前か らの呼びかけの情報が、これまでは地 方単位で呼びかけていたものを、2024 年5月28日からは府県単位で呼びかけ ることになった。		
			危機対策課	新たな啓発手段を活用した住民等への 周知啓発。(防災アプリ)	新たな啓発手段を活用した住民等への 周知啓発。(防災アプリ)		
			賀茂地域局	-	-		
			健康福祉部	-	-		
			河川企画課	-	-		
			土木防災課	●危機管理型水位計の水位の監視及 び観測データの蓄積。 対象: 稲取大川・宇久須川	●危機管理型水位計の水位の監視及 び観測データの蓄積を継続する。 対象: 稲取大川・宇久須川		
			砂防課	-	-		
下田土木	対象河川における浸水被害が生じた場 合、HP「賀茂地域・災害アーカイブ」を更 新する。→実績なし	対象河川における浸水被害が生じた場 合、HP「賀茂地域・災害アーカイブ」を更 新する。					
水位計・河川監 視カメラの増設 の検討	h	・水害危険性の周 知河川に危機管 理型水位計を順 次設置する。 候補河川: 稲取大 川(東伊豆町)、 大賀茂川、(下田 市)敷根川(下田 市)、平滑川(下 田市)、差田川 (南伊豆町、中木 川(南伊豆町)) ・カメラを水位計 箇所に設置し、水 位観測の二重化 による観測体制 強化を実施する。 候補河川: 宇久須	下田市	●増設について継続して議論する	○増設について継続して議論する		
			東伊豆町	-	-		
			河津町	-	-		
			南伊豆町	-	-		
			松崎町	-	-		
			西伊豆町	-	-		
			静岡地方気象台	-	-		
			危機対策課	-	-		
			賀茂地域局	-	-		
			健康福祉部	-	-		
			河川企画課	-	-		
			土木防災課	●危機管理型水位計の水位の監視及 び観測データの蓄積を継続する。 対象: 対象: 稲取大川、大賀茂川、敷根 川、平滑川、差田川、中木川	●危機管理型水位計の水位の監視及 び観測データの蓄積を継続する。 対象: 対象: 稲取大川、大賀茂川、敷根 川、平滑川、差田川、中木川		

具体的な取組の柱 取組の中項目 具体的取組	対応 する 課題	主な内容	実施主体	実績	
				予定	
				R5(令和6年出水期まで)	R6(令和7年出水期まで)
		川(西伊豆町)、 岩科川(松崎町)	砂防課 下田土木	— 新設なし	— 新設なし
■避難行動を促す取組					
雨量や水位、 土砂災害警戒 情報に係るリ アルタイム情報 の提供	f,m,n,o	・避難や水防活動 に役立つ基礎情 報のリアルタイム 情報をHPにて提 供する。(静岡県 土木防災情報「サイ ボスレーダー」) ・降水ナウキャスト 、土砂災害警戒 判定メッシュ情 報、洪水危険度 分布等の防災情 報を提供する。 ・土砂災害警戒情 報の精度向上。	下田市	●戸別受信機、自動電話応答、防災ア プリ、登録制市民向けメールなど情報伝 達手段の多重化	○戸別受信機、自動電話応答、防災ア プリ、登録制市民向けメールなど情報伝 達手段の多重化
			東伊豆町	●同報無線のスピーカーの更新 コスモキャスト・TVプッシュの活用	●同報無線のスピーカーの更新 コスモキャスト・TVプッシュの活用
			河津町	同報無線、防災メール等により事前避 難促進広報の実施	同報無線、防災メール等により事前避 難促進広報の実施
			南伊豆町	■防災行政無線のデジタル化工事終 了、希望者に戸別受信機の配布、町民 配信メール案内、自動音声放送案内を 実施	○希望者に戸別受信機の配布、町民配 信メール案内、自動音声放送案内を実 施
			松崎町	○メルマガ導入による情報提供体制の 確立 ■同報無線内容のメール配信開始	○メルマガ導入による情報提供体制の 確立 ○同報無線内容のメール配信
			西伊豆町	防災行政無線の内容を、LINEの西伊豆 町公式アカウントで配信を開始	様々な伝達手段の活用を検討
			静岡地方気象台	気象庁HPにおいて、より分かりやすい 情報の提供・改善を継続する。	気象庁HPにおいて、より分かりやすい 情報の提供・改善を継続する。
			危機対策課	—	—
			賀茂地域局	FUJISANシステム(ふじのくに防災情報 共有システム)と連携したLアラート情報 の発信継続 静岡県総合防災アプリ『静岡県防災』の 普及促進	FUJISANシステム(ふじのくに防災情報 共有システム)と連携したLアラート情報 の発信継続 静岡県総合防災アプリ『静岡県防災』の 普及促進
			健康福祉部	気象庁HPにおいて、より分かりやすい 情報の提供・改善を継続する。	気象庁HPにおいて、より分かりやすい 情報の提供・改善を継続する。
			河川企画課	—	—
			土木防災課	●サイボスレーダーを活用し、雨量・水 位に係るリアルタイム情報の提供。	●サイボスレーダーを活用し、雨量・水 位に係るリアルタイム情報の提供を継 続する。
			砂防課	土砂災害警戒情報の発表基準を検証	土砂災害警戒情報の発表基準を変更 し、新基準にて運用。
			下田土木	—	—
出前講座など を活用した住民 向けの防災情 報の説明会・訓 練の充実	a,c,d,g,f p,t	・各機関が実施し てきた講師派遣 やイベントに相互 協力・支援を行 い、普及啓発に取 り組む。 ・市内小中学校 の総合学習の中 で、防災教育に取 り組む。 ・土砂災害防止講 習会及び出前講 座等の各種啓発 活動を実施する。	下田市	●出前講座等の継続実施	●出前講座等の継続実施
			東伊豆町	●土砂災害出前講座の継続実施	●土砂災害出前講座の継続実施
			河津町	随時、希望のある地区を中心に出前講 座の実施 土砂災害防止出前講座の実施(梨本地 区:R5.6)	随時、希望のある地区を中心に出前講 座の実施 土砂災害防止出前講座の実施(2回/ 年)
			南伊豆町	■希望があった2地区、1小学校に対し 出前講座を実施	●随時、希望のある地区や学校を中心 に出前講座の実施
			松崎町	●土砂災害訓練時に地元防災士による 講座を実施 ●「わたしの避難計画」作成説明会の実 施(自主防災会長・防災委員防災研修 会)	○地元防災士による出前講座を実施 ○「わたしの避難計画」作成説明会の実 施
			西伊豆町	住民向け避難所運営研修会において防 災情報の提供を実施	静岡地方気象台職員による講習会を実 施予定
			静岡地方気象台	出前講座や気象庁ワークショップによる コミュニケーションを活用した能動的な 学習等、関係機関と協力・連携した普及 啓発活動を継続する。	出前講座や気象庁ワークショップによる コミュニケーションを活用した能動的な 学習等、関係機関と協力・連携した普及 啓発活動を継続する。
			危機対策課	—	—
			賀茂地域局	管内教育機関等に対する防災講座の実 施(実績:48/49学校)	教育機関、自主防災組織、要配慮支 援施設に対し出前講座の継続
			健康福祉部	地元CATVでの土砂災害啓発放送 サテライト地震防災センターによる防災 啓発(下田市、南伊豆町)	啓発放送の継続 サテライト地震防災センターによる防災 啓発の継続(管内市町)
			河川企画課	—	—

具体的な取組の柱 取組の中項目 具体的取組	対応 する 課題	主な内容	実施主体	実績	
				予定	
				R5(令和6年出水期まで)	R6(令和7年出水期まで)
			土木防災課	●県庁見学会において、避難に資する情報の入手方法等の防災教育を実施した。 ●WEBを活用した取組の実施。 ※風水害や土砂災害の恐ろしさを知ってもらうため、河川砂防局の若手職員が作成した動画を「YouTube(ユーチューブ)」にて公開。	●県庁見学会において、避難に資する情報の入手方法等の防災教育を継続する。
			砂防課	・土砂災害防止講習会及び出前講座、6月の土砂災害防止月間等における住民への啓発を継続 ・県庁見学の時間を活用して、県内小学生を対象に「ひとくち講座」を実施	土砂災害防止講習会及び出前講座、7月の土砂災害防止月間等における住民への啓発を継続
			下田土木	出前講座を4回(102人)開催	出前講座を4回開催予定
		・県と市町の情報共有の在り方に関する現状、課題を整理しリエゾン派遣の有効性や実現性を検討する。	下田市	●職員参集訓練への参加(継続) ●洪水想定災害対策本部運営訓練への参加を依頼	○職員参集訓練への参加(継続) ○洪水想定災害対策本部運営訓練を行うときに参加を依頼
			東伊豆町	○必要に応じ県派遣職員の訓練参加等の依頼	○必要に応じ県派遣職員の訓練参加等の依頼
			河津町	必要に応じて検討	必要に応じて検討
			南伊豆町	●実績なし	●災害発生時の派遣受入を検討
			松崎町	○必要に応じ県派遣職員の訓練参加等の依頼	○必要に応じ県派遣職員の訓練参加等の依頼
			西伊豆町	関係部局との調整を実施	関係部局との調整を実施予定
			静岡地方気象台	—	—
			危機対策課	実災害において、必要に応じて市町情報収集要員の派遣調整や市町支援機動班の派遣指示を行う	実災害において、必要に応じて市町情報収集要員の派遣調整や市町支援機動班の派遣指示を行う
			賀茂地域局	指令班市町情報収集要員の防災訓練における派遣と活動の検証実施	指令班市町情報収集要員の防災訓練における派遣と活動の検証継続
			健康福祉部	—	—
県から市町への情報収集要員(リエゾン)の派遣の検討	j		河川企画課	—	—
			土木防災課	—	—
			砂防課	—	—
			下田土木	—	—
		・避難指示等の発令基準や避難方法等を再検証し、首長のサポート体制について関係部局で情報共有を図る。	下田市	●想定最大規模の洪水による浸水想定に対応した避難所の検討・選定 ●浸水想定範囲の拡大に伴う周知・啓発	○想定最大規模の洪水による浸水想定に対応した避難所の検討・選定 ○浸水想定範囲の拡大に伴う周知・啓発
			東伊豆町	○洪水浸水区域等設定状況に併せ、マニュアルの見直し	○洪水浸水区域等設定状況に併せ、マニュアルの見直し
			河津町	—	土木事務所からの情報伝達
			南伊豆町	●継続実施(実績なし)	●継続実施
			松崎町	○想定最大規模の区域が作成され次第、内容の見直し	○想定最大規模の区域が作成され次第、内容の見直し
			西伊豆町	実績なし	コミュニティタイムラインを活用しながら内容の再検証を行う
			静岡地方気象台	—	—
			危機対策課	必要に応じ、市町のガイドライン改定に助言を行っていく。	必要に応じ、市町のガイドライン改定に助言を行っていく。
			賀茂地域局	市町の避難情報の判断・伝達マニュアルの更新助言	市町の避難情報の判断・伝達マニュアルの更新助言の継続
			健康福祉部	—	—
避難指示等発令の判断、伝達マニュアルの検証及び情報共有	j, l		河川企画課	—	—
			土木防災課	—	—
			砂防課	—	—
			下田土木	—	—

具体的な取組の柱 取組の中項目 具体的取組	対応 する 課題	主な内容	実施主体	実績	
				予定	
				R5(令和6年出水期まで)	R6(令和7年出水期まで)
共助の仕組み の強化	p.k	地域包括支援センター・ケアマネージャー等との連携による水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みの実施と共有	下田市	●対象施設に対する避難確保計画の作成・訓練の実施の働きかけ	○対象施設に対する避難確保計画の作成・訓練の実施の働きかけ ○対象河川の拡大など新たな想定が出された場合の被害想定の見直し及び洪水ハザードマップの更新、配布及び周知 ○避難訓練の実施 ●介護支援専門員連絡会の場を活用した防災講座の開催(避難確保計画)
			東伊豆町	●洪水浸水区域未設定のため、対象者把握ができないが、自主防、介護施設との避難行動について、避難訓練及び包括を介して取り組み中	●洪水浸水区域未設定のため、対象者把握ができないが、自主防、介護施設との避難行動について、避難訓練及び包括を介して取り組み中
			河津町	各地区民生委員を介し、要配慮者名簿の更新(2回/年) 各地区自主防災と要配慮者名簿の情報共有	各地区自主防災と要配慮者名簿の情報共有
			南伊豆町	○理解促進に向けた取り組み	○理解促進に向けた取り組み
			松崎町	○理解促進に向けた取り組み	○理解促進に向けた取り組み
			西伊豆町	引き続きケアマネージャーとの連携により、要配慮者への早期避難の呼びかけを行う	引き続きケアマネージャーとの連携により、要配慮者への早期避難の呼びかけを行う
			静岡地方気象台	—	—
			危機対策課	—	—
			賀茂地域局	市町活動の支援	市町の活動支援の継続
			健康福祉部	—	—
			河川企画課	—	—
			土木防災課	—	—
			砂防課	—	—
			下田土木	—	—
防災施設の機能に関する情報提供の充実	d.e.l	ダムや堰・樋門等の機能や効果、操作に関する情報を関係機関等へ周知	下田市	—	—
			東伊豆町	—	—
			河津町	—	—
			南伊豆町	○実績なし	○広報みなみいず青野大師ダムの事前放流について掲載
			松崎町	—	—
			西伊豆町	—	—
			静岡地方気象台	—	—
			危機対策課	—	—
			賀茂地域局	—	—
			健康福祉部	—	—
			河川企画課	ダムの洪水調節による効果をホームページで周知するとともに、地元住民等にダム機能について紹介	ダムの洪水調節による効果をホームページで周知するとともに、地元住民等にダム機能について紹介
			土木防災課	—	—
ダム放流情報を活用した避難体制の確立	g	住民の避難行動につながるダム放流情報の改善や通知タイミングの改善	砂防課	—	—
			下田土木	小学生を対象としたダム教室を開催	小学生を対象としたダム教室を開催予定
			下田市	—	—
			東伊豆町	—	—
			河津町	—	—
			南伊豆町	○実績なし	○土木事務所との打合せ
			松崎町	—	—
			西伊豆町	—	—
			静岡地方気象台	—	—
			危機対策課	—	—
			賀茂地域局	—	—
			健康福祉部	—	—
			河川企画課	住民避難につながるダム放流情報や通知等の体制の改善	住民避難につながるダム放流情報や通知等の体制の改善
			土木防災課	—	—
			砂防課	—	—
			下田土木	ダム放流情報の通知体制の改善	ダム放流情報の通知体制の改善

具体的な取組みの柱 取組の中項目 具体的取組	対応 する 課題	主な内容	実施主体	実績		予定	
				R5(令和6年出水期まで)		R6(令和7年出水期まで)	
				洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組			
■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組							
水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	t,u	・関係機関は水防団等と合同で重要水防箇所等の巡視及び点検を実施し、水防演習や水防訓練に積極的に参加する。	下田市	●河川パトロールの継続実施。自主防災組織との連携を検討	○河川パトロールの継続実施。自主防災組織との連携を検討		
			東伊豆町	●毎年、県とパトロールを実施し、危険個所の把握 ●水防訓練の継続実施	●毎年、県とパトロールを実施し、危険個所の把握 ●水防訓練の継続実施		
			河津町	水防訓練の継続実施(R5.5月)	水防訓練の継続実施		
			南伊豆町	■年に1回、水防訓練を実施 ●継続実施	●年に1回、水防訓練を実施 ●継続実施		
			松崎町	●消防団(水防団)の水防訓練の実施(R6.6) ●継続実施	○消防団(水防団)の水防訓練の実施 ●継続実施		
			西伊豆町	継続実施 自衛隊の指導の下、町消防団に対して水防訓練を実施	継続実施 自衛隊の指導の下、町消防団に対して水防訓練を実施予定		
			静岡地方気象台	—	—		
			危機対策課	—	—		
			賀茂地域局	市町や関係機関と連携した洪水対応演習の実施	市町や関係機関との連携した洪水対応演習の継続		
			健康福祉部	—	—		
			河川企画課	—	—		
			土木防災課	●水防団の活動実績等の県HPへの掲載を実施。	●水防団の活動実績等の県HPへの掲載を継続する。		
			砂防課	—	—		
			下田土木	実績について共有	実績について共有		
水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討(非常用の備蓄土砂置き場の充実や土のうステーションの整備など)	r,s	迅速かつ的確な水防活動のために、資機材内容や保管箇所の見直しを実施する。	下田市	●土嚢の作成・配置	○水防倉庫設置箇所等の見直しを実施 ○土嚢の作成・配置		
			東伊豆町	●土のう準備工、積み土のう工法の実施	●土のう準備工、積み土のう工法の実施		
			河津町	水防訓練実施にて作成した土のうを各地区に配備	水防訓練実施にて作成した土のうを各地区に配備		
			南伊豆町	■消防団が土のうをつくり、災害に備えて配備する	●消防団が土のうをつくり、災害に備えて配備する		
			松崎町	○必要に応じて、倉庫等の移転や新規設置を行う	○必要に応じて、倉庫等の移転や新規設置を行う		
			西伊豆町	必要に応じて倉庫の移転等を検討する	必要に応じて倉庫の移転等を検討する		
			静岡地方気象台	—	—		
			危機対策課	—	—		
			賀茂地域局	—	—		
			健康福祉部	—	—		
			河川企画課	—	—		
			土木防災課	—	—		
			砂防課	—	—		
			下田土木	備蓄土砂等の保管箇所の検討 →検討なし	備蓄土砂等の保管箇所の検討 →検討の予定		
■氾濫水を迅速に排水するための取組							
国が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施	v	・排水ポンプ車を活用した排水訓練に参加する。	下田市	●未実施	○新想定に基づき、ポンプ設置の候補箇所を検討し、国と情報共有を図る ○直轄河川事務所主催の排水訓練に、職員だけでなく、消防団の参加も検討		
			東伊豆町	○国が実施する資機材を活用した訓練に職員・水防団員の参加促進	○国が実施する資機材を活用した訓練に職員・水防団員の参加促進		
			河津町	必要に応じて検討	必要に応じ検討		
			南伊豆町	○必要に応じ、検討する(実績なし)	○必要に応じ、検討する		
			松崎町	○必要に応じ、検討する。	○必要に応じ、検討する。		
			西伊豆町	国の行う訓練への参加を検討	国の行う訓練への参加を検討		
			静岡地方気象台	—	—		
			危機対策課	—	—		
			賀茂地域局	—	—		
			健康福祉部	—	—		
			河川企画課	—	—		
			土木防災課	—	—		
			砂防課	—	—		
			下田土木	国が実施する排水ポンプ車を用いた排水訓練への参加→実績なし	国が実施する排水ポンプ車を用いた排水訓練への参加→検討		

具体的な取組の柱 取組の中項目 具体的取組	対応 する 課題	主な内容	実施主体	実績		予定	
				R5(令和6年出水期まで)		R6(令和7年出水期まで)	
地域が有する ポンプ等(消防 や建設会社)の 活用に向けた 情報の整理と 共有	v	・地域が有するポン プ等(消防や建 設会社)につい て、建設業協会と の協定や申し合 わせにより、災害 時における優先 的支援事項への 位置づけ等につ いて検討する。	下田市	●建設業協会及び建設資機材レンタル事業所と災害協定を締結済みであり、連携を継続していく。	○建設業協会及び建設資機材レンタル事業所と災害協定を締結済みであり、連携を継続していく。		
			東伊豆町	○町内で所有するポンプの利活用について検討する	○町内で所有するポンプの利活用について検討する		
			河津町	各地区自主防所有の資機材について利活用を検討	各地区自主防所有の資機材について利活用の検討		
			南伊豆町	○必要に応じ、検討する(実績なし)	○必要に応じ、検討する		
			松崎町	○災害協定を締結している協力会社の保有するポンプ数の把握。	○災害協定を締結している協力会社の保有するポンプ数の把握。		
			西伊豆町	地元建設組合との協定内容の見直しを検討	地元建設組合との協定内容の見直しを検討		
			静岡地方気象台	—	—		
			危機対策課	—	—		
			賀茂地域局	—	—		
			健康福祉部	—	—		
			河川企画課	—	—		
			土木防災課	●県内土木事務所と災害協定を締結している協力会社の保有するポンプ数の集計及び集計結果の共有を継続する。	●県内土木事務所と災害協定を締結している協力会社の保有するポンプ数の集計及び集計結果の共有を継続する。		
			砂防課	—	—		
下田土木	災害協定を締結している協力会社の保有するポンプ数の把握。	災害協定を締結している協力会社の保有するポンプ数の把握。					
■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進							
河川整備計画 などに基づく治 水対策の着実 な実施	w	・県は河道拡幅等の河川改修を計画的かつ着実に実施する。 ・県と市町は、災害発生時に迅速な施設の復旧を図る。	下田市	—	—		
			東伊豆町	—	—		
			河津町	—	—		
			南伊豆町	—	—		
			松崎町	—	—		
			西伊豆町	—	—		
			静岡地方気象台	—	—		
			危機対策課	—	—		
			賀茂地域局	—	—		
			健康福祉部	—	—		
			河川企画課	—	—		
			土木防災課	●局地激甚災害規模の災害が発生した場合、市町長からの要請に基づき「ふじのくに災害復旧支援隊」を現地に派遣する。 (市町からの派遣要請無し)	●局地激甚災害規模の災害が発生した場合、市町長からの要請に基づき「ふじのくに災害復旧支援隊」を現地に派遣する。		
			砂防課	—	—		
下田土木	緊急事業、河川改良事業、河川維持修繕事業により、河床掘削、河道拡幅等を継続	緊急事業、河川改良事業、河川維持修繕事業により、河床掘削、河道拡幅等を継続					
■河川における機能の確保							
河川内の堆積 土砂撤去や樹 木伐採などに よる流下能力 の保全	w	・パトロールや点検の実施結果を踏まえ、流下能力の確保を図るための維持修繕事業や緊急事業による河川維持工事を実施する。 ・透過型砂防堰堤等を整備する。 対象・湊北沢溪流	下田市	—	—		
			東伊豆町	—	—		
			河津町	—	—		
			南伊豆町	—	—		
			松崎町	—	—		
			西伊豆町	—	—		
			静岡地方気象台	—	—		
			危機対策課	—	—		
			賀茂地域局	—	—		
			健康福祉部	—	—		
			河川企画課	河川パトロールの結果を踏まえ、16河川(大賀茂川、稲梓川、稲生沢川、濁川、河津川、大鍋川、青野川、二条川、一条川、明伏川、仁科川、本谷川、白川、岩科川、宇久須川、大久須川)において、緊急事業、河川改良事業、河川維持修繕事業による予算措置を実施	河川パトロールの結果を踏まえ、緊急事業、河川改良事業、河川維持修繕事業による予算措置を実施		
			土木防災課	—	—		
			砂防課	—	—		
下田土木	緊急事業、河川改良事業、河川維持修繕事業により、河床掘削、河道拡幅等を継続	緊急事業、河川改良事業、河川維持修繕事業により、河床掘削、河道拡幅等を継続					

具体的な取組の柱 取組の中項目 具体的取組	対応 する 課題	主な内容	実施主体	実績	
				実績	
				R5(令和6年出水期まで)	予定
				R5(令和6年出水期まで)	R6(令和7年出水期まで)
樋門・樋管、砂防等の施設の 確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保	w	・河川及び砂防管理施設及び市町 占用工作物については確実な点 検保守を実施し、 その他許可工作 物管理者に対して は適切な維持管理 と洪水時の操 作等を指導する。	下田市	●調整、検討を継続	○調整、検討を継続
			東伊豆町	●継続	●継続
			河津町	河川パトロールの継続	河川パトロールの継続
			南伊豆町	○各施設の状態の情報共有を図り、改築にあたっては、対応を検討	○各施設の状態の情報共有を図り、改築にあたっては、対応を検討
			松崎町	○許可工作物について、協議会等を活用し情報共有を図り、対応を検討	○許可工作物について、協議会等を活用し情報共有を図り、対応を検討
			西伊豆町	○県との情報共有を密にする。	○県との情報共有を密にする。
			静岡地方気象台	継続実施	継続実施
			危機対策課	—	—
			賀茂地域局	—	—
			健康福祉部	—	—
			河川企画課	施設の点検結果等を踏まえ、河川維持修繕事業により予算措置を実施	施設の点検結果等を踏まえ、河川メンテナンス事業による予算措置を実施 予定のほか河川維持修繕事業により予算措置を実施
			土木防災課	—	—
			砂防課	施設の点検結果等を踏まえ、県単砂防等維持修繕費により予算措置を実施。砂防関係パトロールにおける点検支援システムの運用	施設の点検結果等を踏まえ、県単砂防等維持修繕費により予算措置を実施。砂防関係パトロールにおける点検支援システムの運用
下田土木	・河川および砂防管理施設パトロールの実施、継続 ・堤防等河川管理施設点検の実施(継続)	・河川および砂防管理施設パトロールの実施、継続 ・堤防等河川管理施設点検の実施(継続)			
ダム等の洪水 調節機能の向上・確保	a	ダムの柔軟な運用	下田市	—	—
			東伊豆町	—	—
			河津町	—	—
			南伊豆町	洪水調節機能の確保に関する検討を実施	洪水調節機能の確保に関する検討を実施
			松崎町	—	—
			西伊豆町	—	—
			静岡地方気象台	—	—
			危機対策課	—	—
			賀茂地域局	—	—
			健康福祉部	—	—
			河川企画課	事前放流の要領・マニュアルのよる実施体制の確認及び体制の改善	事前放流の要領・マニュアルのよる実施体制の確認及び体制の改善
			土木防災課	—	—
			砂防課	—	—
下田土木	・ダムコンの更新工事の実施 ・事前放流の運用	・ダムコンの更新工事の実施 ・事前放流の運用			
■施設能力を上回る洪水への対応					
背後に市街地を 有する築堤河川 などにおける天 端補強などの減 災対策の検討	w	・県は、背後地の資産状況を踏まえて堤防天端舗装等の対策実施箇所を検討し、優先順位を定めて危機管理型ハード対策の推進を図る。	下田市	—	—
			東伊豆町	—	—
			河津町	—	—
			南伊豆町	—	—
			松崎町	—	—
			西伊豆町	—	—
			静岡地方気象台	—	—
			危機対策課	—	—
			賀茂地域局	—	—
			健康福祉部	—	—
			河川企画課	—	—
			土木防災課	—	—
			砂防課	—	—
下田土木	実績なし	河川維持修繕等により実施を検討			

具体的な取組の柱 取組の中項目 具体的取組	対応 する 課題	主な内容	実施主体	実績		予定	
				R5(令和6年出水期まで)		R6(令和7年出水期まで)	
				■被害対象を減少させるための取組			
立地適正化計画 における防災指 針の記載(都市 計画区域内)	x	・立地適正化計画に 居住エリアの安全 性を強化する防災 指針を追加する。	下田市	記載済み	記載済み		
			東伊豆町	—	—		
			河津町	—	—		
			南伊豆町	—	—		
			松崎町	—	—		
			西伊豆町	都市計画区域外のため実施なし	都市計画区域外のため実施予定なし		
			静岡地方気象台	—	—		
			危機対策課	—	—		
			賀茂地域局	—	—		
			健康福祉部	—	—		
			河川企画課	—	—		
			土木防災課	—	—		
			砂防課	—	—		
			下田土木	—	—		
土砂災害警戒区 域の周知の強化	y	・指定済みの土砂 災害警戒区域を周 知する。	下田市	—	—		
			東伊豆町	—	—		
			河津町	—	—		
			南伊豆町	—	—		
			松崎町	—	—		
			西伊豆町	—	—		
			静岡地方気象台	—	—		
			危機対策課	—	—		
			賀茂地域局	—	—		
			健康福祉部	—	—		
			河川企画課	—	—		
			土木防災課	—	—		
			砂防課	表示板を798箇所設置 内賀茂=83箇所	標識を2,293箇所設置予定 内賀茂=262箇所		
			下田土木	—	—		
土砂災害警戒区 域の精度向上	z	・高精度な地形情報 等を用いた土砂災 害が発生するおそ れがある箇所の抽 出を実施する。	下田市	—	—		
			東伊豆町	—	—		
			河津町	—	—		
			南伊豆町	—	—		
			松崎町	—	—		
			西伊豆町	—	—		
			静岡地方気象台	—	—		
			危機対策課	—	—		
			賀茂地域局	—	—		
			健康福祉部	—	—		
			河川企画課	—	—		
			土木防災課	—	—		
			砂防課	土砂災害警戒区域指定のための基盤 図作成	土砂災害警戒区域指定のための基盤 図作成及び基礎調査の優先順位付けを 実施		
			下田土木	—	—		



令和5年度実施

○住民の防災意識向上のための取組

- 職員による防災講座の実施
- 広報誌を活用した防災意識の啓発
- 市民向けメール配信サービスの登録促進
- 稲生沢川以外の2級河川の洪水浸水想定周知

○逃げ遅れゼロのための取組

- 要配慮者利用施設避難確保計画の作成支援
- 宿泊施設への福祉避難所設置（賀茂モデル）訓練の実施
- デジタル同報系防災行政無線システムの活用
- 屋外拡声子局や戸別受信機への放送と同時に市民向けメール、yahoo防災アプリ等への自動一斉送信
- 発令判断支援システムによる危険情報の見落とし防止



○社会経済被害の最小化のための取組

- 水防訓練の継続実施
- 各種土嚢工法の訓練を継続実施することで消防団の技術と意識の向上を図る
- 作成した土嚢を水防活動で使用できるよう詰所に保管
- 出水期前の土嚢作成
- 土砂災害（洪水想定を含む。）防災訓練の継続実施
- 自主防災組織を対象とする訓練を継続実施することで、組織の強化を図る
- 事前復興まちづくり計画の策定（完成）



令和6年度予定

○住民の防災意識向上のための取組

- 職員による防災講座の実施
- 広報誌を活用した防災意識の啓発
- 市民向けメール配信サービスの登録促進
- 洪水浸水想定区域を示したハザードマップの作成

○逃げ遅れゼロのための取組

- 令和5年度の取組を継続
- 要配慮者利用施設避難確保計画に基づく避難訓練の実施促進・視察
- 宿泊施設への福祉避難所設置（賀茂モデル）訓練の実施



○社会経済被害の最小化のための取組

- 令和5年度の取組を継続
- 事前復興まちづくり計画に基づく訓練・ワークショップの実施



令和5年度・令和6年度の主な取組（東伊豆町）



令和5年度実施

○住民の防災意識向上のための取組

- 土砂災害防災訓練の実施(6/4)
 - ・避難訓練の実施
 - ・土砂災害出前講座の実施
(白田区自主防災会)



○社会経済被害の最小化のための取組

- 水防訓練の実施(6/12)
 - ・土のう準備工、積み土のう工法の実施



○逃げ遅れゼロのための取組

- 避難支援
 - ・ハザードマップの作成・全戸配布

令和6年度予定

○住民の防災意識向上のための取組

- 土砂災害防災訓練の実施(6/2)
 - ・避難訓練の実施
 - ・土砂災害出前講座の実施
(片瀬区自主防災会)



○社会経済被害の最小化のための取組

- 水防訓練の実施(6/16)
 - ・土のう準備工、積み土のう工法の実施



令和5年度・令和6年度の主な取組（河津町）

令和5年度実施

○社会経済被害の最小化のための取組

- 水防訓練の実施（5/8）
- 河津町消防団員44名参加
- 自衛隊員を講師に土のう作成、積み方講習会の実施



○逃げ遅れゼロのための取組

- 大雨警報等発表時、要配慮者施設への電話連絡

○住民の防災意識向上のための取組

- 「わたしの避難計画」作成支援
- 出前講座の実施 12名参加
- 防災ガイドブック（ハザードマップ）を活用した防災訓練実施の働きかけ
- A3二つ折りサイズの高潮ハザードマップ新規作成、土砂・洪水ハザードマップ更新



令和6年度予定

○社会経済被害の最小化のための取組

- 水防訓練の継続実施
 - ・消防団の水防訓練を継続実施することで技術と意識の向上を図る
- 避難路の整備
- 防災拠点施設の整備

○逃げ遅れゼロのための取組

- 大雨警報等発表時、要配慮者施設への電話連絡
- 事前避難への取組
- 同報無線や防災メール、SNSによる事前避難を促す広報の実施
- デジタル防災行政無線整備

○住民の防災意識向上のための取組

- 「わたしの避難計画」作成支援継続
- 防災ガイドブック（ハザードマップ）を活用した防災訓練実施の働きかけ継続
- 出前講座等外部講師による講座・防災訓練の実施継続

令和5年度・令和6年度の主な取組（南伊豆町）

令和5年度実施

○住民の防災意識向上のための取組

- 土砂災害防災訓練
 - ・湊地区を対象に地域別訓練を実施
- 防災室職員による出前講座
 - ・二條地区、下賀茂地区、南中小学校等から依頼があり、災害への備えとして講座を実施



○逃げ遅れゼロのための取組

- わたしの避難計画作成
 - ・町内海岸地区以外20地区で作成するよう普及活動を実施(町内全地区で配布済み)
- 防災情報の周知
 - ・警戒レベルの意味、町民メールの登録案内、避難する際の心得、土砂災害の情報を広報誌に掲載

○社会経済被害の最小化のための取組

- 水防訓練の実施
 - ・消防団による土のうづくり等を実施



令和6年度予定

○住民の防災意識向上のための取組

- 土砂災害防災訓練
 - ・下流地区を対象に地域別訓練を実施
- 防災室職員による出前講座
 - ・各地区、小中学校を対象とした防災講座を実施

○逃げ遅れゼロのための取組

- 要配慮者への支援
 - ・地域防災計画の見直しに伴う、要配慮者利用施設避難確保計画作成・避難訓練実施の促進
- わたしの避難計画の継続広報
 - ・町のホームページや広報誌での普及活動
- 防災情報の周知
 - ・土砂災害の情報、避難についての確認事項、防災行政無線の内容確認、戸別受信機の案内を広報誌に掲載

○社会経済被害の最小化のための取組

- 水防訓練の実施
 - ・消防団による土のうづくり等を実施



令和5年度・令和6年度の主な取組（松崎町）

令和5年度実施

○住民の防災意識向上のための取組

- 町内の大沢地区において、土砂災害防災訓練、防災講座、マイタイムラインの説明を実施（6/4）
- 自主防災会長及び防災委員を対象とした防災講演会を実施（3/19）



○逃げ遅れゼロのための取組

- 伊豆松崎分校の3年生の校外授業として、町の防災施策等について講義を実施（6/1）
- 町災害対策本部要員を対象に、静岡県危機管理指導参与の小平氏による講義を実施（12/12）
- 自主防災会長及び防災委員を対象として防災講演会において、「わたしの避難計画」の作成手順の説明を実施（3/19）



○社会経済被害者の最小化のための取組

- 松崎海岸において、消防団の土のうを使った水防訓練を実施（6/25）
- 消防団を対象に、AEDの操作や胸骨圧迫などの救命講習実施（6/27, 28）



令和6年度予定

○住民の防災意識向上のための取組

- 土砂災害防災訓練
 - ・江奈2地区を対象に地域別訓練を実施
- 防災講演会
 - ・自主防災会長及び防災委員を対象とした防災講演会の実施
- サテライト地震防災センター出張展示
 - ・イベント開催時に、パネル等を展示し、防災啓発を実施

○逃げ遅れゼロのための取組

- 要配慮者への支援
 - ・要配慮者利用施設との訓練の実施
- 「わたしの避難計画」、「マイタイムライン」の普及
 - ・町内各地区において、普及活動の実施
- 防災情報の周知
 - ・土砂災害の情報、避難情報、静岡県総合防災アプリなどの周知の実施

○社会経済被害者の最小化のための取組

- 消防団の水防訓練
 - ・土のうを使った積み土のう工法等の水防訓練の実施
- 消防団の救命講習会
 - ・心肺蘇生法や応急法などの救命講習会の実施



令和5年度・令和6年度の主な取組（西伊豆町）

令和5年度実施

○住民の防災意識向上のための取組

- 自主防災会議及び防災委員研修の開催
- ・わたしの避難計画の作成、周知活動への協力を要請
- 災害対応研修会
- ・要配慮者支援及び被災者生活再建に向けた研修等の実施
- コミュニティサロンへの参加
- ・町内各地域で行われているサロンに参加し、最新の防災情報を共有

○逃げ遅れゼロのための取組

- 避難行動要配慮者への支援
- ・自主避難所の早期開設を継続し、早めの避難を習慣づけ
- ・避難行動要支援者支援計画を活用した避難行動の実施
- 避難支援
- ・全戸配布した防災ハザードマップの使い方や見方を情報提供



○社会経済被害の最小化のための取組

- 水防訓練の実施
- ・消防団員に対する、自衛隊の指導による積み土のう工法等の水防訓練を実施予定。安全で効果的な水防活動を目指す。

令和6年度予定

○住民の防災意識向上のための取組

- 自主防災会議及び防災委員研修の開催
- ・わたしの避難計画の作成、周知活動への協力を要請
- 災害対応研修会
- ・要配慮者支援及び被災者生活再建に向けた研修等の実施
- コミュニティサロンへの参加
- ・町内各地域で行われているサロンに参加し、最新の防災情報を共有
- 出前講座の実施
- ・各地区に対し出前講座を実施し、住民の防災に関する知識を共有するとともに防災意識を高揚

○逃げ遅れゼロのための取組

- 避難行動要配慮者への支援
- ・自主避難所の早期開設を継続し、早めの避難を習慣づけ
- ・避難行動要支援者支援計画を活用した避難行動の実施
- 避難支援
- ・全戸配布した防災ハザードマップの使い方や見方を情報提供
- ・わたしの避難計画普及員の養成
- ・各自主防災会防災委員を対象に、わたしの避難計画普及員養成講座を開催
- 避難行動要支援者名簿作成
- ・避難行動時要支援者名簿作成のためのシステムを導入

○社会経済被害の最小化のための取組

- 水防訓練の実施
- ・消防団員に対する、自衛隊の指導による積み土のう工法等の水防訓練を実施予定。安全で効果的な水防活動を目指す。

令和5年度・令和6年度の主な取組（静岡県危機管理部）

令和5年度実施

○「わたしの避難計画」の普及

- 「わたしの避難計画」の普及を図るため、作り方動画の公開やポスターの掲示、啓発活動等を実施。
- 「わたしの避難計画」を自力で作成できない方をサポートする「わたひな普及員」を養成する講座を実施し、更なる普及を促進。



わたしの避難計画

○防災アプリ「静岡県防災」による自主防災体制の強化

- 自主防災組織の点検及び現状把握を目的とした防災カルテや、災害の情報や避難所の情報を自主防災組織からいち早く得ることを目的とした災害状況投稿機能を有する「見える化機能」の運用を開始した。



防災アプリ「静岡県防災」

令和6年度予定

○「わたしの避難計画」の普及

- 市町と連携し引き続き普及を図っていく。また、普及が円滑に進むよう地域での普及人材の育成を図るとともに、周知啓発を実施していく。

○防災アプリ「静岡県防災」の利便性向上

- 災害時に自主防災組織から被害状況を集約するシステムを導入する。また、避難所支援機能の普及やシステム改良により利便性の向上を図っていく。

○風水害対処訓練の実施

- 賀茂地域局や市町と連携した風水害対処訓練を実施し、関係機関との連絡調整、迅速かつ的確な情報伝達等について確認を実施していく。必要に応じて、災害情報の発令の体制見直し等を支援していく。



令和5年度の訓練の様子

令和5年度・令和6年度の主な取組（静岡県経営管理部賀茂地域局）



令和5年度実施

○ 確実な避難指示の発令に向けた取組

1. 県職員向け風水害対処研修の実施（令和5年6月14日）

事前配備職員による情報連絡体制、情報整理及び配備内容の移行状況等を確認することを目的とし、「状況付与型の図上訓練形式」で研修を実施。

【参加人数】 22人

【参加機関】

事前配備対象職員（下田財務事務所、賀茂地域局）、下田土木事務所、松崎町、西伊豆町、賀茂地域局



2. 市町職員向け気象防災ワークショップの実施（令和5年7月12日）

大雨による土砂災害や洪水災害が懸念される事から住民の逃げ遅れによる人的被害を無くす事を目的に、「風水害」を題材とした気象防災ワークショップを災害対応業務等に従事する市町職員向けに実施。

【参加人数】 22人

【参加機関】

管内6市町、静岡県地方気象台、賀茂地域局



○ 避難行動を促す取組

1. 防災教育の推進

賀茂管内の教育機関等へ出向き風水害や土砂災害を含む防災講座等を実施。

【実施校数（実施率）】

実施学校数：43校/管内中学校数：44校（98%）

【機関別実施校数】

高等学校：4校

中学校：8校

小学校：17校

幼保等：13校

特別支援学校：2校



令和6年度予定

○ 確実な避難指示の発令に向けた取組

1. 県職員向け職員風水害対処研修の実施

事前配備職員（下田財務事務所、賀茂地域局）を対象に、風水害に対する防災対処能力の更なるスキルアップを目指し研修会を引き続き実施する。（R06.06.21実施）

2. 市町職員向け風水害対処研修の実施

気象台から発表される各種防災気象情報に基づき、適切なタイミングでの防災体制の強化や避難に関する判断ポイントを市町職員が学ぶ気象防災ワークショップを引き続き実施する。（R06.06.04実施）

○ 避難行動を促す取組

1. 防災教育の推進

賀茂管内の教育機関等を対象に引き続き関係機関と連携し、風水害や土砂災害の啓発等に関する防災講座を実施する。

2. 防災啓発の推進

サテライト地震防災センターによる防災啓発活動や、地元CATVにおいて土砂災害啓発と避難に関する啓発内容を放送する。

令和5年度・令和6年度の主な取組（静岡県健康福祉部）

令和5年度実施

○逃げ遅れゼロのための取組

- **社会福祉法人等の指導監査**
 - ・社会福祉法等に基づく指導監査において、防災管理体制や防災訓練の実施状況をチェックリストを活用し、確認、指導
- **高齢者福祉施設の災害対応マニュアルの改訂**
 - ・「高齢者福祉施設における災害対応マニュアル」について、市町担当課・連絡先等の修正を反映
 - ・県が開催する「市町介護保険事業者指導担当者研修会」等で、施設における非常災害対策に重点をおき、本マニュアルを活用
- **社会福祉施設等職員防災研修会**
 - ・施設職員の防災意識の向上や知識の習得を図り、施設の防災対策力を高めることを目的とし、施設職員向けの研修を実施
- **避難行動要支援者の避難支援対策等に係る意見交換会**
 - ・危機管理部、交通基盤部と連携して、市町防災、福祉担当職員に対して意見交換会を実施
 - ・市町職員向け個別避難計画作成研修会の実施



- **浸水区域内要配慮者利用施設等の支援（継続）**
 - ・洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に立地する社会福祉施設等が行う避難確保計画の策定を指導

令和6年度予定

○逃げ遅れゼロのための取組

- **社会福祉法人等の指導監査（継続）**
 - ・社会福祉法等に基づく指導監査において、防災管理体制や防災訓練の実施状況をチェックリストを活用し、確認、指導
- **高齢者福祉施設の災害対応マニュアルの改訂（継続）**
 - ・「高齢者福祉施設における災害対応マニュアル」について、市町担当課・連絡先等の修正を反映
 - ・県が開催する「市町介護保険事業者指導担当者研修会」等で、施設における非常災害対策について啓発
- **社会福祉施設等職員防災研修会（継続）**
 - ・施設職員の防災意識の向上や知識の習得を図り、施設の防災対策力を高めることを目的とし、施設職員向けの研修を実施

【研修内容】
要配慮者利用施設の避難訓練についての説明、地震防災アドバイザーによる講演 等
- **避難行動要支援者の避難支援対策等に係る取組支援（継続）**
 - ・危機管理部、交通基盤部と連携して、市町防災、福祉担当職員に対して意見交換会を実施
 - ・市町職員向け個別避難計画作成研修会の実施
- **浸水区域内要配慮者利用施設等の支援（継続）**
 - ・洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に立地する社会福祉施設等が行う避難確保計画の策定を指導



令和5年度・令和6年度の主な取組（静岡県河川砂防局）

令和5年度実施

○避難行動を促す取組

●出前講座などを活用した住民向けの防災情報の説明会の充実

- ・県庁見学会等を活用し、水害リスクや情報の入手方法等を説明した。
- ・水防業務に関する市町村防災職員向けの研修会、意見交換会を開催した。
- ・市町村が開催する研修会・説明会において、水害リスク情報等について説明する講師として職員を派遣した。



（令和5年度県庁見学会の様子）

『流域治水』の取組を地域の皆様に御理解いただくとともにさらに強力に推進するため、「筆文字ロゴ」を作成。広報等用いて積極的に活用していく。



- ・出水期前に水防警報等の情報を迅速かつ的確な伝達体制に万全に期すことを目的に、県管理河川を対象とする洪水対応演習を実施した。（令和5年5月31日実施）



（令和5年度県庁見学会の様子）

令和6年度予定

○水害リスク情報等の共有に向けた取組

- 洪水予報河川及び水位周知河川以外の
その他河川（対象外河川除く）における洪水浸水想定区域の指定
・下田上木事務所管内における対象河川すべての洪水浸水想定区域図の作成・公表が令和5年度末に完了したため、水防法に基づく区域の指定を実施していく。また、区域指定により義務化される市町村のハザードマップ作成を支援を実施していく。

○『新たなステージに入った水災害に 対する取組』の各重点対策項目の推進

- ・令和4年台風第15号や令和5年台風第2号による水災害への対応を教訓とした「重点対策（29項目）」を設定し、これらを重点的かつ緊急的に実施していく。

（重点対策）：水防資材ストックヤードの整備

○避難行動を促す取組

- 出前講座などを活用した住民向けの防災情報の説明会の充実
・激甚化・頻発化する豪雨に対し、市町村と共に、的確な水防業務を目指して水防法等の勉強会を継続実施する。（令和5年12月22日実施）

●地域住民等への水防災教育の充実

- ・流域治水の取組みの一つとして、防災教育の教材「しぞ〜か防災かるた（水編）」の作成を実施する。住民に水災害を自分事として捉えてもらうため、学生や行政等が協働するワークショップを開催し、住民口線のかかるたの句を題材に盛り込み作成する。



（ワークショップの様子とかるた完成イメージ）

令和5年度・令和6年度の主な取組（下田土木事務所）

令和5年度実施

●河川における機能の確保

- ・河川内の堆積土砂撤去等による流下能力の保全
緊急自然災害防止対策事業
大賀茂川水系（二）大賀茂川（捷水路工） L=80m



●避難行動を促す取組

- ・出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会
土砂災害に関する出前講座を合計4回開催
（小学生を対象：4回）



【下田市立稻生沢小学校】

【下田市立浜崎小学校】

令和6年度予定

●河川における機能の確保

- ・河川整備計画などに基づく治水対策の着実な実施
国土強靱化総合流域防災事業
青野川水系（二）二条川（河川改良） L=185m



下流の整備済箇所

●避難行動を促す取組

- ・出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会
出前講座を継続的に実施していく。

	開催回数	延べ人数	備考
令和6年度	4回（予定）	-	小学校等
令和5年度	4回	102名	小学校4
令和4年度	8回	614名	こども園1、小学校6、高校1

令和5年度・令和6年度の主な取組（静岡地方気象台）

令和5年度実施

○地域住民の防災意識向上のための取組

→静岡県の自治体等にワークショップや出前講座等の講演を通して、防災意識向上のための普及・啓発を行った。
下の写真は昨年度に行ったもので、左が中学校との気象庁ワークショップの様子で、右が自治体との気象防災ワークショップの様子である。

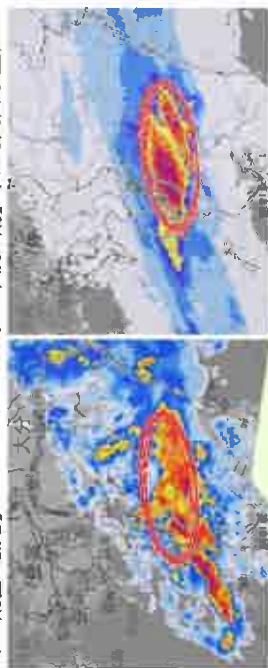


○迅速かつ的確な避難行動のための取組

→顕著な大雨に関する気象情報の新運用とその情報を補足する図情報の更新が行われたので、静岡県の自治体等に、キギクルに加えて、その使用方を周知した。

【気象庁ホームページにおける表示例】

◆「雨雲の動き」 ◆「今後の雨」（3時間降水量）



ある時刻（現在時刻）に解析された線状降水帯の雨域を実線の楕円で、現在時刻から10～30分先に解析された線状降水帯の雨域を破線の楕円で表示。

令和6年度予定

○地域住民の防災意識向上のための取組

→引き続き、静岡県の自治体等にワークショップや出前講座等の講演を通して、防災意識向上のための普及・啓発を行う。

○迅速かつ的確な避難行動のための取組



→2024年3月5日の「第11世代数値解析予報システム」の導入により、2023年3月に導入された「線状降水帯予測スーパーコンピュータ」と合わせて更新前のスーパーコンピュータの約4倍の計算能力になった。これにより予報の精度が向上し、気象情報の改善が行われた。

→R6年度は線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけの情報が、これまででは地方単位で呼びかけていたものを、令和6年5月27日からは府県単位で呼びかけることになった。また、引き続き、静岡県の自治体等に、キギクルに加えて、その使用方を周知したい。

東海地方



大雨に関する静岡県気象情報 第〇号
〇年〇月〇日〇時〇〇分 静岡地方気象台発表
<見出し>

東海地方では、〇日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生 の危険度が急激に高まる可能性があります。
<本文>
... (中略) ...

静岡県



大雨に関する静岡県気象情報 第〇号
〇年〇月〇日〇時〇〇分 静岡地方気象台発表
<見出し>

静岡県では、〇日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生 の危険度が急激に高まる可能性があります。
<本文>
... (中略) ...

対象地域を
絞り込んで発表

令和5年度・令和6年度の主な取組（森林整備センター）



令和5年度実施

○水源林造成事業による森林整備

- 除間伐等による森林整備を推進

奥地水源地域の民有保安林のうち、所有者の自助努力のみでは適正な整備が見込めない箇所において、森林整備を実施し森林の公益的機能の向上を図る。（造林地面積 約930ヘクタール）

【令和5年度 実績】

除間伐：約28ヘクタール

（下田市、河津町、南伊豆町）

下刈：約8ヘクタール

（下田市、東伊豆町）

新規植栽：約2.6ヘクタール

（東伊豆町）

- 更新伐による育成複層林の造成

主伐期を迎えた森林において、小面積で分散した区域を伐採・再造林する「更新伐」を実施。環境負荷を抑えつつ森林の更新を図る。

【令和5年度 更新伐実績】

約3.5ヘクタール（東伊豆町）



令和6年度予定

○水源林造成事業による森林整備

- 除間伐等の森林整備の継続

【令和6年度 計画】 除間伐：約26ヘクタール

下刈：約6ヘクタール

- 育成複層林更新伐の推進

令和7年度以降の事業実施に向け、候補地の選定と所有者との協議を継続

区分	対象となる流域治水プロジェクト							実施主体	組織	実施	
	青野川	生沢川	河津川	殿田川	五十鈴川	那賀川	仁科川	宇久須川		令和5年度	令和6年度
治水協定に基づくダム洪水調節機能の強化(事前放流)	○								静岡県	下田土木	事前放流の確実な運用。関係機関と協力した、事前放流に係る情報伝達訓練の実施。
河川改修(河道掘削、護岸整備)水門の施設修繕	○	○	○	○	○	○	○	○	静岡県	下田土木	7水系(殿田川、五十鈴川を除く)で、河道掘削及び護岸整備を実施した。殿田川、五十鈴川では水門の点検・修繕を実施した。
砂防施設等の整備、森林整備・治山事業									静岡県	下田土木 賀茂農林森林整備課	7水系(殿田川、五十鈴川を除く)で河道掘削及び護岸整備を実施していく。殿田川、五十鈴川では水門の点検、必要な修繕を実施して(下田土木) 4水系(稲生沢川、青野川、仁科川、宇久須川)で、砂防堰堤工及び砂防堰堤改築工を実施した。 (森林整備課) 宇久須川:間伐2件、森林作業道開設2件、下刈り1件
	○	○	○	○	○	○	○	○	下田市、南伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町		(下田土木) 治山事業 落合地区宮ノ平治山工事 (下田市落合地内) (南伊豆町) 青野地内において、水土保全機能森林整備として、常緑広葉樹(雑木)から落葉広葉樹(くぬぎ)に植え替える樹種転換工事を0.21ha実施 (松崎町) 風早治山工事(R4年度～R8年度) (西伊豆町) 随時、砂防背後地の堆砂状況の確認、必要森林の計画的な伐上や土壌流出防止等に資するため、新植・除間伐等の森林整備を実施。また、主伐期を迎えた森林での更新伐(育成復層林造成)と再造林を実施。
									森林整備センター		(南伊豆町) 下賀茂地内において治山工事として、かご土留工を4箇所、丸太筋工237m実施予定 (松崎町) 風早治山工事(R4年度～R8年度) (西伊豆町) 随時、砂防背後地の堆砂状況の確認、必要に、更新伐(育成復層林造成)の事業地の選定と協議を進める。
											南伊豆町・青野・竹原地区:設計 松崎町南郷(船川工区):工事一部完了 松崎町船田(小山工区):設計
ほ場整備に伴う排水路の改修	○								静岡県	賀茂農林農村整備課	南伊豆町・青野・竹原地区:工事着手予定 松崎町南郷(船川工区):工事完了完了 松崎町船田(小山工区):工事着手予定
									南伊豆町、松崎町	(南伊豆町、松崎町) 町道事業なし	(南伊豆町、松崎町) 町道事業なし
治水計画に基づくまちづくりの推進											
立地適正化計画による浸水リスクを考慮したまちづくりの推進(立地適正化計画に基づく防災備忘の作成)	○	○							下田市		立地適正化計画区域内での行為に関する届出制度の運用開始
土地利用の適正指導、無秩序な開発抑制	○	○	○	○	○	○	○	○	静岡県	下田土木都市計画課	青野川水系や大賀茂川水系等で宅地造成等規制法第8条による許可審査を行い、土地利用の適正指導を行った。
									下田市、南伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町		(下田市) 適正な土地利用のための指導、監視体制の継続
水災害リスク情報空白域の解消(土砂災害警戒区域 新規抽出)	○	○	○	○	○	○	○	○	静岡県	下田土木、砂防課	(下田土木・砂防課) LP測量による高精度の地図を活用した土砂災害警戒区域の新規指定対象箇所を抽出し
水災害リスク情報空白域の解消(洪水浸水想定区域図の作成・ハザードマップの作成・土砂災害警戒区域標識等の設置)	○	○	○	○	○	○	○	○	静岡県	河川企画課、土木防災課 砂防課、下田土木	(河川企画課) 令和6年3月末までに対象河川33河川の洪水浸水想定区域図をすべて公表した。 (下田土木、砂防課) 土砂災害警戒区域標識等の設置した。
									下田市、南伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町		(土木防災課) 公表した区域図を基に、水防法に基づき洪水浸水想定区域を指定 (下田土木、砂防課) 引き続き、土砂災害警戒区域標識等の設置を推進する。
											(下田市) 洪水浸水想定区域を示したハザードマップの作成 (南伊豆町) 新たな指定等があれば、ハザードマップの更新を随時行う。 (松崎町) ハザードマップの修正を検討する。 (西伊豆町) 引き続き町民参加の防災関係事業の際に、ハザードマップの使い方や見方などを周知する。
									静岡県	河川企画課、土木防災課、下田土木	(河川企画課・土木防災課) 土木事務所と市町職員を対象に説明及び意見交換を実施し、水害・土砂災害対策に対する警戒避難体制の充実・強化を図った。 (下田土木) 出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会の実施。令和5年度は土砂災害に関する出前講座を合計4回開催した。
											(土木防災課) 市町職員を対象に説明及び意見交換を継続する。 県庁見学会において、水防や水害リスクについて説明する。 (下田土木) 出前講座等による、避難行動を促す取り組みを実施していく。

区分	河川と暮らしの防災プロジェクト							実績	予定			
対策内容	青野川	稲生沢川	河津川	大貫茂川	五十鈴川	那賀川	仁利川	宇久須川	令和5年度	令和6年度		
ハザードマップの周知及び住民の水害や土砂災害リスクに対する理解促進の取組	○	○	○	○	○	○	○	○	【下田市】 土砂災害・全国統一防災訓練実施日の6月4日に加増野区において土砂災害を想定した情報伝達訓練及び防災講座を、住民22人を含む28人で実施した。 【南伊豆町】 ホームページや広報誌に掲載している。土砂災害防災訓練時に静岡県が作成した土砂災害警戒区域表示板を使用し、地域住民に説明を行い周知と理解を図った。 【松崎町】 土砂災害訓練やわたしの避難計画普及時にHMを使用した、水害・土砂災害に関するリスクの説明を行った。	【下田市】 土砂災害を想定した情報伝達訓練及び防災講座を実施。(南伊豆町)洪水・出水期に広報誌で周知を図る。 【松崎町】 訓練等でのハザードマップを使用した、災害リスクの説明を行う。 【西伊豆町】 各地区の自主防災委員を対象とした、わたしの避難計画普及員養成講座を開催		
サイボスレーダーによる水位の観測情報等の提供	○	○	○	○				静岡県	河川企画課、土木防災課	【土木防災課】 サイボスレーダーによる、雨量・水位等のリアルタイム情報の提供	【土木防災課】 サイボスレーダーによる、雨量・水位等のリアルタイム情報の継続した提供	
									下田市、南伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町	【南伊豆町】 地区別土砂災害ハザードマップに掲載し、ホームページで紹介している。 土砂災害防災訓練時にサイボスレーダーの紹介を行った。 【松崎町】 土砂災害・洪水ハザードマップにサイボスレーダーのQRコードを掲載している。	【南伊豆町】 洪水・出水期に広報誌で周知を図る。 【松崎町】 状況により、該当河川沿いの要配慮者利用施設に水位観測情報(避難判断水位以上)の情報提供を行う。	
要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保	○	○	○	○	○	○	○	○	静岡県	河川企画課、土木防災課	【土木防災課】 関係機関が主催する研修会等で施設管理者等への説明を実施する。	【土木防災課】 関係機関が主催する研修会等で施設管理者等への説明を継続する。
									下田市、南伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町	【下田市】 市内にある特別養護老人ホーム梓の里で行われた防災訓練を視察した。 宿泊施設への福祉避難所設置(賀茂モデル)訓練を賀茂健康福祉センターと実施し、宿泊施設等の観光関連事業者や医療関係者等含め22名が参加した。 【南伊豆町】 避難確保計画の作成がない要配慮者利用施設に個別説明を行い、提出の促進を行った。 【松崎町】 要配慮者利用施設への避難確保計画作成指導等により、8施設で避難確保計画を作成済み。施設(松崎幼稚園)とのデジタル無線機器を使用した避難情報発令等の通信訓練を	【下田市】 要配慮者利用施設避難確保計画に基づく避難訓練の実施促進・視察 【南伊豆町】 令和6年3月に南伊豆町地域防災計画の修正を行い、新たに避難確保計画の作成が義務付けられた要配慮者利用施設に対し、説明を行い提出の促進を行う。 【松崎町】 要配慮者利用施設との通信訓練や避難訓練の実施を予定している。	

賀茂地域9水系の流域治水プロジェクト 令和5年度の取組報告と令和6年度取組み予定

資料 4



区分	対策内容	実施主体	令和5年度	令和6年度	完成or継続
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	治水協定に基づくダム洪水調節機能の強化（事前放流）	静岡県			継続
	河川改修（河道掘削、護岸整備） 水門の施設修繕	静岡県	青野川ほか 河道掘削V=2,900m3		継続
	砂防施設等の整備、森林整備・治山事業	静岡県 各市町・森林整備センター			継続
	ほ場整備に伴う排水路の改修	静岡県 南伊豆町			継続
	立地適正化計画による浸水リスクを考慮したまちづくりの推進（立地適正化計画に基づく防災指針の作成）	下田市			継続
被害対象を減少させるための対策	土地利用の適正指導、無秩序な開発抑制	静岡県 各市町			継続
	水災害リスク情報空白域の解消（土砂災害警戒区域 新規抽出）	静岡県			継続
	水災害リスク情報空白域の解消（洪水浸水想定区域図の作成・ハザードマップの作成・土砂災害警戒区域標識等の設置）	静岡県 各市町			継続
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ハザードマップの周知及び住民の水害や土砂災害リスクに対する理解促進の取組	静岡県 各市町			継続
	サイボスレーダーによる水位の観測情報等の提供	静岡県 各市町			継続
	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保	静岡県 各市町			継続
					継続

令和5年度の取組報告



賀茂地域大規模氾濫減災協議会の主な取り組み

令和5年度 主な進捗実績

○静岡県下田土木事務所

<河川改修> 代表的な工事内容
 青野川水系：河道掘削 2,900m³（青野川）
 稻生沢川水系：根継工 30m（稻生沢川）
 河津川水系：護岸工 85m（河津川）
 大賀茂川水系：捷水路工 80m（大賀茂川）
 那賀川水系：河道掘削 660m³（岩科川）
 仁科川水系：護岸工 169m²（仁科川）
 宇久須川水系：護床工 67m（大久須川）



(二) 大賀茂川（捷水路工）

<ダムの洪水調節>

関係機関とともに、事前放流に係る情報伝達の訓練を実施した。令和5年度は、事前放流が必要な降雨予測を超えた日はなく、運用実績はなかった。

○静岡県河川企画課・土木防災課・砂防課

<水害リスク情報の空白域の解消>

令和5年度は、岩科川の洪水浸水想定区域図を3月末に公表し、下田土木事務所管内における対象河川すべてで作成・公表が完了した。

【令和4年度】

(32/33河川 公表)

・大賀茂川ほか31河川の公表

【令和5年度】

(1/33河川 公表)

・岩科川の作成・公表

岩科川水系岩科川 洪水浸水想定区域図（想定最大降雨）



岩科川洪水浸水想定区域図

<講習・意見交換>

土木事務所と市町職員を対象に説明及び意見交換を実施し、水害・土砂災害対策に対する警戒避難体制の充実・強化を図った。



講習・意見交換会
 （令和5年5月25日）

賀茂地域大規模氾濫減災協議会の主な取り組み

令和5年度 主な進捗実績

○下田市

< 落合地区宮ノ平治山工事 >



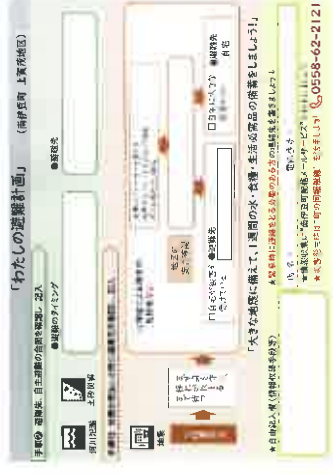
○河津町

ハザードマップを利用した防災訓練



○南伊豆町

< 土砂災害等危険個所の事前把握 >
わたしの避難計画を海岸地区以外の20地区に全戸配布して各家庭におけるリスクを周知・把握した



○松崎町

< 風早治山工事 >



< 要配慮者利用施設通信訓練 >

賀茂地域大規模氾濫減災協議会の主な取り組み

令和5年度 主な進捗実績

○西伊豆町

<防災委員等研修会>

各地区防災委員等へのわたしの避難計画の説明



○森林整備センター

<森林整備>

保育間伐・更新伐（育成複層林の造成）



○賀茂農林事務所

<森林整備事業>

宇久須川：間伐2件、森林作業道開設2件、下刈り1件



施工前



施工後

<くぼ場整備に伴う排水路の改修>

松崎町南郷（鮎川工区）



施工前



施工後

●今後の予定について

実施済（7月22日（月））

- 幹事会開催（対面及びWeb方式）
 - ・取組方針の進捗状況と各機関の主な取組（令和5年度・令和6年度）
 - ・流域治水プロジェクトの取組状況と主な取組（令和5年度・令和6年度）
 - ・今後の予定

本日（令和6年8月7日（水））

- 協議会開催（Web方式）
 - ・取組方針の進捗状況と各機関の主な取組（令和5年度・令和6年度）
 - ・流域治水プロジェクトの取組状況と主な取組（令和5年度・令和6年度）
 - ・今後の予定

【今後の予定】

令和7年2～3月

- 担当者会議の開催（方式未定）
 - ・令和6年度の取組（実績）
 - ・令和7年度の取組（予定）
 - ・取組方針、流域治水プロジェクトのフォローアップ

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 賀茂地域の豪雨災害減災に係る取組方針

令和 4 年 9 月 22 日

賀茂地域大規模氾濫減災協議会

下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、気象庁静岡地方气象台、
国土交通省 中部地方整備局河川部地域河川課
静岡県 危機管理部、経営管理部賀茂地域局、健康福祉部政策管理局、
交通基盤部河川砂防局、交通基盤部下田土木事務所

目 次

1	はじめに	1
2	本協議会の構成員	2
3	賀茂地域における水害の特性	3
4	現状の取組状況と課題	5
5	減災のための目標	9
6	概ね5年間で実施する取組	10
7	フォローアップ	13

1 はじめに

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

本答申において「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、国土交通省は新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表した。

直轄河川管理者は、全国の直轄河川を対象として、当ビジョンを実現させるため、直轄河川管理者、県、市町等関係機関が連携し減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する減災対策協議会を設立した。

このような中、平成 28 年 8 月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要との考えから、平成 28 年 10 月 7 日付け国土交通省水管理・国土保全局長通知により、県管理河川についても、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組拡大の要請を受けた。

これらを踏まえ、賀茂地域における県管理河川においても「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する。」との共通認識のもと、河川管理者、市町などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、意識変革と災害リスクに応じたハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に賀茂地域大規模氾濫減災協議会を平成 29 年 2 月 3 日に設立した。

本協議会では、命を守るための確実な避難、氾濫発生後の社会機能早期回復を実現するための減災対策として各構成員が令和 3 年度までに計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、今般その結果を「賀茂地域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。

今後、本協議会等の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会等を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

その後、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、当該取組をさらに充実し加速するため、平成 31 年 1 月 29 日付けで国土交通省水管理・国土保全局から「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画の改定」が通知された。

さらに、白らの命を守るために避難が必要な住民に対して避難に関する情報を確実に伝達し、住民が災害危険性の情報や避難に関する情報を正しく理解、判断し避難できるよう住民避難の実効性の向上を図る具体策を取りまとめた、「住民避難実効性向上に向けた提言書（平成 31 年 4 月）」が住民避難実効性向上検討委員会より提言された。

これらを踏まえ、多様な関係機関の参画による連携の強化、避難行動の主体である住民の取組強化、洪水のみならず上砂・高潮等の複合災害への対策強化を促進する取組方針を推進し、令和 3 年度に計画期間が完了した。

このため、令和 4 年度からの 5 か年の地域の取組方針は、継続的に水防対策を推進するとともに、各河川で進められている「流域治水プロジェクト」の取組内容と連携を図っていく方針とすることを今般改定するものである。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 6 条に基づき改訂したものである。

2 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
下田市	市 長
東伊豆町	町 長
河津町	町 長
南伊豆町	町 長
松崎町	町 長
西伊豆町	町 長
気象庁	
静岡地方気象台	台 長
国土交通省	
中部地方整備局河川部地域河川課	課 長
静岡県	
危機管理部	参 事（防災対策担当）
経営管理部 賀茂地域局	副局長兼賀茂危機管理監
健康福祉部 政策管理局	局 長
交通基盤部 河川砂防局	局 長
交通基盤部 下田土木事務所	所 長

3 賀茂地域における水害の特性と課題

(1) 地形・社会経済等の状況

賀茂地域は、静岡県の伊豆半島南部に位置し、下田市、東伊豆町、西伊豆町、南伊豆町、河津町、松崎町の計1市5町から成り、天城山系から駿河湾・相模湾へと起伏に富んだ地形となっている。

賀茂地域の河川の状況は15水系37河川、管轄流路延長は約142kmと県全体の約5.5%を占めている。賀茂地域に一級河川はなく、37河川すべてが二級河川である。また、15水系37河川すべてにおいてその流域は複数の市町にまたがることなく、1つの市町内で完結している。

地域の特徴としては、天城山系を中心として、大部分が山地を占め、限られた平地に市街地や集落を形成している。産業としては、海、山、川、滝、温泉という自然環境に加えて、古くからの文化財などによる観光資源に恵まれた土地であり、観光が産業の中心となっている。また、温暖な気候と豊かで、綺麗な水にも恵まれていることから、花卉、みかん、わさび、雑柑、桜葉等の郷土の特徴を生かした農業が進められているほか、水産業も盛んである。

地域の山地部では、急流部が多く河岸侵食や洗掘への備えが必要となると共に、災害時における孤立集落等への対応が必要となることが想定される。また、扇状地・市街地部では、築堤部を抱え拡散型の氾濫形態の地区では市街地を中心に甚大な被害が懸念される。

(2) 過去の被害状況と河川改修の状況

天城山系は年間3,000mmを超える多雨地域であり、また各河川とも河床勾配が非常に急であることなどの特徴を有していることから、土砂崩れや洪水等の災害リスクが高い地域である。近年では、平成25年7月に西伊豆町を襲った局地豪雨により、甚大な被害をもたらしている。

昭和51年7月の梅雨前線豪雨による出水では、梅雨前線と低気圧の影響で伊豆半島を中心に豪雨が発生し、南伊豆町では総雨量397.5mmを記録した。この降雨により青野川では全半壊10戸、浸水家屋879戸、田畑の冠水120ha、埋没72haの被害が出た。賀茂地域では青野川のほかに、稻生沢川、那賀川流域等を中心に被害が広がった。

平成3年9月10日から11日にかけて、伊豆半島南部に発達した雨雲により集中豪雨が発生した。総雨量は、河津町・峰消防署で406.5mm（時間最大108mm）を記録したほか、下田市・落合浄水場で328.5mm（同90mm）、南伊豆町・下賀茂で231mm（同71mm）、東伊豆町・稲取で130mm（同56mm）を記録している。

この豪雨により、死者4名、家屋の全半壊39戸の被害が発生し、具体的には、土砂災害181件、1市3町にて床上浸水164棟、床下浸水291棟、田畑の冠水50.4haなど甚大な被害をもたらした。

平成25年7月17日から18日にかけて、西伊豆町の山あいを中心として局地的豪雨が発生し、土砂災害による家屋の全半壊18戸、一部損壊が7戸、床上浸水43棟、床下浸水315棟もの甚大な被害をもたらした。総雨量は、西伊豆町・宇久須で200mm（時間最大98mm）、同町仁科峠で188mm（同90mm）を記録。隣接する松崎町の松崎観測所の雨量記録は73mm（同27mm）であり、短時間で局地的な豪雨であったことがうかがえる。

令和元年9月8日から9日にかけて発生した台風15号では、河津町を貫流する河津川において局地的な豪雨により、床下浸水2棟の被害をもたらした。総雨量は、河津町湯ヶ野で317mm（時間最大69mm）、伊豆市天城では387mm（同82mm）を記録。河津川を渡河する峰橋が落橋する程の豪雨であった。

また、東伊豆町を貫流する白田川においても同様、局地的な豪雨により河川管理をはじめとする公共施設の大規模な被害が発生した。

令和4年8月12日から14日にかけて発生した台風8号では、松崎町の山あいを中心として局地的豪雨が発生し、土砂災害による家屋の全半壊1戸、浸水被害31棟の甚大な被害をもたらした。総雨量は、松崎町・大峠で381mm（時間最大68mm）を記録した。

(3)豪雨災害時の特性や課題

賀茂地域の豪雨災害時の主な特性や課題は、以下のとおりである。

- 今後発生が想定される豪雨災害に対する住民の意識向上を図る必要がある。
- 地域内には多数の河川が存在しており、各河川の特性と災害リスクに併せた減災対策の取組が必要である。
- 地域の山地部では、急流部が多く河岸侵食や洗掘への備えが必要となると共に、災害時における孤立集落等への対応が必要となることが想定される。
- 扇状地・市街地部では、築堤部を抱え拡散型の氾濫形態の地区では市街地を中心に甚大な被害が懸念される。

4 現状の取組状況と課題

賀茂地域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果は、以下のとおりである。

項 目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
想定される浸水リスク情報等の周知	○県では、水位周知河川については、洪水浸水想定区域図を策定し、県 HP 等で公表している。 ○その他河川においても洪水浸水想定区域図を作成している。 ○最大クラスの高潮を対象とした浸水想定区域図を作成している。 ○各市町では、水位周知河川を対象に、避難場所や避難経路、洪水による浸水区域と土砂災害警戒区域等を記載した災害ハザードマップを作成し、住民に配布すると共にホームページで周知している。	
	●洪水浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。	a
	●最大クラスの洪水を対象とした浸水想定区域図、土砂災害の発生が想定される土砂災害警戒区域等を示した、ハザードマップが未策定である。	b
	●その他河川を対象とした洪水浸水想定区域を指定した後、ハザードマップを作成し、周知する必要がある。	b
	●最大クラスの高潮を対象とした浸水想定区域を指定した後、ハザードマップを作成し、周知する必要がある。 b	b
	●洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民が十分理解しておく必要がある。	c
	●計画規模を超える大規模氾濫や土砂災害による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念される。	d
洪水時等における河川管理者や気象台等からの情報提供等の内容	○避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、土砂災害警戒情報、気象情報等のリアルタイム情報をホームページで提供している。 ○水位観測所における水位状況をライブカメラ情報として配信している。 ○誰もが簡単に情報入手できるように地上デジタルデータ放送等も活用して情報提供している。 ○県では市町に対しホットラインの伝達体制構築を行っている。	
	●インターネット等により防災情報を提供しているが、情報の入手先が分からず、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	f
	●提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念がある。	g
	●水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。	h
	●ホットラインの実効性の確保や内容と目的を明確にするための訓練の実施が必要である。	i
避難指示等の発令基準	○平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、避難の「指示」には屋内での退避等も含まれることになった。 ○平成 26 年 4 月の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改訂において、避難勧告等は空振りをおそれず早めに出すことが基本とされ、また、避難勧告等の発令時に外が危険な場合には、屋内安全確保をとることも伝達することとされた。	
	●避難指示等発令の判断やタイミングが難しいため、首長の意思決定を後押しする河川管理者や他機関の支援が必要である。	j

項 目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
	●要配慮者の避難に課題がある。(要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率及び避難訓練の実施率が低い。)	k
住民等への 情報伝達の 体制や方法	○管内には河川のリアルタイムの状況が分かるライブカメラを7箇所設置している。 ○防災行政無線や防災・防犯情報一斉メール配信サービス・広報車による広報などにより、災害発生時の緊急情報などを住民に通知している。	
	●大雨や暴風により防災行政無線が聞き取りにくい可能性がある。	m
	●メール配信による情報提供を行っているが、一部の利用にとどまっている。	n
	●同報無線のデジタル化に併せ、戸別受信機の設置等、新たな情報伝達方法を構築する必要がある。	o
平時からの 住民等への 啓発、防災 教育・訓練	○県では防災リーダー養成のために「静岡県ふじのくに防災士養成講座」を実施。 ○県危機管理局では、職員が講師として学校や企業等に防災訓練の出前講座を実施。 ○市町では、防災に関する情報や河川水位による危険度、避難や水防活動の際に注意することなどを分かりやすくまとめた防災マップやチラシ等を作成・配布、またHPでも紹介している。 ○市町職員等が講師となり、町内会等で訓練内容を計画し、地域で希望する防災訓練(洪水や地震・津波等)を実施。 ○下田土木事務所では、賀茂地域に発生した災害の記録や記憶を風化させないため、また、経験を今後の災害対応等にも役立てるため、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、下田土木事務所並びに管内建設関係業者との協働により、それぞれが保有する貴重な災害記録誌や写真等を収集・整理したアーカイブを作成。関係市町及び下田土木事務所のホームページに公開している。	
	●住民に自助・共助の大切さが十分理解されていないことが懸念されるため、防災意識向上に向けた継続的な取組を行うことで、世代間の継承、災害に強い地域文化を形成する必要がある。 ●新たな啓発手段を活用した住民等への周知啓発 ●地域の議論を踏まえた住民等自らによる避難行動計画の作成 ●在宅介護者や高齢者のみの世帯の避難行動の理解促進	p
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援	○要配慮者、地下街等の避難確保計画作成のための災害情報普及支援室を設置。 ○要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率及び避難訓練の実施率が低い。 ○令和3年5月に水防法が改定され、要配慮者利用施設における訓練実施及び報告が義務化された。	
	●要配慮者の避難に課題がある。(要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率及び避難訓練の実施率が低い。)	k

②水防に関する事項

項 目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
水防活動のための水防警報の伝達や河川水位等に係る情報提供	○県では、水位周知河川（下田土木事務所管内では5河川）での水防警報を発表・伝達している。 ○避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等のリアルタイム情報をホームページで提供している。 ○水位観測所における水位状況をライブカメラ情報として配信している。 ○誰もが簡単に情報入手できるように地上デジタルデータ放送等も活用して情報提供している。	
	●情報伝達された際の各行政機関が、どのような行動を取るべきか十分理解されていないことが懸念される。（タイムライン等の取組が必要）	q
河川等の巡視	○県では洪水時に重要水防箇所を中心に、必要に応じて河川巡視を行っている。 ○堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する箇所を重要水防箇所として位置付けている。 ○重要水防箇所として県水防計画書に記載するとともに県のHPで公表している。 ○出水期前に県と市町等と河川パトロール（堤防点検等）を実施し、水防上危険箇所の情報共有を図っている。 ○県では、市町と連携して砂防関係施設点検を実施している。	
	●河川巡視情報が伝達された際の各行政機関が、どのような行動を取るべきか十分理解されていないことが懸念される。（タイムライン等の取組が必要）	q
水防資機材の整備状況	○静岡県と市町で水防倉庫に備蓄している水防資機材の確認を行っている。また、県では資機材不足発生時の広域的な応援体制を構築済みである。	
	●複数箇所や大規模な水防対応が必要となった場合に資機材の不足が懸念される。	r
	●水防上必要な資機材が明確になっていない。	s
水防活動の実施体制の確保と水防技術の維持向上対策	○毎年、出水期前に河川管理者と各市町、地元消防団を含めた消防機関と共に重要水防箇所の合同巡視を行っている。 ○県では資機材不足発生時の広域的な応援体制を構築済み。 ○毎年、6月に実施する上砂災害・全国防災訓練において、上砂災害防止講習会を開催している。	
	●重要水防箇所や水防資機材等の状況を第一線で活動する水防団・消防団に十分理解してもらう必要がある。	t
	●水防団・消防団員の減少や高齢化などにより水防工法の技術伝承に懸念がある。	u

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項 目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
排水施設、排水資機材等の操作・運用	○市町では、破堤等の大規模氾濫発生時に排水ポンプ車を沼津河川国道事務所に要請する協定が整備されている。また、職員が、国交省による排水ポンプ車等の使用方法に関する訓練へ参加している。 ○県では、河川バトロール等を活用し、樋門・樋管等を含めた各種排水施設及び砂防施設の点検等を実施している。	
	●大規模浸水時の迅速な排水活動について、国の排水計画を参考に検討が必要である	V
洪水調節をする治水ダムや流域での流出抑制対策の現状	○県が青野大師ダムについて適正に管理を実施	

④河川管理施設等の整備に関する事項

項 目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
堤防等河川管理施設の現在の状況	○下田土木事務所では、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす試行的取組として、一定の効果が認められる箇所を選定して堤防舗装を実施。	
	●近年、激化する気象状況（局地的豪雨や台風の大型化など）からも、流域の治水安全度は十分ではない	W

⑤被害対象を減少させる対策に関する事項

項 目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
氾濫を想定して被害を回避	○令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に防災指針が位置づけられた。 ○令和2年8月に土砂災害防止対策基本指針（土砂災害防止法第3条）が改正され、土砂災害警戒区域等を明示した標識による住民等への周知の徹底や高精度な地形情報等を用いた土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努めることが明確化された。	
	●災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、防災施策との連携強化など、安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じる必要がある。	X
	●指定済みの土砂災害警戒区域を周知する必要がある。	Y
	●近年の全国的な土砂災害においては、従来の地形判読に用いた図面では、基礎調査対象箇所に抽出されず、警戒区域に指定されていない箇所で被害が生じている。	Z

5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和8年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

1.「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」

※水害リスク情報等を共有することにより、流域全体で防災意識の向上を図り、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること。

2.「氾濫発生後の社会機能を早期に回復すること」

※水害による社会経済被害を軽減し、氾濫が発生した場合でも早期に社会経済活動を再開できる状態に回復すること。

【目標達成に向けた主な取組】

上記目標達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、賀茂地域において、以下の取組を実施する。

- (1) 水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組
- (2) 洪水氾濫等による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

【取組事項】

本協議会では、主に以下の事項に基づく取組を行うものとする。

- (1) 水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組
 - ・ 要配慮者利用施設における確実な避難に向けた取組
 - ・ 確実な避難指示の発令に向けた取組
 - ・ 水害リスク情報等の共有に向けた取組
 - ・ 避難行動を促す取組
- (2) 洪水氾濫等による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組
 - ・ 地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組
 - ・ 氾濫水を迅速に排水するための取組
 - ・ 流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進
 - ・ 河川における機能の確保
 - ・ 施設能力を上回る洪水への対応
 - ・ 被害対象を減少させるための取組

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

6 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、平成28年度より各構成機関が「概ね5年間で実施する取組」として取組を実施してきた。

今後はこれらの取組を継続的に実施または体制を維持し、さらに流域治水プロジェクトの取組との連携を図り、多角的な大規模氾濫等の減災に努める。

各参加機関が実施する対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関
■要配慮者施設における確実な避難に向けた取組				
1) 施設管理者等への理解促進				
	要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供	k	引き続き実施	静岡県・各市町・各関係機関
2) 避難確保計画の作成促進				
	確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進	k	平成29年度から順次実施	静岡県・各市町・各関係機関
■確実な避難指示の発令に向けた取組				
	避難指示等の発令基準を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	i, j	平成30年度から順次検討	静岡県・各市町
	ホットライン体制の構築	j	平成29年度	静岡県・各市町・各関係機関
	ホットラインや洪水対応演習などの情報伝達訓練の充実	d, i	平成30年度から定期的に実施	静岡県・各市町・各関係機関
	危険度レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	c, g	令和元年度から順次実施	静岡県・各市・各関係機関
■水害リスク情報等の共有に向けた取組				
1) 洪水予報河川、水位周知河川、土砂災害警戒区域等における取組				
	最大クラスの洪水を対象とした浸水想定区域図の作成と周知 土砂災害警戒区域等の見直し	a, b, e	引き続き実施	静岡県
	最大クラスの高潮を対象とした浸水想定区域図の作成と周知	b	引き続き実施	静岡県
	洪水・高潮浸水想定区域の指定に伴う洪水ハザードマップの作成と周知 土砂災害ハザードマップの作成と周知	d, q	引き続き実施	各市

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関
	タイムラインの導入の推進	d, q	平成 30 年度から順次実施	静岡県・関係市町・各関係機関
	住民一人ひとりの避難計画・情報マップの作成促進	d, f, g, l	令和元年度から順次実施	静岡県・各市・各関係機関
2) その他河川における取組				
	水位周知河川の拡大の検討	e	平成 29 年度から順次実施	静岡県・関係市町
	水害リスク情報の収集、周知方策の充実	a, c	平成 30 年度から順次実施	静岡県・関係市町
	水位計・河川監視カメラの増設の検討	h	平成 29 年度から順次実施	静岡県・関係市町
■避難行動を促す取組				
	雨量や水位、土砂災害警戒情報等に係るリアルタイム情報の提供	f, m, n, o	引き続き実施	静岡県・各市町・各関係機関
	出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実	a, c, d, g, f, p, t	平成 30 年度から継続して実施	静岡県・各市町・各関係機関
	県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	j	平成 29 年度から順次実施	静岡県
	避難指示等発令の判断・伝達マニュアルの検証及び情報共有	j, l	平成 30 年度から順次実施	各関係市町
	共助の取り組みの強化	p, k	令和元年度から順次実施	静岡県・各市
	防災施設の機能に関する情報提供の充実	d, e, l	令和元年度から順次実施	静岡県・各市
	ダム放流情報を活用した避難体制の確保	g	令和元年度から順次実施	静岡県・各市

2) 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関
■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組				
	水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	t, u	平成 30 年度から順次実施	静岡県・各市町・各関係機関
	水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討（非常用の備蓄土砂置き場の充実や土のうステーションの整備など）	r, s	平成 30 年度から順次実施	静岡県・各関係市町
■氾濫水を迅速に排水するための取組				
	国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施	v	平成 30 年度から順次実施	静岡県、関係市町、各関係機関
	地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共有	v	平成 30 年度から順次実施	静岡県、各関係市町、各関係機関
■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進				

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関
	河川整備計画などに基づく治水対策の着実な推進	w	引き続き実施	静岡県・各市町
■河川における機能の確保				
	河川内の体積撤去や樹木伐採などによる流下能力の保全	w	継続して実施	静岡県
	樋門・樋管、砂防等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保	w	引き続き実施	静岡県、各関係市町、各関係機関
	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	a	令和元年度から順次実施	静岡県
■施設能力を上回る洪水への対応				
	背後に市街地を有する築堤河川などにおける天端補強などの減災対策の検討	w	引き続き実施	静岡県
■被害対象を減少させるための取組				
	立地適正化計画における防災指針の記載（都市計画区域内）	x	令和4年度から順次実施	各市町
	土砂災害警戒区域の周知の強化	y	令和4年度から順次実施	静岡県
	土砂災害警戒区域の精度向上	z	令和4年度から順次実施	静岡県

7 フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会等を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時、その時点までの取組状況を踏まえ、取組方針を見直すこととする。

「湯けむりの里の水辺」の川づくりとして南伊豆町の観光中心部を水害から守る流域治水対策へ

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、青野川水系においても、事前防災対策を進める必要がある。
- 青野川流域は、中下流域の河川沿いに住宅地や観光資源が集中するなど、洪水や津波の浸水被害のリスクが高いことから、河川改修、水門の施設修繕の実施や青野大師ダムでは、事前放流による洪水調節機能の強化を図る。
- これらの取組により、県管理区間においては、昭和51年7月の洪水(年超過確率1/20規模の降雨)に対して、再度災害の防止を目的とすることに加え、想定される津波からの被害の防止又は軽減を図る。
- 加えて、あらゆる関係者が連携し、水災害リスク情報空白域の解消や各種ハザードマップの作成・周知等、ソフト対策と合わせて流域一体となって激甚化する水害や想定される津波に対し、被害の軽減を図る。



※**具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。**

青野川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ・効果】

～「湯けむりの里の水辺」の川づくりとして南伊豆町の観光中心部を水害から守る流域治水対策～

- 青野川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、県、町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
【短期】河川整備計画に基づき、河道掘削や護岸改修などの河川改修を実施するとともに、水災害リスク情報空白域の解消のため、洪水浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成・周知を進める。
【中期】河川改修を継続的に実施し、治水安全度の確保を図るとともに、水災害リスク情報空白域の解消など、ソフト対策を継続的に実施する。
【中長期】流下能力向上のために河道改修を継続的に実施する。併せて、町と連携したハザードマップの周知及び住民への水害や土砂災害リスクに対する理解促進などソフト対策による短期からの継続的な取組により、流域全体の防災意識の向上を図る。

■事業規模
・河川対策
全体事業費 約4.7億円 ※1
対策内容 河川改修 等
※1：整備計画の残事業費を記載

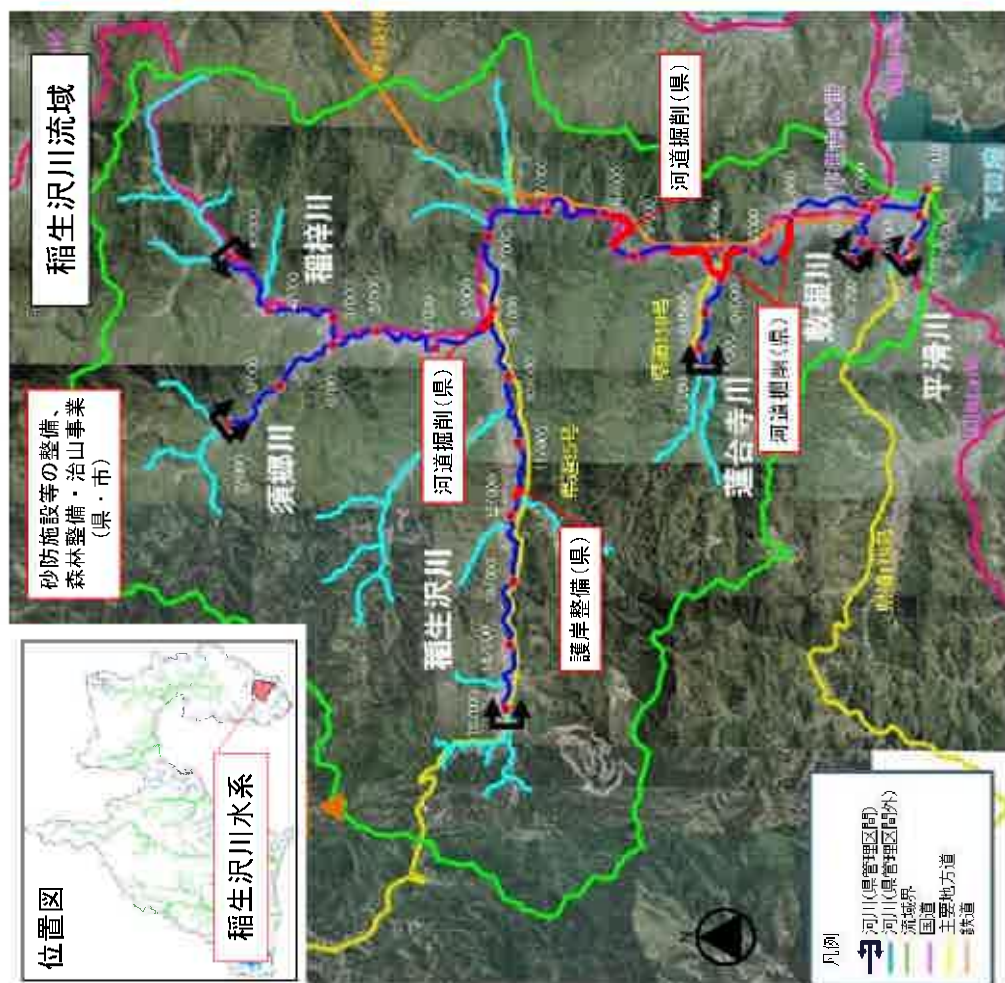
区分	対策内容	実施主体	工程	
			短期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	治水協定に基づくダム・洪水調節機能の強化（事前放流）	静岡県		
	河川改修（河道掘削、護岸整備） 水門の施設修繕	静岡県		
	砂防施設等の整備、森林整備・治山事業	静岡県 南伊豆町 森林整備センター		
	ほ場整備に伴う排水路の改修	静岡県 南伊豆町		
被害対象を減少させるための対策	土地利用の適正指導、無秩序な開発抑制	静岡県 南伊豆町		
	水災害リスク情報空白域の解消（土砂災害警戒区域LP測量による新規抽出）	静岡県		
	水災害リスク情報空白域の解消（洪水浸水想定区域図の作成・ハザードマップの作成・土砂災害警戒区域標識等の設置）	静岡県 南伊豆町		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ハザードマップの周知及び住民の水害や土砂災害リスクに対する理解促進の取組	静岡県 南伊豆町		
	サイボスレーダーによる水位の観測情報等の提供	静岡県 南伊豆町		
	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保	静岡県 南伊豆町		



稲生沢川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～開国の歴史に彩られた下田の観光まちづくりと調和を図りつつ、誰もが安全で安心して暮らせる流域治水対策～

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生しており、稲生沢川水系においても、平成3年9月豪雨で浸水被害が発生するなど、事前防災対策を進める必要がある。
- 稲生沢川流域は、下流域の市街化の進展により洪水による浸水被害のリスクが高いことから、河川改修を実施する。
- これらの取組により、県管理区間においては、年超過確率 1/5 規模の降雨による洪水を安全に流下させ、浸水被害の防止又は軽減を図る。
- 加えて、あらゆる関係者が連携し、水災害リスク情報空白域の解消や、ハザードマップの作成・周知等、ソフト対策と合わせて流域一体となって激甚化する水害に対し、被害の軽減を図る。



● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川改修（河道掘削・護岸整備）
- ・砂防施設等の整備、森林整備・治山事業

等

● 被害対象を減少させるための対策

- ・立地適正化計画による浸水リスクを考慮したまちづくりの推進（立地適正化計画に基づく防災指針の作成）
- ・土地利用の適正指導、無秩序な開発抑制
- ・水災害リスク情報空白域の解消（土砂災害警戒区域 LP測量による新規抽出）

等

● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報空白域の解消（洪水浸水想定区域図の作成・ハザードマップの作成・土砂災害警戒区域標識等の設置）
- ・サイボスレーダーによる水位の観測情報等の提供
- ・ハザードマップの周知及び住民の水害や土砂災害リスクに対する理解促進の取組（出前講座、避難訓練、マイ・タイムラインの推進等）
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保

等



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

稲生沢川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ・効果】

～開国の歴史に彩られた下田の観光まちづくりと調和を図りつつ、誰もが安全で安心して暮らせる流域治水対策～

- 稲生沢川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、県、市が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
【短期】市街地における浸水被害の軽減のために、河道掘削などの河川改修を実施するとともに、水災害リスク情報空白域の解消のため、洪水浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成・周知を進める。
【中期】河川改修を継続的に実施し、治水安全度の確保を図るとともに、水災害リスク情報空白域を解消するための取組等、ソフト対策を継続的に実施する。
【中長期】流下能力向上のために河道改修を継続的に実施する。併せて、市と連携したハザードマップ周知及び住民の水害や土砂災害リスクに対する理解促進の取組などソフト対策による短期からの継続的な取組により、流域住民全体の防災意識の向上を図る。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修（河道掘削、護岸整備）	静岡県			
	砂防施設等の整備、森林整備・治山事業	静岡県 下田市 森林整備センター			
	立地適正化計画による浸水リスクを考慮したまちづくりの推進（立地適正化計画に基づき防災指針の作成）	下田市			
被害対象を減少させるための対策	土地利用の適正指導、無秩序な開発抑制	静岡県 下田市			
	水災害リスク情報空白域の解消（土砂災害警戒区域 LP測量による新規抽出）	静岡県			
	水災害リスク情報空白域の解消洪水浸水想定区域図の作成・ハザードマップの作成・土砂災害警戒区域標識等の設置	静岡県 下田市			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ハザードマップの周知及び住民の水害や土砂災害リスクに対する理解促進の取組	静岡県 下田市			
	サイボスレーダーによる水位の観測情報等の提供	静岡県 下田市			
	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保	静岡県 下田市			
		静岡県 下田市			



※【短期】概ね5年 【中期】概ね10年目まで 【中長期】概ね11年目以降

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

河津川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～「人々が安全かつ安心に暮らせる川づくり」による河津桜のまち河津町の観光中心部を水害から守る流域治水対策～

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、河津川水系においても、事前防災対策を進める必要がある。
- 河津川流域は、下流部の河川沿いにおける市街化の進展などにより洪水や津波による浸水被害のリスクが高いことから、河川改修及び津波対策を実施する。
- これらの取組により、県管理区間においては、年超過確率 1/10 規模の降雨による洪水を安全に流下させることに加え、想定される津波からの被害の防止、または軽減を図る。
- 加えて、あらゆる関係者が連携し、水災害リスク情報空白域の解消や各種ハザードマップの作成・周知等、ソフト対策と合わせて流域一体となって激甚化する水害に対し、被害の軽減を図る。



護岸嵩上げ(県)

河津川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ・効果】

～「人々が安全かつ安心に暮らせる川づくり」による河津桜のまち河津町の観光中心部を水害から守る流域治水対策～

- 河津川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、県、町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
【短期】市街地における浸水被害の軽減のために、河道掘削などの河川改修を実施するとともに、水災害リスク情報空白域の解消のため、洪水浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成・周知を進める。
【中期】河川改修を継続的に実施し、治水安全度の確保を図るとともに、水災害リスク情報空白域の解消など、ソフト対策を継続的に実施する。
【中長期】流下能力向上のために河川改修を継続的に実施する。併せて、町と連携したハザードマップの周知及び住民への水害や土砂災害リスクに対する理解促進などソフト対策による短期からの継続的な取組により、流域全体の防災意識の向上を図る。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修（河道掘削）	静岡県			
	砂防施設等の整備、森林整備・治山事業	国・静岡県 河津町 森林整備センター			
被害対象を減少させるための対策	土地利用の適正指導、無秩序な開発抑制	静岡県 河津町			
	水災害リスク情報空白域の解消（土砂災害警戒区域LP測量による新規抽出）	静岡県			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	水災害リスク情報空白域の解消（洪水浸水想定区域図の作成・ハザードマップの作成・土砂災害警戒区域標識等の設置）	静岡県 河津町			
	ハザードマップの周知及び住民の水害や土砂災害リスクに対する理解促進の取組	静岡県 河津町			
	サイボスレーダーによる水位の観測情報等の提供	静岡県 河津町			
	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保	静岡県 河津町			
		静岡県 河津町			



※【短期】概ね5年 【中期】概ね10年目まで 【中長期】概ね11年目以降

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

大賀茂川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ・効果】

～豊かな水辺環境との調和を図りつつ、災害に強く安全で安心して暮らせる川づくり、来訪者をもてなす流域治水対策～

- 大賀茂川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、県、市が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 - 【短期】市街地における浸水被害の軽減のために、護岸整備などの河川改修を実施するとともに、水災害リスク情報空白域の解消のため、洪水浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成・周知を進める。
 - 【中期】河川改修を継続的に実施し、治水安全度の確保を図るとともに、水災害リスク情報空白域の解消など、ソフト対策を継続的に実施する。
 - 【中長期】流下能力向上のための河川改修を継続的に実施する。併せて、市と連携したハザードマップの周知及び住民への水害や土砂災害リスクに対する理解促進などソフト対策による短期からの継続的な取組により、流域住民全体の防災意識の向上を図る。

区分	対策内容	実施主体	工程	
			短期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修 (河道掘削・護岸整備・掘水路工)	静岡県		
	砂防施設等の整備、森林整備・治山事業	静岡県 下田市 森林整備センター		
被害対象を減少させるための対策	立地適正化計画による浸水リスクを考慮したまちづくりの推進(立地適正化計画に基づく防災指針の作成)	下田市		
	土地利用の適正指導、無秩序な開発抑制	静岡県 下田市		
	水災害リスク情報空白域の解消(土砂災害警戒区域LP測量による新規抽出)	静岡県		
	水災害リスク情報空白域の解消(洪水浸水想定区域図の作成・ハザードマップの作成・土砂災害警戒区域標識等の設置)	静岡県 下田市		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ハザードマップの周知及び住民の水害や土砂災害リスクに対する理解促進の取組	静岡県 下田市		
	サイボスレーダーによる水位の観測情報等の提供	静岡県 下田市		
	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保	静岡県 下田市		
		静岡県 下田市		



気候変動を踏まえた
更なる対策を推進

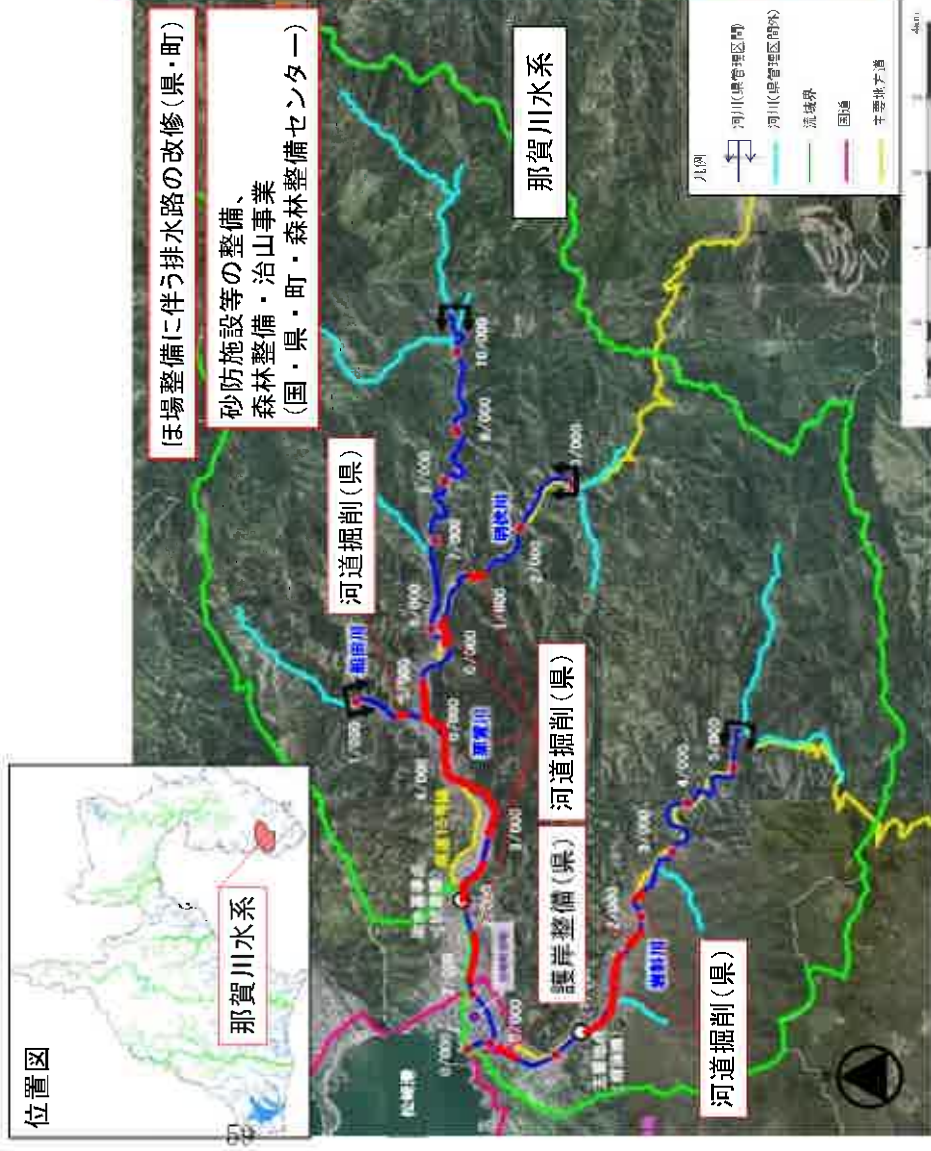
※【短期】概ね5年 【中期】概ね10年目まで 【中長期】概ね11年目以降

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

那賀川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～松崎の歴史・風土と地域資源を活かしながら、災害に強く、住む人にも訪れる人にも安全で安心な流域治水対策～

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、那賀川水系においても、事前防災対策を進める必要がある。
- 那賀川流域は、下流部の河川沿いに住宅地が集中しており、洪水による浸水被害のリスクが高いことから、河川改修を実施する。
- これらの取組により、県管理区間においては、年超過確率 1/5 規模の降雨による洪水を安全に流下させ、浸水被害の防止又は軽減を図る。
- 加えて、あらゆる関係者が連携し、水災害リスク情報空白域の解消や各種ハザードマップの作成・周知等、ソフト対策と合わせて流域一体となって激甚化する水害に対し、被害の軽減を図る。



- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・河川改修（河道掘削・護岸整備）
 - ・砂防施設等の整備、森林整備・治山事業
 - ・ほ場整備に伴う排水路の改修
 - 被害対象を減少させるための対策
 - ・土地利用の適正指導、無秩序な開発抑制
 - ・水災害リスク情報空白域の解消（土砂災害警戒区域「IP測量による新規抽出」等）
 - 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ・水災害リスク情報空白域の解消（洪水浸水想定区域図の作成・ハザードマップの作成・土砂災害警戒区域啓蒙等の設置）
 - ・サイボードマップによる水位の観測情報等の提供
 - ・ハザードマップの周知及び住民の水害や土砂災害リスクに対する理解促進の取組（出前講座、避難訓練、マイ・タイムラインの推進等）
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保等



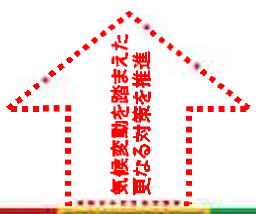
※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

那賀川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ・効果】

～松崎の歴史・風土と地域資源を活かしながら、災害に強く、住む人にも安全で安心な流域治水対策～

- 那賀川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、県、町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
【短期】 市街地における浸水被害の軽減のために、護岸整備などの河川改修に着手するとともに、水災害リスク情報空白域の解消のため、洪水浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成・周知を進める。
【中期】 河川改修を継続的に実施し、治水安全度の確保を図るとともに、水災害リスク情報空白域の解消など、ソフト対策を継続的に実施する。
【中長期】 流下能力向上のための河川改修を継続的に実施する。併せて、町と連携したハザードマップの周知及び住民への水害や土砂災害リスクに対する理解促進などソフト対策による短期からの継続的な取組により、流域全体の防災意識の向上を図る。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修（河道掘削・護岸整備）	静岡県			
	砂防施設等の整備、森林整備・治山事業	国・静岡県 松崎町 森林整備センター			
	ほ場整備に伴う排水路の改修	静岡県 松崎町			
被害対象を減少させるための対策	土地利用の適正指導、無秩序な開発抑制	静岡県 松崎町			
	水災害リスク情報空白域の解消（土砂災害警戒区域LP測量による新規抽出）	静岡県 松崎町			
	水災害リスク情報空白域の解消（洪水浸水想定区域図の作成・ハザードマップの作成・土砂災害警戒区域標識等の設置）	静岡県 松崎町			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ハザードマップの周知及び住民の水害や土砂災害リスクに対する理解促進の取組	静岡県 松崎町			
	サイボスレーダーによる水位の観測情報等の提供	静岡県 松崎町			
	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保	静岡県 松崎町			
		静岡県 松崎町			



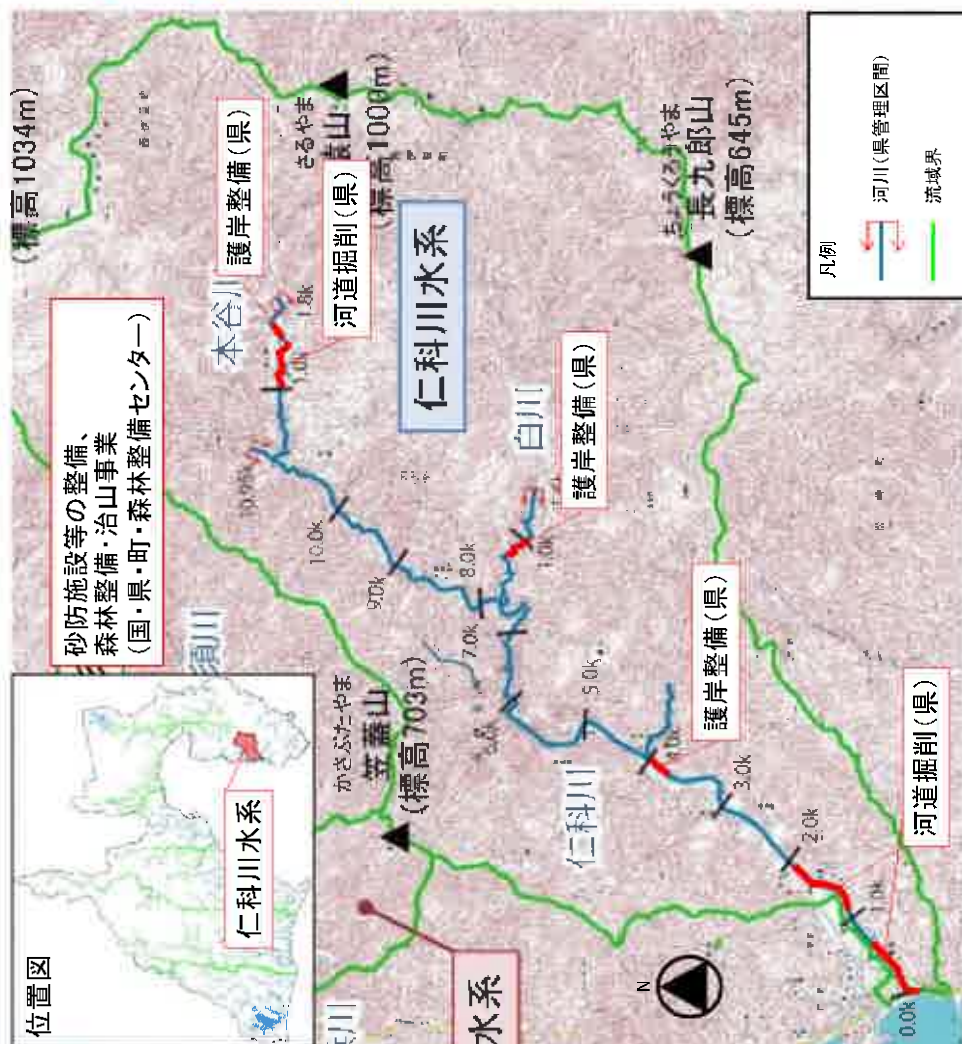
気候変動を踏まえた
更なる対策を推進

※【短期】概ね5年 【中期】概ね10年目まで 【中長期】概ね11年目以降 ※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

仁科川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～地域で育まれてきた川と人々との関わりが今後も引き継がれ、魅力ある地域形成に資する水辺環境の保全に取り組む流域治水対策～

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、仁科川水系においても、事前防災対策を進める必要がある。
- 仁科川流域は、下流部の河川沿いに住宅地が集中しており、洪水による浸水被害のリスクが高いことから、河川改修を実施する。
- これらの取組により、県管理区間においては、年超過確率 1/5 規模の降雨による洪水を安全に流下させ、浸水被害の防止又は軽減を図る。
- 加えて、あらゆる関係者が連携し、水災害リスク情報空白域の解消や、各種ハザードマップの作成・周知等、ソフト対策と合わせて流域一体となって激甚化する水害に対し、被害の軽減を図る。



● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川改修（河道掘削・護岸整備）
- ・砂防施設等の整備、森林整備・治山事業

等

● 被害対象を減少させるための対策

- ・土地利用の適正指導、無秩序な開発抑制
- ・水災害リスク情報空白域の解消（土砂災害警戒区域 LP 測量による新規抽出）

等

● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報空白域の解消（洪水浸水想定区域図の作成・ハザードマップの作成・土砂災害警戒区域標識等の設置）
- ・サイボスレーダーによる水位の観測情報等の提供
- ・ハザードマップの周知及び住民の水害や土砂災害リスクに対する理解促進の取組（出前講座、避難訓練、マイ・タイムラインの推進等）
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保

等



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

仁科川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ・効果】

～地域で育まれてきた川と人々との関わりが今後も引き継がれ、魅力ある地域形成に資する水辺環境の保全に取り組む流域治水対策～

- 仁科川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、県、町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 - 【短期】市街地における浸水被害の軽減のために、護岸整備などの河川改修に着手するとともに、水災害リスク情報空白域の解消のため、洪水浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成・周知を進める。
 - 【中期】河川改修を継続的に実施し、治水安全度の確保を図るとともに、水災害リスク情報空白域の解消など、ソフト対策を継続的に実施する。
 - 【中長期】流下能力向上のために河川改修を継続的に実施する。併せて、町と連携したハザードマップの周知及び住民への水害や土砂災害リスクに対する理解促進などソフト対策による短期からの継続的な取組により、流域全体の防災意識の向上を図る。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修（河道掘削・護岸整備）	静岡県			
	砂防施設等の整備、森林整備・治山事業	国・静岡県 西伊豆町 森林整備センター			
被害対象を減少させるための対策	土地利用の適正指導、無秩序な開発抑制	静岡県 西伊豆町			
	水災害リスク情報空白域の解消（土砂災害警戒区域LP測量による新規抽出）	静岡県			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	水災害リスク情報空白域の解消（洪水浸水想定区域図の作成・ハザードマップの作成・土砂災害警戒区域標識等の設置）	静岡県 西伊豆町			
	ハザードマップの周知及び住民の水害や土砂災害リスクに対する理解促進の取組	静岡県 西伊豆町			
	サイボスレーダーによる水位の観測情報等の提供	静岡県 西伊豆町			
	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保	静岡県 西伊豆町			



気候変動を踏まえた
更なる対策を推進

洪水浸水想定区域図の作成

土砂災害警戒区域標識等の設置

※【短期】概ね5年 【中期】概ね10年日まで 【中長期】概ね11年日以降

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

宇久須川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～洪水、津波、土石流などの災害の発生防止と軽減を図るとともに、身近で親しみやすい水辺環境を形成する流域治水対策～

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、宇久須川水系においても、事前防災対策を進める必要がある。
- 宇久須川流域は、下流部の河川沿いに住宅地が集中しており、洪水による浸水被害のリスクが高いことから、河川改修を実施する。
- これらの取組により、県管理区間においては、年超過確率 1/5 規模の降雨による洪水を安全に流下させ、浸水被害の防止又は軽減を図る。
- 加えて、あらゆる関係者が連携し、水災害リスク情報空白域の解消や各種ハザードマップの作成・周知等、ソフト対策と合わせて流域一体となって激甚化する水害に対し、被害の軽減を図る。



● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・ 河川改修 (河道掘削・護岸整備)
- ・ 砂防施設等の整備、森林整備・治山事業

等

● 被害対象を減少させるための対策

- ・ 土地利用の適正指導、無秩序な開発抑制
- ・ 水災害リスク情報空白域の解消 (土砂災害警戒区域 LP測量による新規抽出)

等

● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ 水災害リスク情報空白域の解消 (洪水洪水浸水想定区域の作成・ハザードマップの作成・土砂災害警戒区域標識等の設置)
- ・ サイボスレーダーによる水位の観測情報等の提供
- ・ ハザードマップの周知及び住民の水害や土砂災害リスクに対する理解促進の取組 (出前講座、避難訓練、マイ・タイムラインの推進等)
- ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保

等



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

宇久須川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ・効果】

～洪水、津波、土石流などの災害の発生防止と軽減を図るとともに、身近で親しみやすい水辺環境を形成する流域治水対策～

- 宇久須川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、県、町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 - 【短期】市街地における浸水被害の軽減のために、護岸整備などの河川改修を実施するとともに、水災害リスク情報空白域の解消のため、洪水浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成・周知を進める。
 - 【中期】河川改修を継続的に実施し、治水安全度の確保を図るとともに、水災害リスク情報空白域の解消など、ソフト対策を継続的に実施する。
 - 【中長期】流下能力向上のために河川改修を継続的に実施する。併せて、町と連携したハザードマップの周知及び住民への水害や土砂災害リスクに対する理解促進などソフト対策による短期からの継続的な取組により、流域全体の防災意識の向上を図る。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修（河道掘削・護岸整備）	静岡県			
	砂防施設等の整備、森林整備・治山事業	静岡県 西伊豆町 森林整備センター			
被害対象を減少させるための対策	土地利用の適正指導、無秩序な開発抑制	静岡県 西伊豆町			
	水災害リスク情報空白域の解消（土砂災害警戒区域〔P測量による新規抽出〕）	静岡県			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	水災害リスク情報空白域の解消（洪水浸水想定区域図の作成・ハザードマップの作成・土砂災害警戒区域標識等の設置）	静岡県 西伊豆町			
	ハザードマップの周知及び住民の水害や土砂災害リスクに対する理解促進の取組	静岡県 西伊豆町			
	サイボスレーダーによる水位の観測情報等の提供	静岡県 西伊豆町			
	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の实效性確保	静岡県 西伊豆町			



洪水浸水想定区域図の作成
土砂災害警戒区域標識等の設置

※【短期】概ね5年 【中期】概ね10年目まで 【中長期】概ね11年目以降 ※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

五十鈴川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～安全で安心して暮らせ、川とのふれあいを創出する流域治水対策～

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、五十鈴川水系においても、事前防災対策を進める必要がある。

〇〇五十鈴川流域は、下流部の河川沿いに住宅地が集中し、洪水や津波による浸水被害のリスクが高いことから、河川改修や水門の施設修繕を実施する。

〇〇これらの取組により、年超過確率1/5規模の降雨による洪水を安全に流下させることに加え、想定される津波からの被害の防止又は軽減を図る。

〇〇加えて、あらゆる関係者が連携し、水災害リスク情報空白域の解消や各種ハザードマップの作成・周知等、ソフト対策と合わせて流域一体となって激甚化する水害や想定される津波に対し、被害の軽減を図る。



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

五十鈴川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ・効果】

～安全で安心して暮らせ、川とのふれあいを創出する流域治水対策～

- 五十鈴川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、県、町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 - 【短期】市街地における津波浸水被害の軽減のために、水門の施設修繕に着手するとともに、水災害リスク情報空白域の解消のため洪水浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成・周知を進める。
 - 【中期】河川改修を実施し、治水安全度の確保を図るとともに、水災害リスク情報空白域の解消など、ソフト対策を継続的に実施する。
 - 【中長期】流下能力向上のための河川改修を継続的に実施する。併せて、町と連携したハザードマップの周知及び住民への水害や土砂災害リスクに対する理解促進などソフト対策による短期からの継続的な取組により、流域全体の防災意識の向上を図る。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修、水門施設修繕	静岡県			
	砂防施設等の整備、森林整備・治山事業	静岡県 南伊豆町 森林整備センター			
被害対象を減少させるための対策	土地利用の適正指導、無秩序な開発抑制	静岡県 南伊豆町			
	水災害リスク情報空白域の解消（土砂災害警戒区域 新規抽出）	静岡県			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	水災害リスク情報空白域の解消（洪水浸水想定区域図の作成・ハザードマップの作成・土砂災害警戒区域標識等の設置）	静岡県 南伊豆町			
	ハザードマップの周知及び住民の水害や土砂災害リスクに対する理解促進の取組、	静岡県 南伊豆町			
	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保	静岡県 南伊豆町			



気候変動を踏まえた
更なる対策を推進

洪水浸水想定区域図の作成
土砂災害警戒区域標識等の設置

※【短期】概ね5年 【中期】概ね10年目まで 【中長期】概ね11年目以降

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

殿田川水系流域治水プロジェクト【位置図】

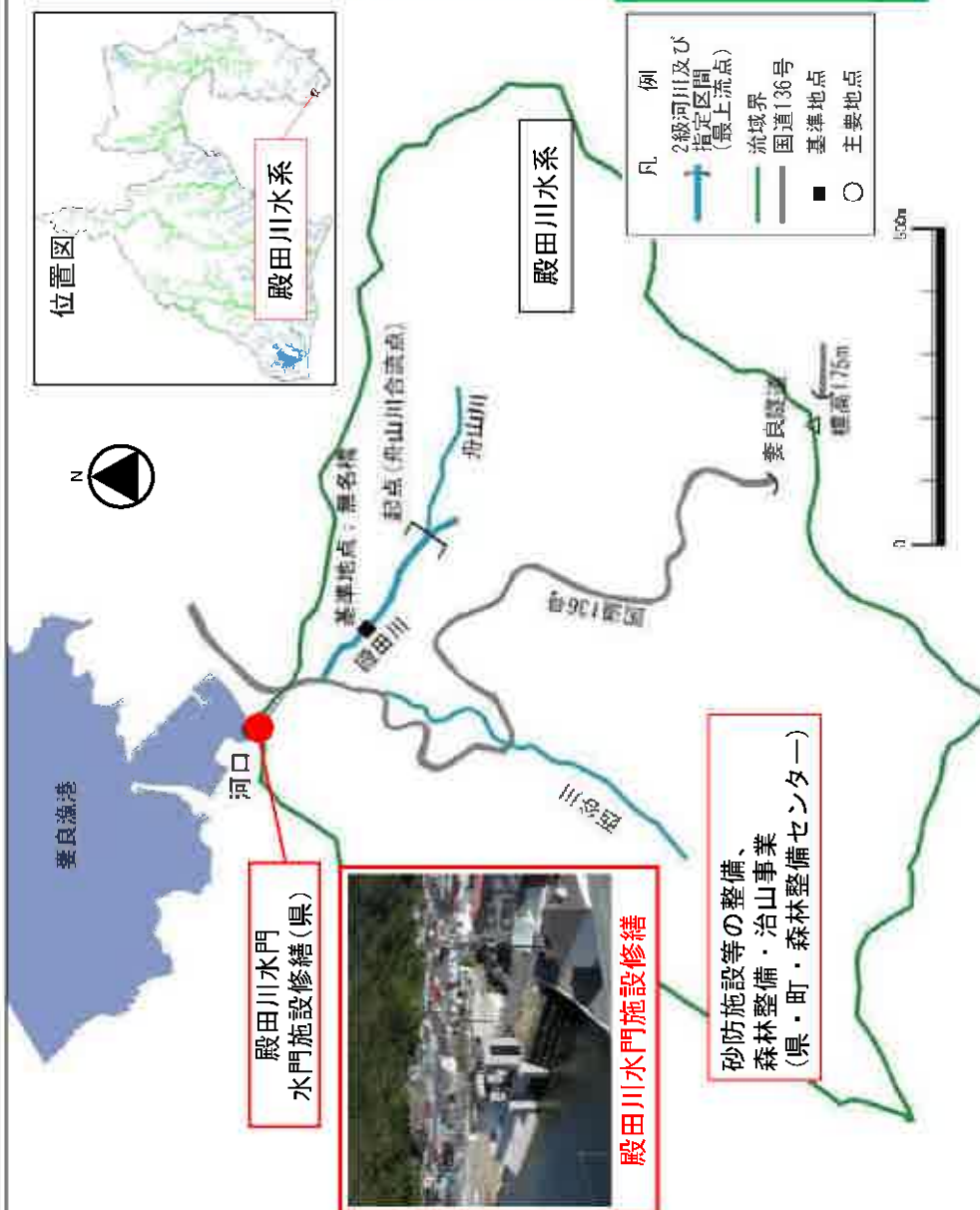
～安全で安心して暮らせ、川とのふれあいを創出する流域治水対策～

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、殿田川水系においても、事前防災対策を進める必要がある。

○殿田川流域は、下流部の河川沿いに住宅地が集中し、洪水や津波による浸水被害のリスクが高いことから、河川改修や水門の施設修繕を実施する。

○これらの取組により、県管理区間においては、年超過確率 1/5 規模の降雨による洪水を安全に流下させることに加え、想定される津波からの被害の防止又は軽減を図る。

○加えて、あらゆる関係者が連携し、水災害リスク情報空白域の解消や、ハザードマップの周知及び住民の水害リスクに対する理解促進の取組、ハザードマップの作成・周知等、ソフト対策と合わせて流域一体となって激甚化する水害や想定される津波に対し、被害軽減を図る。



●氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川改修（河道掘削等）、水門施設修繕
- ・砂防施設等の整備、森林整備・治山事業

等

●被害対象を減少させるための対策

- ・土地利用の適正指導、無秩序な開発抑制
- ・水災害リスク情報空白域の解消（土砂災害警戒区域 LP測量による新規抽出）

等

●被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報空白域の解消（洪水浸水想定区域図の作成・ハザードマップの作成・土砂災害警戒区域標識等の設置）
- ・ハザードマップの周知及び住民の水害や土砂災害リスクに対する理解促進の取組（出前講座、避難訓練、マイ・タイムラインの推進等）
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保

等



出前講座



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

殿田川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ・効果】

～安全で安心して暮らせ、川とのふれあいを創出する流域治水対策～

- 殿田川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、県、町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
- 【短期】市街地における津波浸水被害の軽減のために、水門の施設修繕に着手するとともに、水災害リスク情報空白域の解消のため、洪水浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成・周知を進める。
- 【中期】河川改修を継続的に実施し、治水安全度の確保を図るとともに、水災害リスク情報空白域の解消など、ソフト対策を継続的に実施する。
- 【中長期】流下能力向上のために河川改修を継続的に実施する。併せて、町と連携したハザードマップの周知及び住民への水害や土砂災害リスクに対する理解促進などソフト対策による短期からの継続的な取組により、流域全体の防災意識の向上を図っていく。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修（河道掘削等） 水門の施設維持（施設修繕）	静岡県			
	砂防施設等の整備、森林整備・治山事業	静岡県 南伊豆町 森林整備センター			
被害対象を減少させるための対策	土地利用の適正指導、無秩序な開発抑制	静岡県 南伊豆町			
	水災害リスク情報空白域の解消（土砂災害警戒区域 新規抽出）	静岡県			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	水災害リスク情報空白域の解消（洪水浸水想定区域図の作成・ハザードマップの作成・土砂災害警戒区域標識等の設置）	静岡県 南伊豆町			
	ハザードマップの周知及び住民の水害や土砂災害リスクに対する理解促進の取組、	静岡県 南伊豆町			
	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保	静岡県 南伊豆町			



※【短期】概ね5年 【中期】概ね10年目まで 【中長期】概ね11年目以降

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

協議会設立の背景と取組

参考資料3

背景

- H27.6 水防法改正 浸水想定対象洪水を想定最大規模に引き上げ
- H27.9 関東・東北豪雨 鬼怒川の堤防決壊、逃げ遅れ多数
- H27.12 国土交通省「水防災意識社会 再構築ビジョン」 直轄河川で水防災協議会設置
- H28.8 東北に台風上陸 岩手県管理河川が氾濫し、高齢者福祉施設で多く方が犠牲になる
- H29.1 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を中小河川にも拡大
- H29.2 賀茂地域大規模氾濫減災協議会を設立
- H29.6 水防法改正 大規模氾濫減災協議会制度を創設 (法定協議会へ移行)

素雨の研究・顕微化、台風の大型化



取組強化

- H29.7 九州北部豪雨 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」 (透過型砂防堰堤、河道掘削、危機管理型水位計の整備)
- H30.12 社会資本整備審議会「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」 (「水防災意識社会」の再構築を充実・加速)

加速

- H31.1 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定
- R2.7 令和2年7月豪雨 熊本県管理河川が氾濫し、高齢者福祉施設で多く方が犠牲になる
- R3.7 水防法改正 水位周知河川・洪水予報河川以外の中小河川においても洪水浸水想定区域の指定拡大
市町から要配慮者利用施設に対し、避難確保計画及び避難訓練に関する助言・勧告できる制度を創設

【水防法 第15条の10 (都道府県大規模氾濫減災協議会)H29.6法改正】

都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

3 前条第3項及び第3項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。

(前条第3項: 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項について、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。)

水管理・国土保全行政に関する最近の話題

令和 6 年 7 月
国土交通省
中部地方整備局

本日の内容

【情報提供】

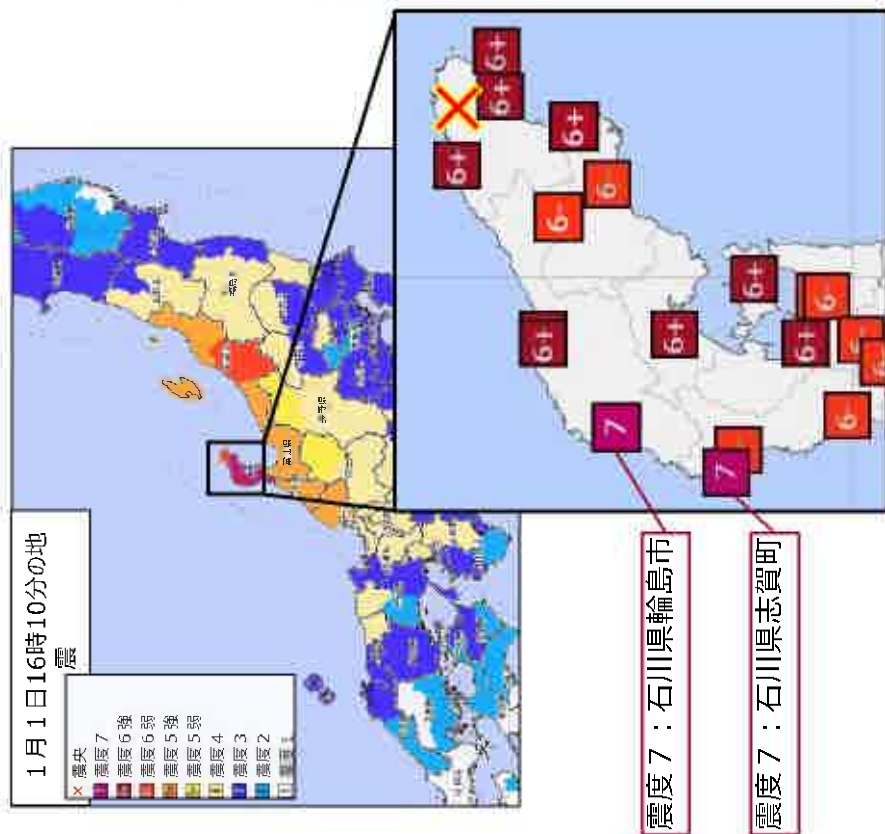
1. 令和6年能登半島地震について
2. 令和5年度の流域治水の取組の進展について
3. 「NIPPON防災資産」の認定制度
4. 砂防行政の最近の動向について
5. 海岸事業の最近の動向について
6. 上下水道行政について

1. 令和6年能登半島地震について

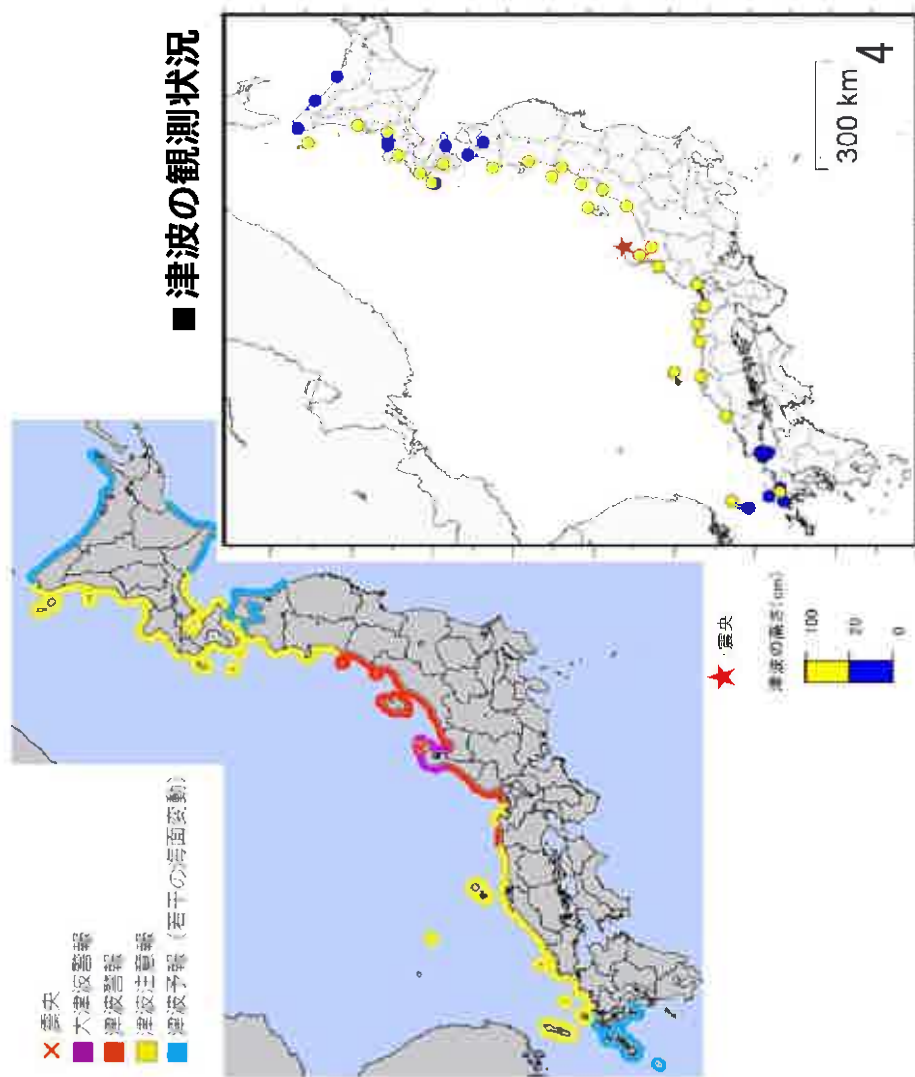
令和6年能登半島地震の概要（令和6年1月1日16時10分の地震）

- 令和6年（2024年）1月1日16時10分にマグニチュード（M）7.6、深さ16kmの地震が発生し、石川県輪島市（わじまし）、志賀町（しかまち）で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強～1を観測。
- この地震により石川県能登に対して大津波警報を、山形県から兵庫県北部を中心に津波警報を発表し、警戒を呼びかけ。
- 気象庁では、1月1日のM7.6の地震及び令和2年（2020年）12月以降の一連の地震活動について、その名称を「令和6年能登半島地震」と定めた。

■ 震度分布図



■ 津波警報等発表状況（1月1日16時22分発表）



インフラの甚大な被害

○道路、上下水道施設を中心に甚大な被害が発生。



国道249号大谷トンネル (珠洲市)



国道249号道の駅千枚田付近 (輪島市)



輪島港の被災 (輪島市)



能登空港の被災 (輪島市)

■被災状況

(令和6年4月12日14:00国土交通省)

道路

能越自動車道、北陸自動車道、国道249号 (石川県管理)、国道8号等で被災通行止め
(能越自動車道はのと里山空港IC～穴水IC)【1区間】北向き通行可、北陸自動車道は
1/2、国道8号は1/27に通行止め解除

上水道

石川県内の4事業者において約6,130戸が断水中。一部は断水解消済。
※水道事業者が管理している施設が復旧しておらず、住宅等に水を供給できない戸数

下水道

処理場33施設 (石川県・新潟県・富山県)、ポンプ場14箇所 (石川県)
管路施設 (石川、新潟、富山、福井県の62市町村のうち32市町村で被害無、
2市町村で点検中、28市町村で応急対応により流下機能確保済み)

河川

4水系4河川16箇所で施設損傷等 (国管理)、66水系113河川で施設損傷等 (県管理)
河原田川、山田川等で土砂崩れによる河道閉塞が発生

海岸

19海岸で堤防護岸の損傷等を確認 (石川県管理の宝立正院海岸、三崎海岸等)

土砂災害 440件 (新潟県18、富山県13、石川県409)

港湾

22港 (石川県・富山県・新潟県・福井県) で防波堤や岸壁、ふ頭用地等に被害が発生

空港

能登空港 (滑走路上に深さ10センチ長さ約10メートル以上のひび割れ4～5箇所)

鉄道

運転を見合わせている路線：なし



下水道マンホールの浮き
上がり (輪島市)



浄水場から配水池へ向かう水道
管の破損・露出 (輪島市)

※【写真出典】国土交通省道路局
WEBサイトおよびTEC-FORCE撮影

道路の緊急復旧の状況

4月12日7:00時点

- 1/2から幹線道路の緊急復旧に着手。24時間体制を構築し、地元を中心とした各建設業協会や(一社)日本建設業連合会の応援を受け、緊急復旧作業を順次実施。
- 沿岸部では被災箇所が多数確認されているため、自衛隊と連携し、内陸側・海側の両方からくしの歯状の緊急復旧も進めており、13方向で通路を確保。
- 孤立集落は1/19に実質的に解消。引き続き、水道・電力などの要望、自治体の要請を踏まえ、緊急復旧を実施。

- ・ 主要な幹線道路における緊急復旧の進捗

1/7 7時	現在
約6割 ⇒ 約9割	
約2割 ⇒ 約8割	
（二五路を考慮：約9割）	
6方向 ⇒ 13方向	

※1：金町市；※2：三井市、川口市、葛飾区

- ・孤立地区数の推移※3

1月5日8時	33地区 (観/3,345人)
1月19日	実質的に解消 ※4

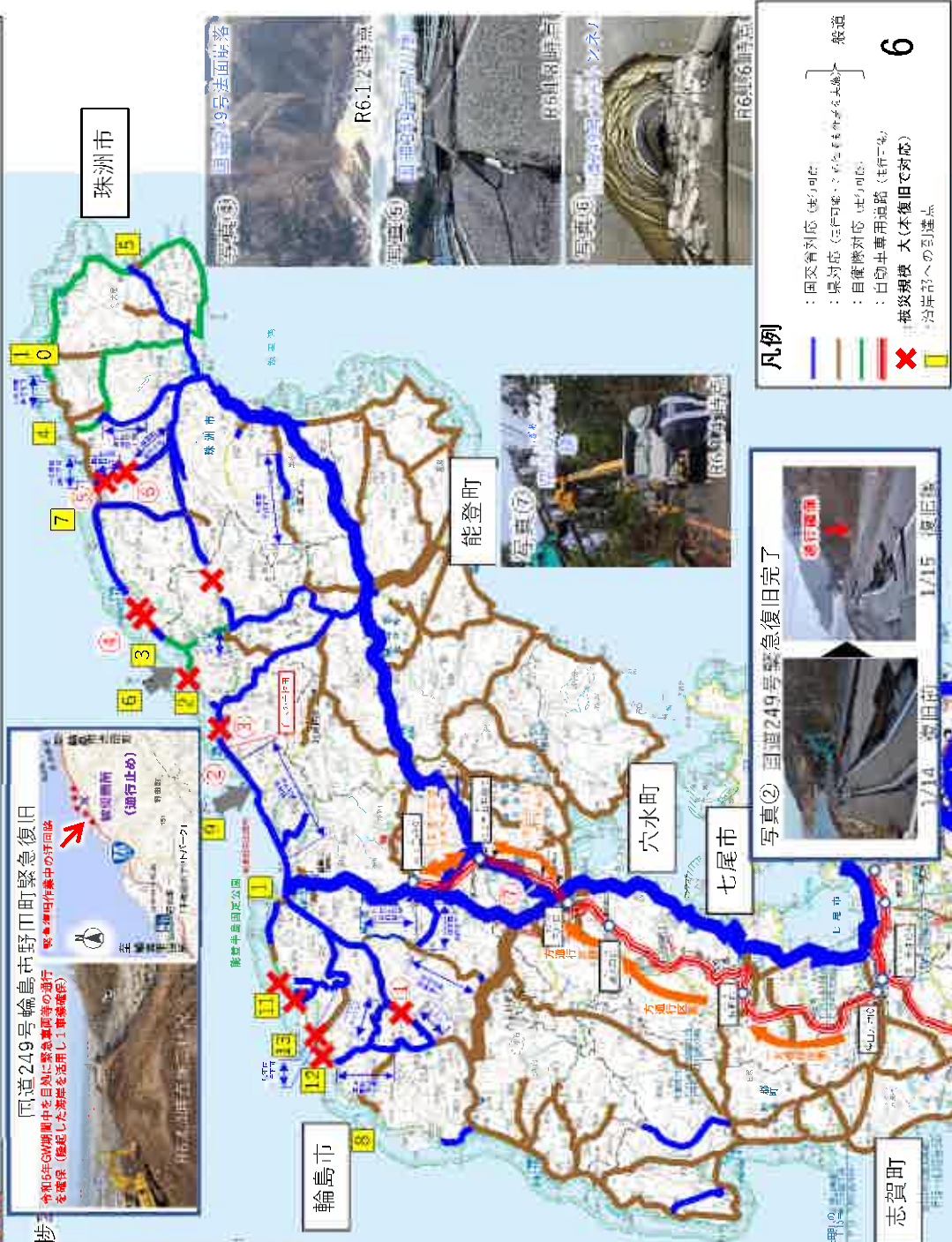
※ 3 大 中 小 各 言 一 上

[illegible]

- ・生活インフラ復旧に必要な重要箇所の緊急復旧状況※^ち

優先復旧の要望数	4 3箇所
うち完了数	4 2箇所 (約3 割)

※5 小道、司、呪言、放逐可憐者よ、吾等



土砂災害対応状況

4月12日7:00時点

○石川県にTEC—FORCEを派遣し、土砂災害発生箇所及び砂防関係施設等の調査を完了。

○石川県では6河川(14箇所)で河道閉塞等を確認。国は県と連携し、TEC-FORCEによる調査や監視カメラを設置するなど、監視体制を構築し自治体にも監視映像を提供。

○土砂災害発生箇所のうち、不安定な状態で斜面や溪流内に土砂・流木が堆積し、今後の降雨により二次災害が発生するおそれが高い、石川県河原田川、町野川及び国道249号の沿岸部において、国による緊急的な土砂災害対策を実施中。

○河道閉塞等について、対策工法やリスクへの対応等の技術的な課題を検討するため、2月19日に、学識者や関係行政機関からなる「能登半島地震における土砂災害対策検討委員会」を設置し検討を開始。



わじまし くまのまち



皮膚科専門医

倒木除去(下流工区)



監査・監想体制の構築



石川島への橋を建設する



わじまし、いぢめ、せまぢ

②石川県輪島市市ノ瀬町



馬六甲海峽

ト巻きにより補強した大型土のう設置



すずし にえまち



すずし しみずまち



● 国による主な対応箇所

土砂災害発生件数

440件

【被害状況】

全壞 64戶

半坡 33

一部損壞 18戶

石川県	409	件
新潟県	18	件
富山県	13	件

※県から土砂災害として報告された数

※これは速報値であり、今後数値等が変わる可能性があります。

能登半島地震における断水の解消見込み

令和6年4月9日
13:00時

珠洲市
支援：名古屋市等
約4,000戸／約4,800戸(最大)
(現在)／

輪島市
支援：東京都、横浜市等
約1,730戸／約11,400戸(最大)
(現在)／

能登町
支援：大阪市等
約420戸／約16,200戸(最大)
(現在)／

七尾市
支援：名古屋市等
(約21,200戸(最大))

志賀町
(約8,800戸(最大))

断水解消時期（見込み）

3月末
4月末
4月～5月末

各市町公表資料を基に作成

○石川県、富山県等6県38事業者で最大約13.6万戸が断水。全国の自治体から技術者を派遣し復旧を支援。
○石川県においては4月9日時点で94.5%が断水解消（※1）済み。

※1：「断水解消」については、水道事業者が管理している施設が復旧して、住宅等に水を供給できる状況。なお、宅内給水装置の復旧に関する支援等については、関係者にて検討中。



管路の復旧作業

輪島市送水管復旧工事



可搬式浄水装置の設置

宝立浄水場可搬式浄水装置



管路の漏水調査

輪島市漏水調査



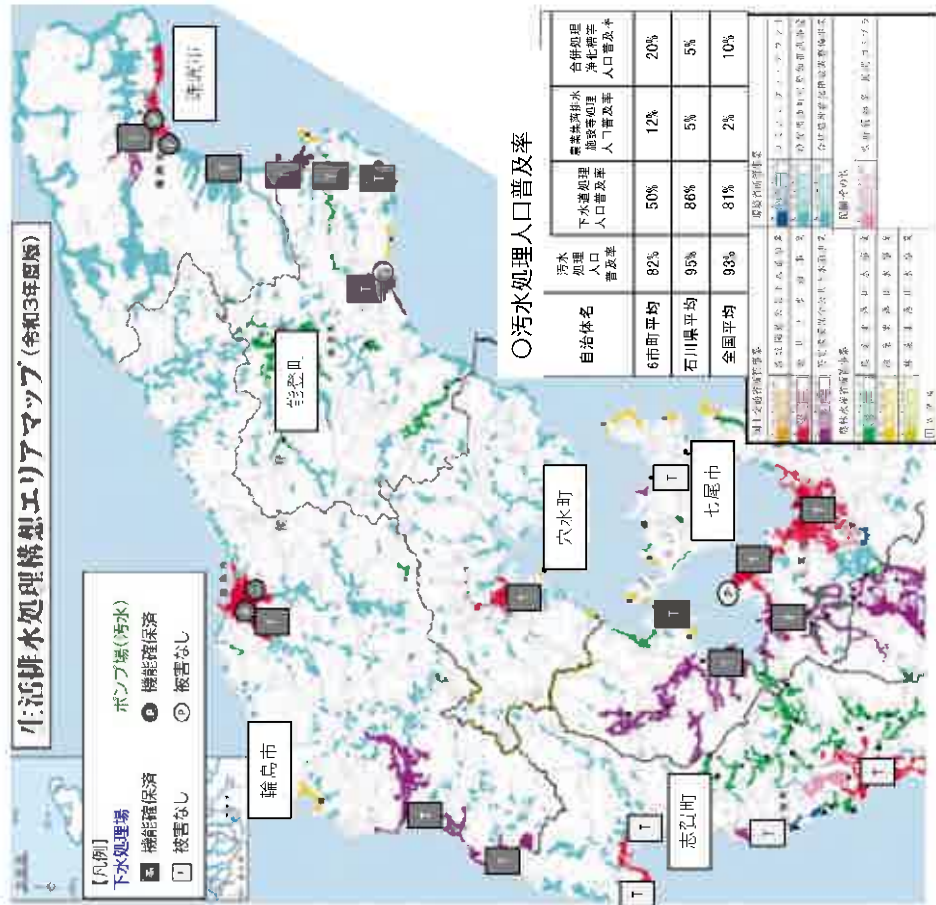
支部間の連携

各支部隊長会議

下水道施設の対応状況（石川県）

令和6年3月6日
13:30時点

- 国土交通省や全国自治体の下水道職員、日本下水道事業団、民間事業者などが下水道の復旧支援を実施（のべ約32,000人:4/5時点）
- 水道の復旧状況に遅れることがないよう、上下水道一体となって早期復旧に向けた支援を実施
- 集落排水施設（農水省）、浄化槽（環境省）と連携し、早期復旧に取り組む
- 「上下水道地震対策検討委員会」を3/12に設置し、上下水道施設の被害を踏まえた今後の地震対策のあり方や上下水道一体での災害対応のあり方などについて議論を開始



○処理場・ポンプ場の被害状況（現在までにすべて機能確保済）

	石川県	
	能登地方6市町	富山県
処理場	25/57箇所	4/29箇所
ポンプ場	14/52箇所	0/37箇所

※ 表中は被害施設数/震度5弱以上を観測した地域の施設数

○下水道管路の状況

自治体名	全管路延長 (km)	被害なし・流下機能確保 (km)	被害なし・流下機能確保率 (%)
七尾市	231	231 (100%)	
輪島市	172	171 (99.8%)	
珠洲市	104	84 (81%)	
志賀町	148	148 (100%)	
穴水町	39	39 (100%)	
能登町	79	79 (100%)	
6市町計	773	752 (97%)	
石川県計	6,334	6,313 (99.7%)	
新潟県計	5,227	5,227 (100%)	
富山県計	5,539	5,539 (100%)	

※ 石川県では、残りの21km（内6市町21km）について

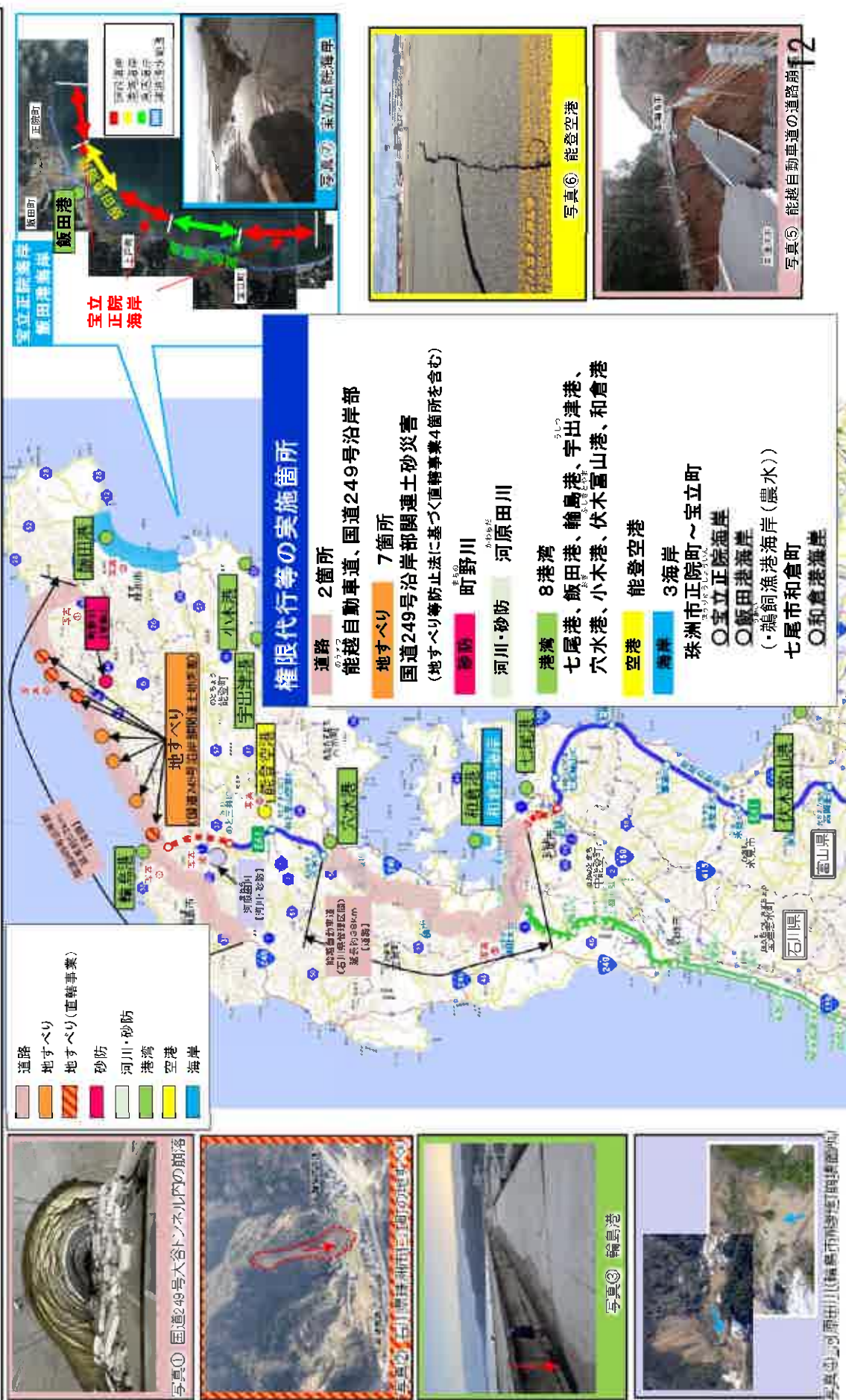
流下機能の有無を確認中

※ 全管路延長は震度5弱以上を観測し、被害を確認した市町村を対象

権限代行等の実施について

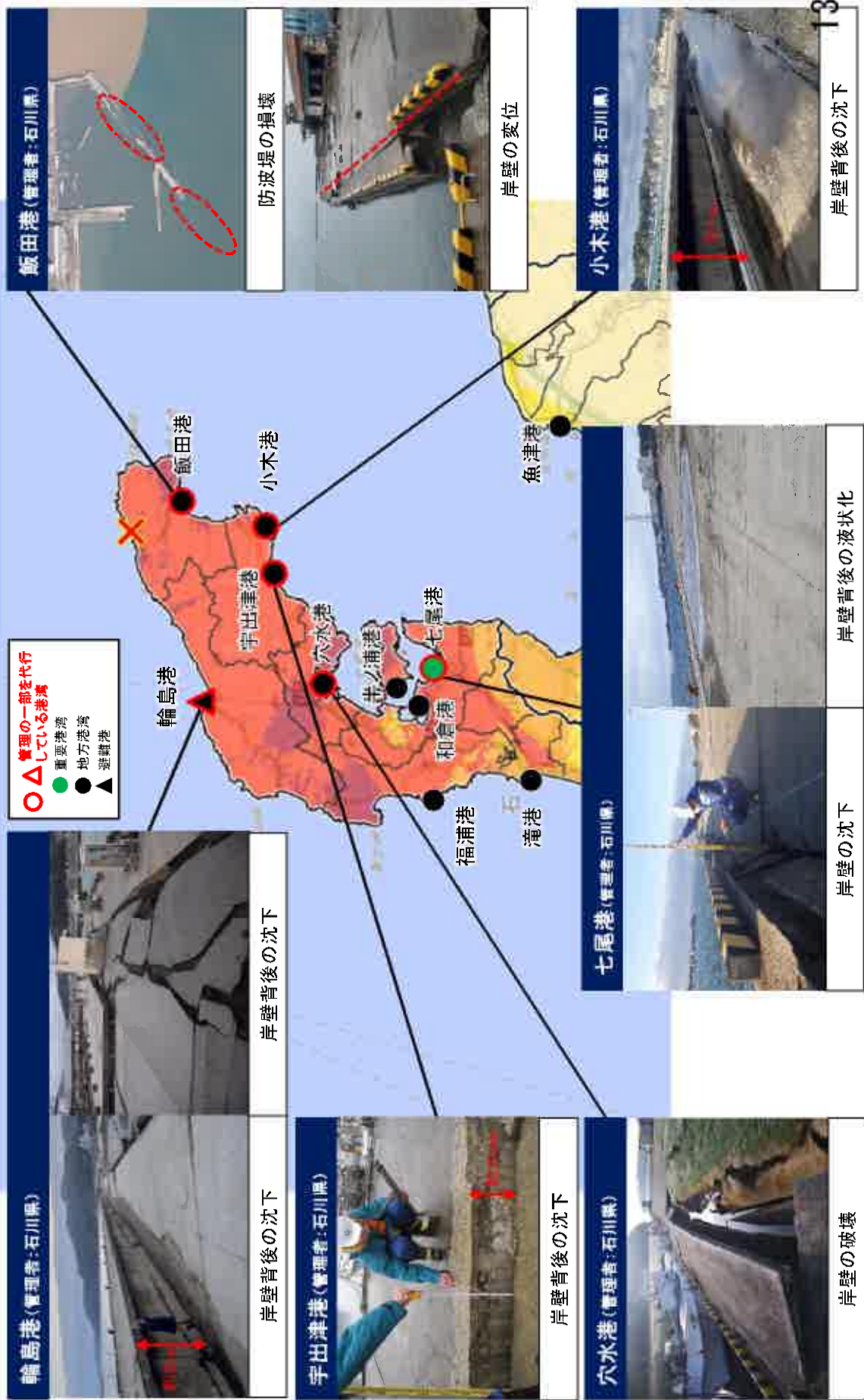
○能越自動車道の石川県管理区間、国道249号沿岸部、国道249号沿いの地すべりの対策事業、河原田川の河川・砂防事業、町野川の砂防事業について、道路法、河川法及び地すべり等防止法等に基づき、国が石川県に代わって本格的な災害復旧の代行等を実施。

○さらに、大規模災害復興法に基づき石川県や富山県等からの要請を踏まえ、輪島港や能登空港、宝立正院海岸、国道249号沿岸部における地すべり対策等、国が災害復旧工事の代行を実施。



能登半島地域港湾の被災状況と代行管理

○能登地域の港湾では、港湾全体に被害が及んでおり、石川県からの要請に基づき、七尾港、輪島港、飯田港、小木港、**宇出津港、穴水港の計6港について、港湾施設の管理の一部を国土交通省が代行して実施（1月2日～4月1日(予定)）。**



能登復興事務所の設置

○国土交通省は、令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けて、能越自動車道や国道249号沿岸部の本格復旧、沿線の地すべり対策、河原田川の河川・砂防事業、宝立正院海岸の復旧など、国が権限代行などにより行う復旧・復興事業を迅速に進めるため、能登復興事務所を七尾市に設置。

○2月16日に16名体制で設置し、4月に50名程度の体制に拡充。以降、事業進捗に応じて順次体制強化予定。



※能越自動車道直轄区間(国道470号)約18kmで、災害復旧・改築を実施
能越自動車道石川県管理区間(穴水ICランプ部)で、権限代行により災害

2. 令和5年度の流域治水の取組の進展について

流域治水の主な取組の進捗

全国の流域治水プロジェクトの取組が令和5年度も着実に進んでいます。
令和6年度も、引き続き流域関係者との協働により地域の早期の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

- 対策を進め、被害を未然に防ぐための対策
- 被害を軽減するための対策
- 被害を軽減するための対策



(参考)



令和3年度 約67%
令和4年度 約69%
令和5年度 更新作業中



令和3年度実施分 4,353施設 ※1
令和4年度実施分 4,728施設 ※1
令和5年度実施分 更新作業中



令和4年12月末 110市町村
令和5年12月末 218市町村
↓
108市町村増加

※1: 累計ではなく、単年度の実施箇所数

※2: 全国の作成団体数

流域治水の本格的実践（令和6年度新規・拡充事項一覧）

○浸水の危険が高い地域における流域対策を一層推進するため、河川分野だけでなく、下水道やまちづくり等のあらゆる分野において流域治水の取組に資する予算制度を拡充。

① 水害常襲地域における流域治水対策の推進

【水管理・国土保全局】

○浸水リスクに晒される地域において、下流の河川整備を待たずに、早期かつ効率的に家屋における浸水被害の防止・軽減を図ることを目的として、貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域内において、宅地嵩上げ等、家屋移転を河川管理者が実施できるよう、制度を拡充。

【対象：河川管理者（国、都道府県）】



令和5年7月の大雨の状況

※防護対象の住戸10戸以上、ただし、家屋の移転を行う場合は、防護対象の住戸10戸以上かつ移転住戸5戸以上とする。

③ 取水施設の耐災害性強化の推進

【水管理・国土保全局】

○取水施設の被災は大規模断水につながるが、やすいことを踏まえ、災害リスクが高い取水施設に対して、被災防止のための施設整備に係る費用を支援する制度を創設。

【対象：地方公共団体等】



対策イメージ

④ 土砂・洪水氾濫対策の加速化

【水管理・国土保全局】

○全国における土砂・洪水氾濫リスクの高い流域を早期に明らかにし、迅速かつ効率的な事前防災としての土砂・洪水氾濫対策を加速化させるため、都道府県における対象流域の抽出や、土砂・洪水氾濫と同時に流出する流木の対策計画策定を支援。

【対象：都道府県】

〈ハード・ソフトが一体となった流域治水の取組イメージ〉



○令和6年度予算概要

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_009483.html

② 頻発する内水被害への対策強化

【水管理・国土保全局】

○内水被害の蓋然性が特に高い地域における被害を早期に軽減するため、防災・安全交付金の要素事業等からなるハード・ソフトを一体とした内水対策を都道府県が「内水被害等軽減対策計画」として作成し、国が認定する新たな制度を創設し、当該計画への予算を重点化。

○上記計画に基づき実施する流域貯留浸透事業の現在の交付要件「500m³以上の貯留機能を持つ施設」について、「複数施設で500m³以上」に要件を緩和。

【対象：都道府県等】

⑤ 一時避難場所整備緊急促進事業による水害時の避難者を受け入れるスペース等の整備促進

【住宅局】

○水害時に発生する避難者を一時的に受け入れる施設の整備を図るため、オフィスビルや商業施設、マンション等の建築物において、避難者を受け入れるスペース、防災備蓄倉庫及び受入関連施設の整備を促進する事業について、事業期限を延長。（令和7年度まで）【対象：地方公共団体等】（補助対象）

避難者を受け入れるために付加的に必要な、下記の整備



○マルチレベル

○要入スペース

○防災備蓄倉庫

○川内建設株式会社

特定都市河川の指定等の状況

- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**
- ※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）
- 流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**24水系327河川**が指定されている（法改正前：8水系64河川、法改正後：16水系263河川）
- 特定都市河川指定や流域水害対策計画策定の予定時期を示すロードマップを27水系で公表

※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

○流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**24水系327河川**が指定されている(法改正前:8水系64河川、法改正後:16水系263河川)

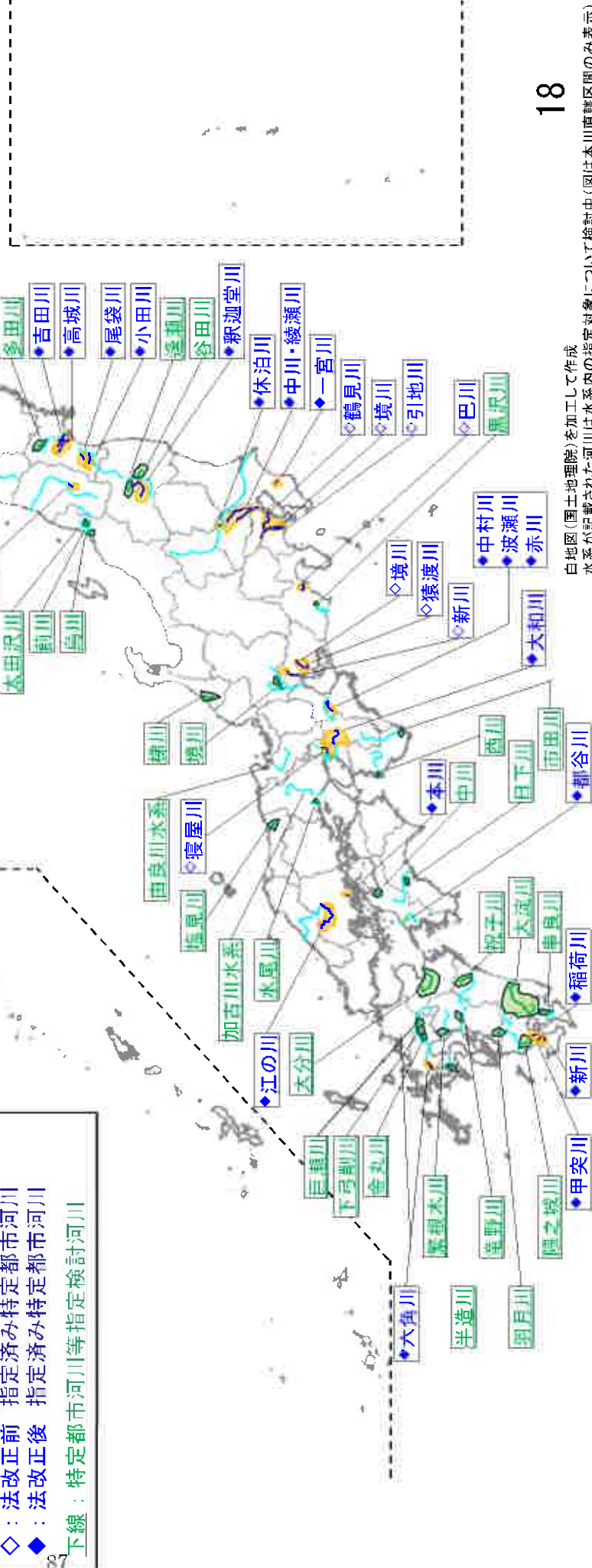
24水系327河川が指定されている（法改正前：8水系64河川、法改正後：16水系263河川）

○特定都市河川指定や流域水害対策計画策定の予定時期を示すロードマップを27水系で公表

【凡例】

- ◇：法改正前 指定済み特定都市河川
◆：法改正後 指定済み特定都市河川

下線：特定都市河川等指定検討河川



水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やすための取組

1. 背景（流域治水の推進）

by ALL の流域治水

2℃の気温上昇時、洪水ピーク流量は2割増（4℃上昇時4割増）。河川区域の対策だけでは対応できない。

流域のみならず、自然、産業を含めた文として治水に取り組む。



2. 課題

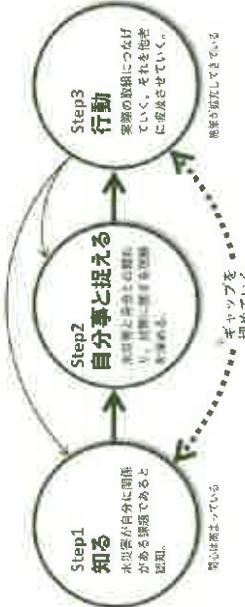
水災害リスクの自分事化

住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え主体的に行動する。

流域全体の水災害への取り組みへ

水災害から自身を守ることからさらに視野を広げて、地域、流域の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進する。

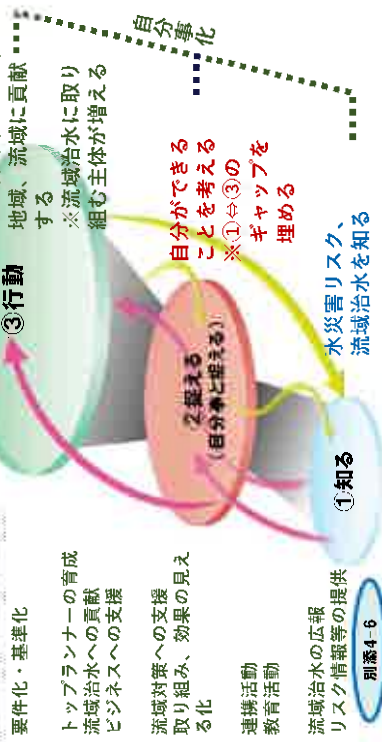
※流域治水に取り組む主体を増やす（自分のためにから、みんなのために）



3. 流域治水に取り組む主体を増やすための取組方針

大局的には①知る→②捉える（自分事と捉える）→③行動の流れを作り、取り組みの幅を広げ、トップランナー育成や要件化・基準化等を通して流域にも視野を広げていく。

取り組みの例



意識の醸成を図り、国民運動、日本の文化に

日々の生活の中で水害、防災のことが意識され、全国的に水災害リスクの自分事化が図られ、その視野が流域に広がり、社会全体が防災減災の質を高めるとともに、持続的に発展していく。

4. 施策を進めていく上での着眼点と具体策

(1) 知っている人を増やすことと伝え方の工夫

- ①気象条件を伝えるなど他人事化できない状況を定着
 - ②取り組みを促す相手の特性に応じて伝え方を工夫
 - ③インフラツーリズムとの連携など、知る機会を増やす
- ※ネガティブなお話をしなれに、楽しいことを伝える。
- 住民白らのモニタリング

(2) 自分事化の機会創出と手段

- ①防災教育（住民自ら記憶を伝える、行動を学ぶ）
- ②水害伝承（記憶の風化を防ぎ教訓を伝える）
- ③学べるコンテンツ（ウェブ、既存メディア活用）
- ④補助金、税制優遇等の支援
- ⑤防災関連ビジネスの推進、取り組みのアピール
- ⑥社会を良くしたいという動機、SDGs
- ⑦取り組みの位置づけ、効果可視化（デジタル活用）

(3) 自分事化を促す相手の把握と絞り込み（発信制と受け手側の例）

- ①キーパーソンのタイプ（盛り上げ、自然環境、研究開発、危機意識）+ 河川ごとの特徴
- ②リーダーの育成
- ③インフラエンジニア活用
- ④防災教育に取り組み子供と家族
- ⑤高齢者、災害弱者、若年層
- ⑥リソースが不足している企業、建設分野他企業
- ⑦地域のコミュニティ
- ⑧金融関係機関

(4) 主体的な取り組みが進むための環境整備

- 1) 取り組みを実施する仕組みづくり
- ②きっかけは様々（河川の利用や生態系保全の取り組みから始めることも）
- ③課題の把握、取組事例の共有と分析、人と人をつなぐ仕組みの構築
- 2) 社会のモードチェンジ
- ④ポジティブな情報、同調圧力も
- ⑤国からの情報発信による環境整備から

(5) 持続的に流域治水を推進

- ①トップランナーの育成
- ②防災教育を通じて流域に視野を広げる
- ③農業・農村地域での取り組み
- ④水を貯めることに対する農家と水管理組織の合意形成、防災対策と農村コミュニティ機能の相互依存性発展
- ※各水系の流域治水プロジェクト等への反映とフォローアップ

〇 具体施策

- ①流域治水の目、通関
- ②河川空間の活用を促した意識醸成
- ③SNS等での情報発信
- ④インフラツーリズムとの連携
- ⑤ダイナミックSABO
- ⑥はまツーリズム推進
- ⑦危機管理水位計、簡易カメラ、浸水センサー等の拡充・調査周知

- ①防災教育の推進（既存施策）
- ②地域、企業・団体
- ③流域治水オフィシャルポスター制度
- ④防災・減災ビジネスの推進（オープンデータ活用）
- ⑤デジタルテストベッド

- ①地域、企業・団体
- ②共有プラットフォーム（全国流域治水MAP）
- ③流域治水の目、通関
- ④河川空間の活用を促した意識醸成
- ⑤SNS等での情報発信
- ⑥インフラツーリズムとの連携
- ⑦ダイナミックSABO
- ⑧はまツーリズム推進
- ⑨危機管理水位計、簡易カメラ、浸水センサー等の拡充・調査周知

- ①地域、企業・団体
- ②共有プラットフォーム（全国流域治水MAP）
- ③流域治水の目、通関
- ④河川空間の活用を促した意識醸成
- ⑤SNS等での情報発信
- ⑥インフラツーリズムとの連携
- ⑦ダイナミックSABO
- ⑧はまツーリズム推進
- ⑨危機管理水位計、簡易カメラ、浸水センサー等の拡充・調査周知

- ①地域、企業・団体
- ②共有プラットフォーム（全国流域治水MAP）
- ③流域治水の目、通関
- ④河川空間の活用を促した意識醸成
- ⑤SNS等での情報発信
- ⑥インフラツーリズムとの連携
- ⑦ダイナミックSABO
- ⑧はまツーリズム推進
- ⑨危機管理水位計、簡易カメラ、浸水センサー等の拡充・調査周知

3. 「NIPPON防災資産」の認定制度

「NIPPON防災資産」の認定制度の創設について

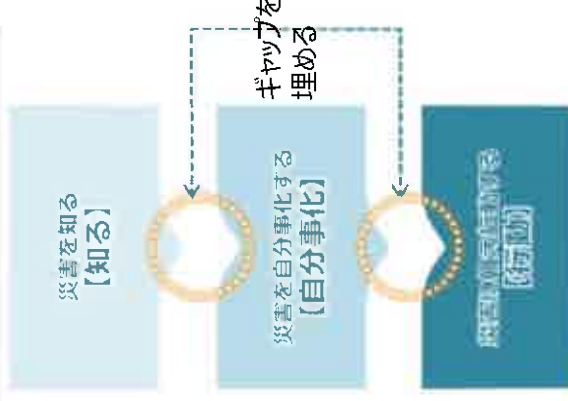
背景

- 近年、全国各地で災害が発生し、災害後には「まさか自分が被災者になるとは…」という声が発せられるなど、多くの人が災害を自分のこととしてとらえていない。
- 一方で、過去の災害の伝承により、命が救われた事例もある。

災害リスクの自分事化に向けて

- 地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動※などを「NIPPON防災資産」(以下、「防災資産」という。)として認定する制度を新たに創設。

※活動：語り部、防災に係る催事、防災ツアー等
認定された防災資産を通じて、住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、「災害リスクを自分事化」し、主体的な避難行動や地域に貢献する防災行動につなげる。



内閣府特命担当大臣(防災担当)、国土交通大臣による認定

- 全国の流域治水協議会等を通じて防災資産の認定候補を抽出し、その中から「災害の自分事化協議会」が、防災資産としてふさわしい、「優良認定」、「認定」案件を、内閣府特命担当大臣(防災担当)及び国土交通大臣に推薦。

○上記推薦を受け、内閣府特命担当大臣(防災担当)、国土交通大臣

- が認定を実施。「優良認定」、「認定」。
- ・「NIPPON防災資産」認定証の授与
- ・ウェブサイト等でコンテンツを紹介

防災資産の普及・拡大によりこの国に暮らすひとりひとりが、災害リスクを自分事化し、主体的な防災行動へ

(事例) 水害経験の教訓を伝える施設

【広島県坂町 小屋浦地区】

- 平成30年の西日本豪雨の教訓を伝え、活かすために、小屋浦公園の一部を「坂町自然災害伝承公園」として整備。
- 園内に「水害碑」の建立と共に「坂町災害伝承ホール」を建設し、災害の教訓を伝承するための教育・研修の場として活用。



坂町災害伝承ホール



災害伝承碑

(事例) 災害の教訓を伝承する語り部活動

【和歌山県 那智勝浦町】

- 平成23年の紀伊半島大水害を契機に、和歌山県土砂災害啓発センターを設立。
- 当施設において、同水害の被災者が自身の被災体験で学んだ教訓を伝承するため、手書きの紙芝居を製作し、語り部活動を実施。



和歌山県土砂災害啓発センター



語り部活動

(事例) 災害の教訓を伝承する活動

(防災に係る催事)

「えちごせきかわ大したもん蛇まつり」

【新潟県関川村】

- 昭和42年の羽越水害後20年を契機に始まった大蛇伝説と交え水害を伝承する祭。
- 水害発生日の数字に合わせ、82.8mの大蛇を竹と藁で作成し、村内を練り歩き、高台に移動。



4. 砂防行政の最近の動向について

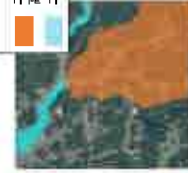
流域治水時代の砂防事業の展開

「いのち」を守る

①「土砂・洪水氾濫対策」の推進



土砂や流木を効果的に捕捉できる施設整備



土砂・洪水氾濫の高リスクエリアを抽出を支援

土砂・洪水氾濫の高リスク地域
土砂洪水氾濫域
土砂洪水氾濫域

②「流域流木対策」の推進



砂防事業による捕捉イメージ



治山事業による森林整備状況

連携

③既存施設の老朽化対策を推進



DXの活用による老朽化対策



【流域治水に資する重点施策】



まちづくり・河川・林野部局、民間事業者、住民などあらゆる関係者と連携し、安全安心でにぎわいのある居住空間を創出

「くらし」を守る

④土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進

土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域
居住誘導区域または地域生活拠点



居住の集約と重点的対策の実施



警戒避難体制の整備支援

「みどり」を守る

⑤グリーンインフラの活用

植樹後



植樹後20年経過



裸地斜面等における植栽の実施

継続的施策

- ハード対策：既存施設の適切な維持管理
- ソフト対策：土砂災害警戒情報の精度向上や防災啓発の推進による警戒避難体制の向上

「土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくり」の推進

- 流域治水の一環として、土砂災害を含む災害ハザード情報を踏まえ、災害リスクのソフト対策による回避とハード対策による低減を適切に組み合わせた防災まちづくりを推進。
- まちづくり部局と連携し、災害リスクのソフト対策による**回避**とハード対策による**低減**を組み合わせた施策展開が可能となり、早期の**防災まちづくりの実現**が図られる。

砂防部局

まちづくり部局



5. 海岸事業の最近の動向について

海岸堤防等のハード対策とソフト対策を一体的に推進

- 海岸堤防等は施設の老朽化が著しく持続可能な維持管理が必要。また、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫するなか、水門・陸間等の安全で確実な操作体制の確保が急務となっている。
- 津波・高潮対策は、ハード整備だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達、地域と協力した防災体制の整備など、ハード・ソフトの施策を一体的に推進することが重要である。

背景・課題

海岸保全施設の長寿命化の高度化及び安全かつ確実な閉鎖体制の確保

- ・海岸堤防等の多くは、今後、急速に老朽化が進行するため、持続可能な維持管理・更新が必要。
- ・南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫するなか、水門・陸間等の安全な閉鎖体制の確保と合わせて、確実な操作体制の確保が必要。

20年後には完成後50年以上経過した施設が約8割に増加



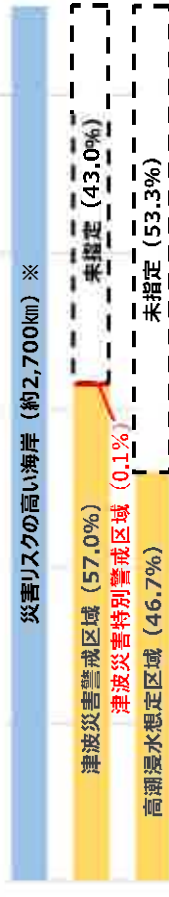
※ R3.3 国土交通省・農林水産省調べ
※ 完成後50年以上経過した施設には、施工年次不明の施設を含めている

【海岸堤防の老朽化事例】

高潮浸水想定区域及び津波災害警戒区域の指定

- ・従前より、海岸堤防等のハード整備に加え、高潮浸水想定区域や津波災害警戒区域の指定を進めてきたが、その指定状況は約半数にとどまっており、切迫する災害リスクに対し、指定を加速化させる必要がある。

<災害リスクの高い海岸における区域指定の状況>



※ 農林水産省・国土交通省の対象海岸を集計

新規事項

【事業主体: 海岸管理者】

持続可能な維持管理・更新及び確実な閉鎖体制に向けた対応

- 水門・陸間等の操作規則等の要件化(水門・陸間等の整備に係る個別補助事業、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)
 - ・操作規則の策定及び訓練の実施を採択要件に追加。
- 長寿命化計画策定の支援拡充(海岸メンテナンス事業)
 - ・「水門・陸間等の統廃合」又は「新技術等の活用に係る短期的な数値目標及びそのコスト削減効果」が位置づけられた長寿命化計画の策定又は変更を補助対象とするよう制度を拡充。

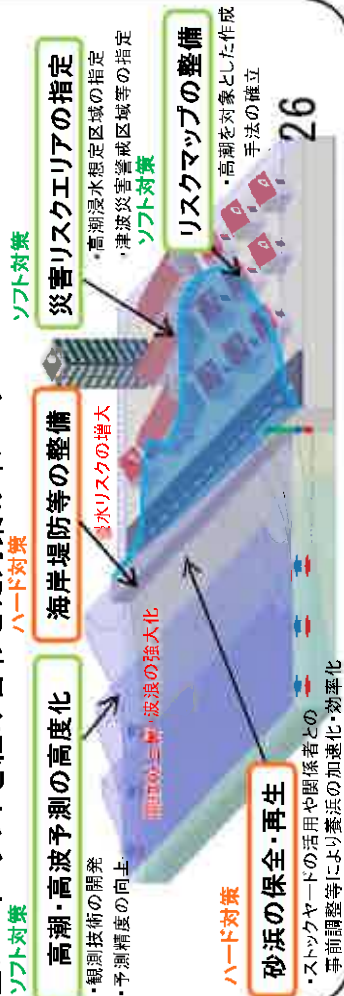


【自動化・遠隔化の事例】

ハード対策とソフト対策を一体的に推進する海岸事業への転換

- 区域指定の要件化(海岸堤防等のハード整備に係る個別補助事業、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)
 - ・高潮浸水想定区域又は津波災害警戒区域を令和7年度までに指定することを採択要件に追加。
- 区域指定地域への予算重点配分(防災・安全交付金)
 - ・津波災害特別警戒区域指定地域における海岸堤防等の整備へ予算重点化。

ハード・ソフトを組み合わせた対策のイメージ



気候変動影響を踏まえた海岸保全基本計画見直しについて

- 気候変動に伴う海面水位の上昇等を踏まえ、令和2年11月に「海岸保全基本方針」を変更
- 「海岸保全基本方針」に基づき、都道府県において「海岸保全基本計画」を見直し、気候変動を踏まえた海岸保全を推進

○IPCC第6次評価報告書

・IPCC第6次評価報告書第I作業部会報告書によると、2100年までの平均海面水位の予測上昇範囲は、**SSP1-2.6で0.32-0.62m、SSP5-8.5で0.63-1.01m**。



○気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会

・気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言（令和2年7月）にて「海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換」することを提言

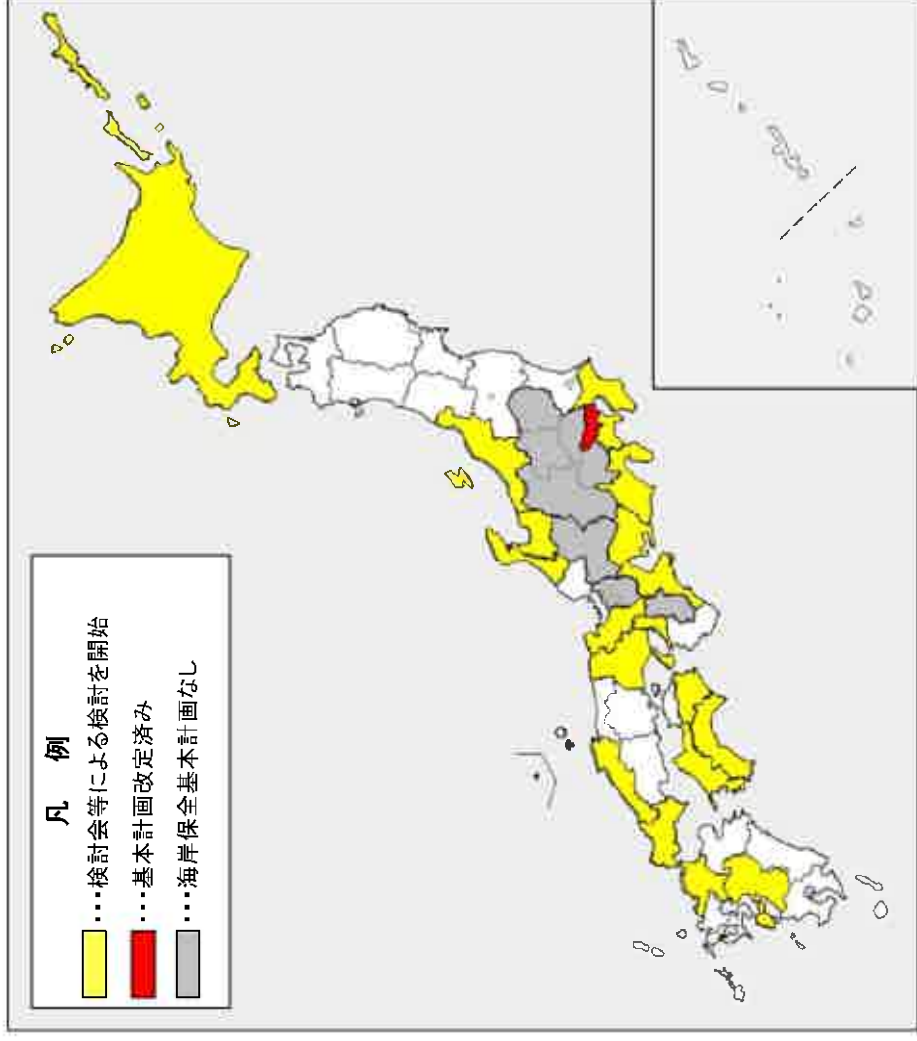
将来予測	
平均海面水位	・ 上昇する
高潮時の潮位偏差	・ 極値は上がる
波浪	・ 波高の平均は下がるが極値は上がる ・ 波向きが変わる
海岸侵食	・ 砂浜の6割～8割が消失

海岸保全基本方針の変更(令和2年11月20日)

- ・ 農林水産大臣及び国土交通大臣に定める義務
- ・ 記録や将来予測に基づき潮位や波浪の影響を適切に推算した上で、防護の対象とする外力を設定するよう記載

海岸保全基本計画の変更

- ・ 都道府県知事に定める義務
- ・ 「気象の状況及び将来の見通しを勘案して」外力を定めたものへ見直し（第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）にRPTとして「気候変動影響を防護目標に取り込んだ海岸の敷」が掲載されている（目標年度は令和7年度））

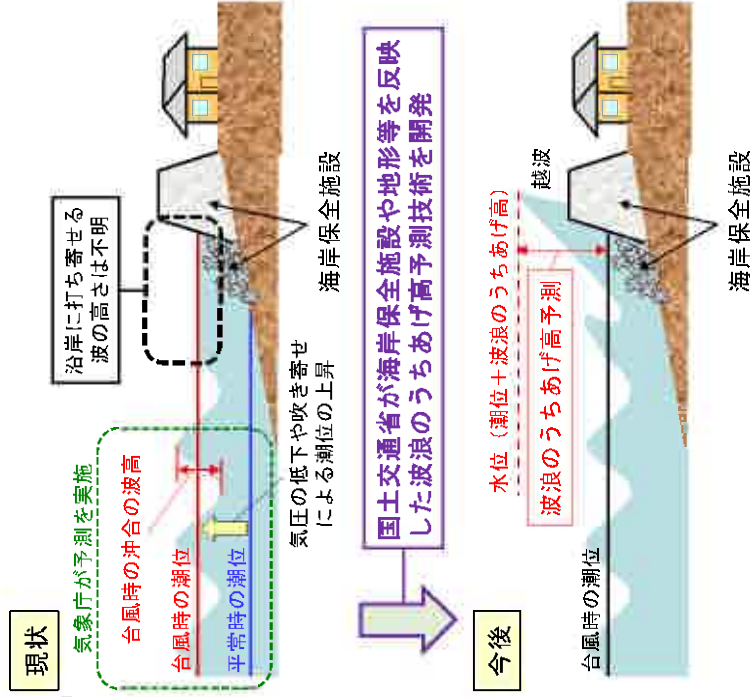


※国土交通省 水管理・国土保全局調べ(令和5年10月現在)

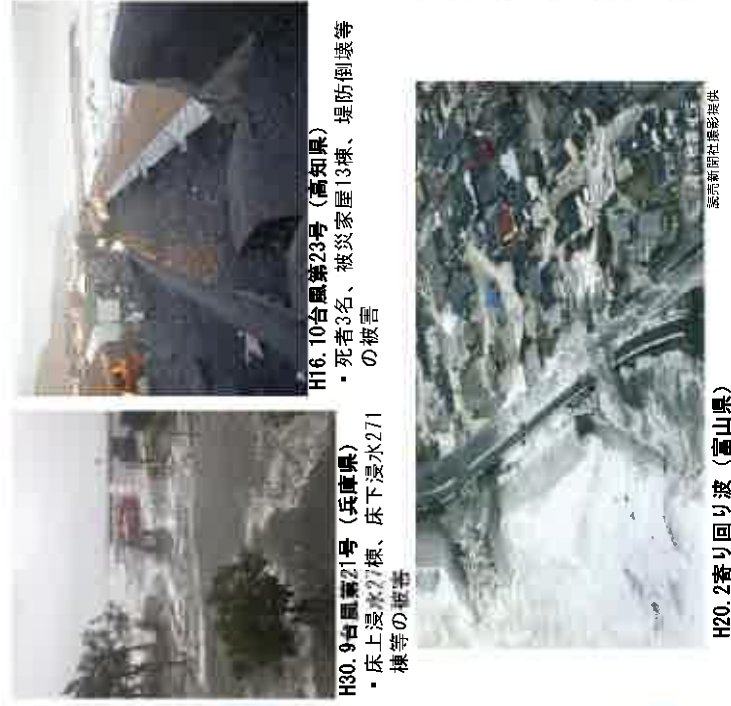
波浪のうちあげ高予測について

- 高潮による浸水は、潮位が堤防等を越えて宅地等に流入する前に、沿岸に打ち寄せる波が堤防等を越えること（越波）により発生。
- 現在、防災気象情報に関する検討会では、現状の高潮情報に沿岸に打ち寄せる波の影響が考慮されていないことが課題。
- 海岸保全施設の整備状況や地形に応じて沿岸に打ち寄せる波の影響を考慮した波浪のうちあげ高を予測する技術が開発され、防災対応への活用に向けてR4年度から実証実験を開始。
- さらに、都道府県、地方気象台、国土技術政策総合研究所等が参画する勉強会を各地方整備局等单位で設置し、うちあげ高予測の本格運用に向けた検討会を実施中。

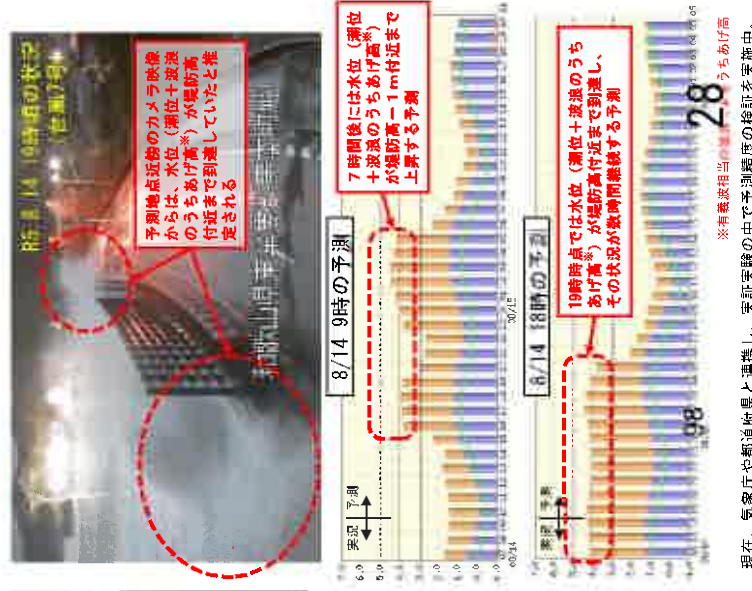
沿岸に打ち寄せる波の影響の予測



沿岸に打ち寄せる波による被害の例



波浪のうちあげ高予測の例

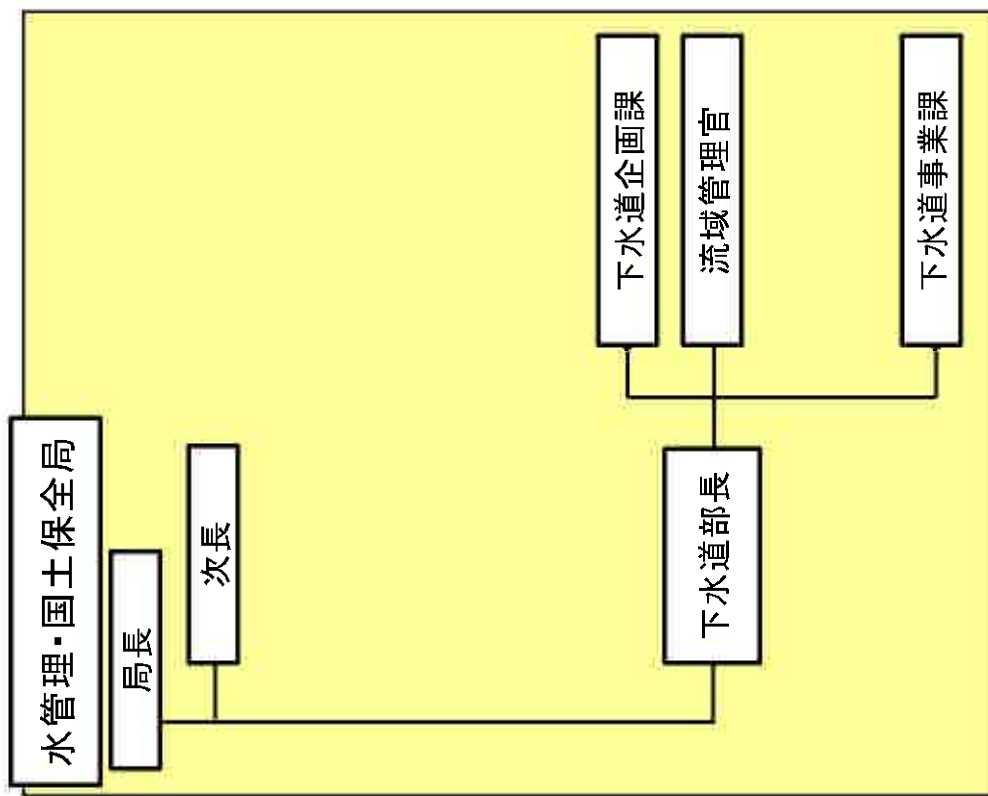


6. 上下水道行政について

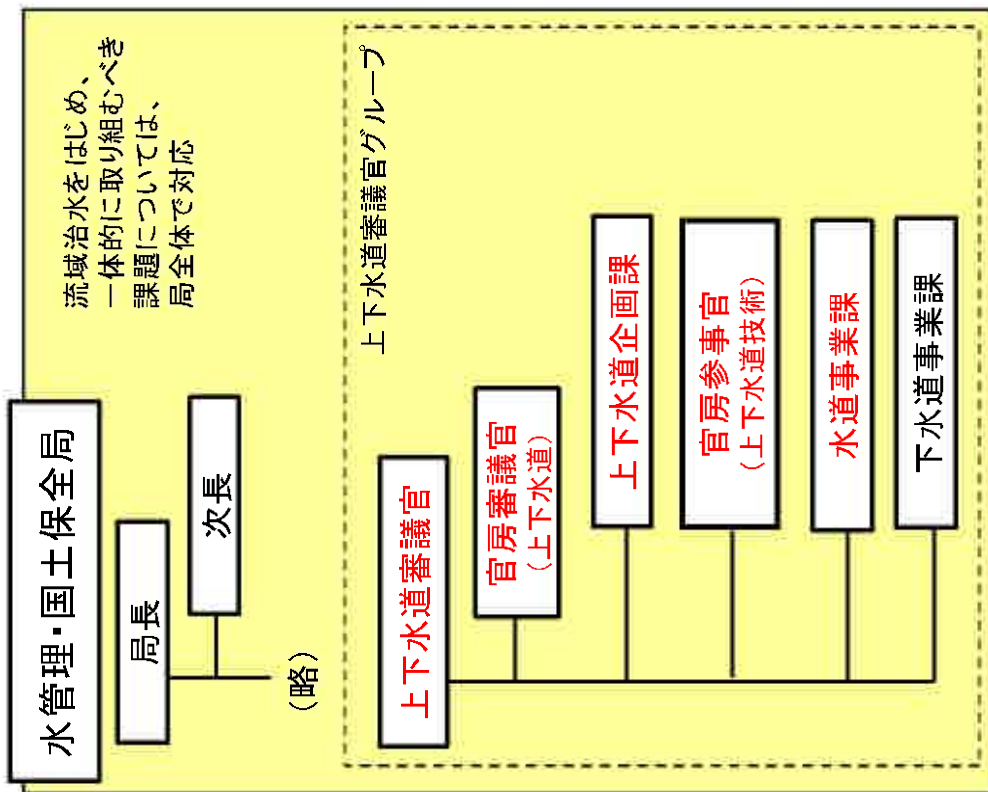
水道整備・管理行政の移管後の国土交通本省の体制(R6.4～)

- 国土交通本省に局長級の上下水道審議官及び官房審議官(上下水道)を新設。
- 上下水道審議官グループとして、3課1官体制で上下水道一体の組織体制を整備。

◆現行の下水道部



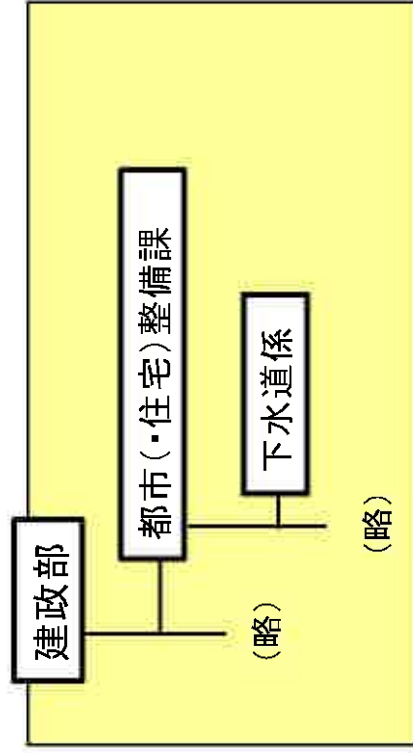
移管後の体制



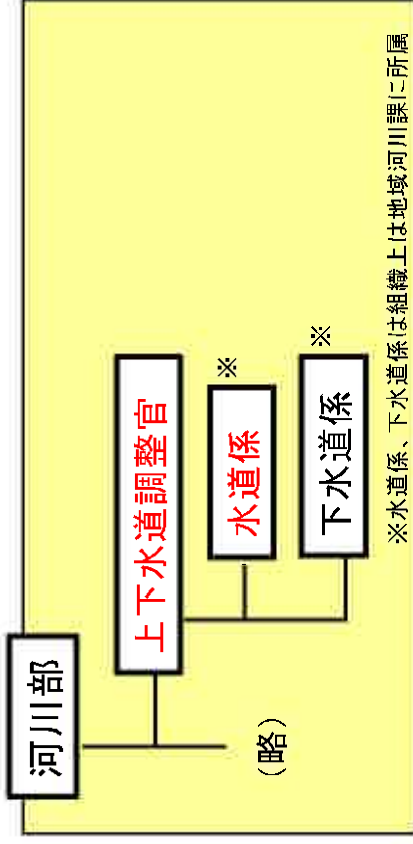
地方整備局及び北海道開発局における体制(R6.4～)

- 地方整備局では、河川部に上下水道調整官や水道係等を新設するとともに、建設部が所管する下水道行政を河川部に移管。
- また、北海道開発局では、建設部に上下水道調整官や水道係等を新設するとともに、事業振興部が所管する下水道行政を建設部に移管し、上下水道一体の組織体制を整備。

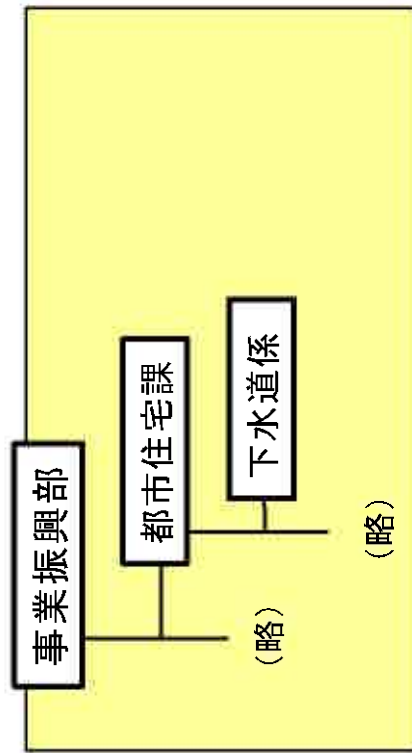
◆地方整備局 現行の体制



移管後の体制



◆北海道開発局 現行の体制



移管後の体制

